

「市民全員参加型」まつど障害者プラン

第2次松戸市障害者計画

— 中間評価改訂版 —

(平成25年度～32年度)

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、
安心して暮らせるまち」
一障害のある人もない人も“住み続けたいまち・まつど”をめざして—



平成29年11月

松 戸 市

一目 次一

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 本計画の特徴	6
第2章 障害者施策に関する現状と課題	7
第1節 障害者施策をめぐる国、県の動向	8
第2節 障害のある人の現況	10
1 障害のある人の状況	10
2 人口の推移と障害のある人の推計	14
3 障害のある人の就労状況	16
第3節 障害者施策に対する市民意識とニーズ	18
1 市民アンケート調査の概要	18
2 関係団体ヒアリングの概要	20
第4節 松戸市の障害者施策における課題	22
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の基本理念	26
2 計画の将来像	26
3 計画の基本目標	27
第4章 重点施策・事業	29
1 相談支援体制の充実	30
2 就労の支援	32
3 災害時における支援体制の整備	34
第5章 施策の体系	37
第1節 共生社会の実現に向けた相互理解の促進	40
1 市民意識の醸成	40
2 福祉に関する教育の充実	42
3 地域ボランティア活動等の推進	44
第2節 子育て支援の充実	46
1 障害の早期発見と早期療育	46

2	障害に応じた療育	48
3	特別支援教育の充実	50
第3節	社会参加と就労の促進	52
1	障害のある人への就労の支援	52
2	スポーツ・文化活動の支援	54
第4節	自立した地域生活の支援	56
1	障害の原因となる傷病の予防と治療	56
2	障害福祉サービスの充実	58
3	生活の安定のための支援	60
4	相談支援体制の充実	62
第5節	安全安心なまちづくりの推進	64
1	生活しやすいまちづくり	64
2	防犯・防災対策	66
第6章	計画の推進に向けて	69
1	関係機関等との連携	70
2	市民参加による効率的、効果的な推進	70
3	計画の進捗状況の点検と評価	70

【資料編】

●	資料	73
1	策定体制	74
2	策定の経過	75
3	松戸市次期障害者計画策定委員会設置要綱	76
4	松戸市次期障害者計画策定委員会委員名簿	78
5	障害のある人の状況（表）	79
6	障害のある児童・生徒の就学状況	82
7	市民アンケート調査結果の概要	85
8	障害者関係団体のヒアリング結果の概要	121
●	用語解説	129

※本文中の＊印を付けた用語は、129ページからの「用語解説」に説明があります。

第2次松戸市障害者計画の構成

第1章 計画の策定にあたって

(P. 1~P. 6)

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 本計画の特徴

第2章 障害者施策に関する現状と課題

(P. 7~P. 24)

- 第1節 障害者施策をめぐる国・県の動向
- 第2節 障害のある人の現況
- 第3節 障害者施策に対する市民意識とニーズ
- 第4節 松戸市の障害者施策における課題

第3章 計画の基本的な考え方 (P. 25~P. 28)

1 計画の基本理念

「ふれあい・認め合い・支えあい」

2 計画の将来像

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、
安心して暮らせるまち」

3 計画の基本目標

- (1) お互いに個性を尊重し、人格を認め合う社会の実現
- (2) 自分らしく生きがいのある生活の実現
- (3) 安心して暮らせるまちの実現

第4章 重点施策・事業

(P. 29~P. 36)

- 1 相談支援体制の充実
- 2 就労の支援
- 3 災害時における支援体制
の整備

第5章 施策の体系 (P. 37~P. 68)

- 第1節 共生社会の実現に向けた相互理解の促進
- 第2節 子育て支援の充実
- 第3節 社会参加と就労の促進
- 第4節 自立した地域生活の支援
- 第5節 安全安心なまちづくりの推進

第6章 計画の推進に向けて (P. 69~P. 72)

- 1 関係機関との連携
- 2 市民参加による効率的、効果的な推進
- 3 計画の進捗状況の点検と評価

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

松戸市では、平成10年3月に「いきいきと安心して暮らせる社会をめざして」を基本理念として「松戸市障害者計画」を策定し、

- (1) 市民との相互理解と交流
- (2) 自立した日常生活と社会生活の実現
- (3) 生活基盤の確立
- (4) 住みよいまちづくりの推進

という基本方針のもと、諸施策を推進してきました。

平成18年度からは、障害者自立支援法^{*}の施行に伴い、3年ごとに「松戸市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制などの整備を計画的に進めているところです。

国内外に目を向けてみると、平成18(2006)年に、国連で障害者権利条約^{*}が採択されました。その基本的な視点は、障害のある人を「権利の主体」である社会の一員としてとらえ、基本的人権の尊重を求めるものになっています。

そこで、国においては、現在、障害者権利条約の批准に向けて、障害福祉分野の法制度の見直しを進めており、平成23年8月には障害者基本法^{*}が改正されました。

また、平成24年10月から、障害者を虐待から守るための障害者虐待防止法^{*}がスタートしました。さらに、平成25年4月からは、障害者総合支援法^{*}が施行されます。

このように、障害者を取り巻く制度や仕組みは、かつてないほど大きく変化しています。

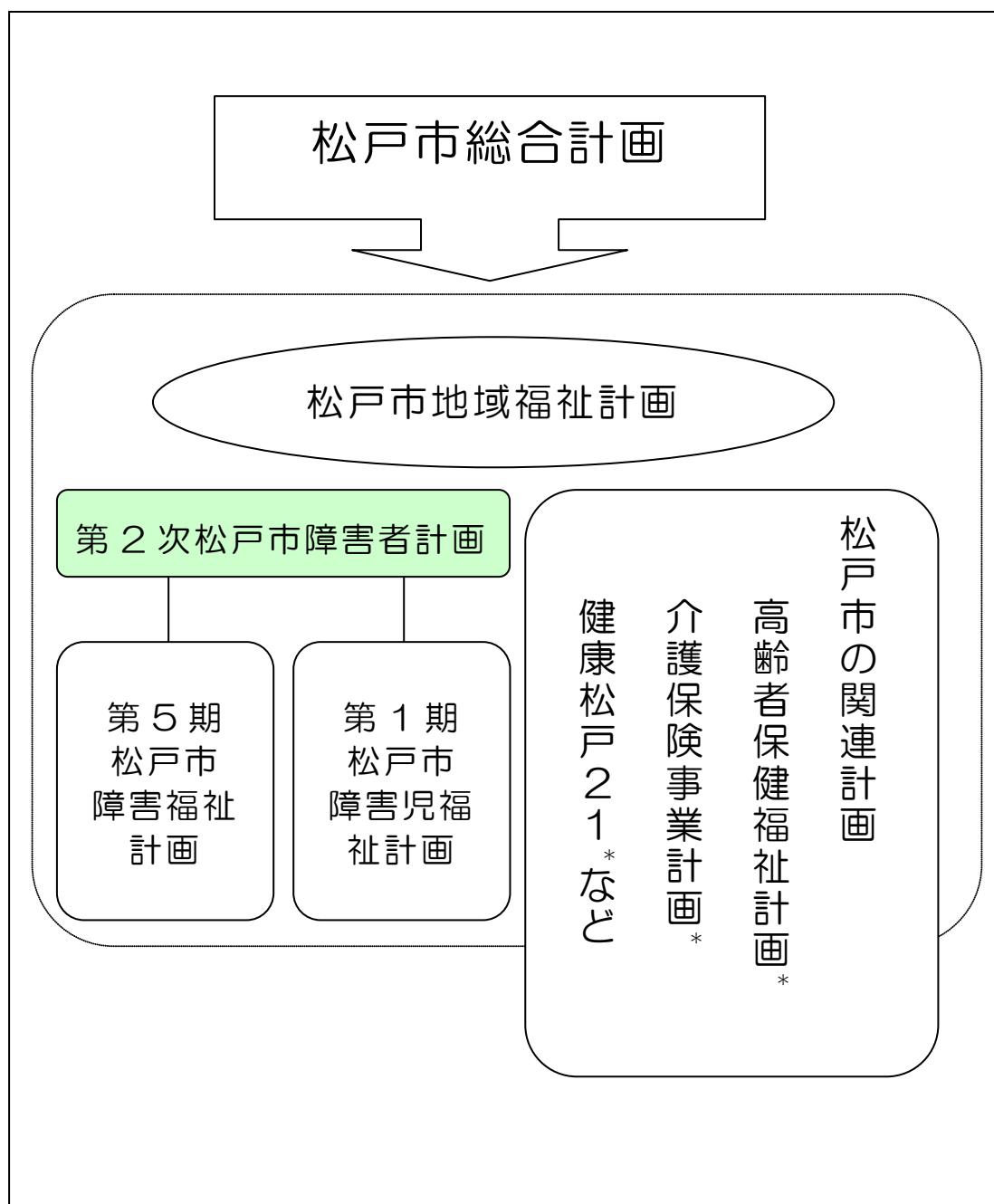
こうした大きな制度改革に対応し、障害のある人もない人も、誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち・松戸市の実現を目指して、新たに「第2次松戸市障害者計画」を策定し、障害者施策の更なる充実に取り組みます。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法^{*}に基づく法定計画であり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的事項を定めるものです。

また、松戸市総合計画^{*}のめざす将来像の一翼を担う障害者部門の計画として、中長期的な展望のもと施策を推進するための総合的な指針となります。

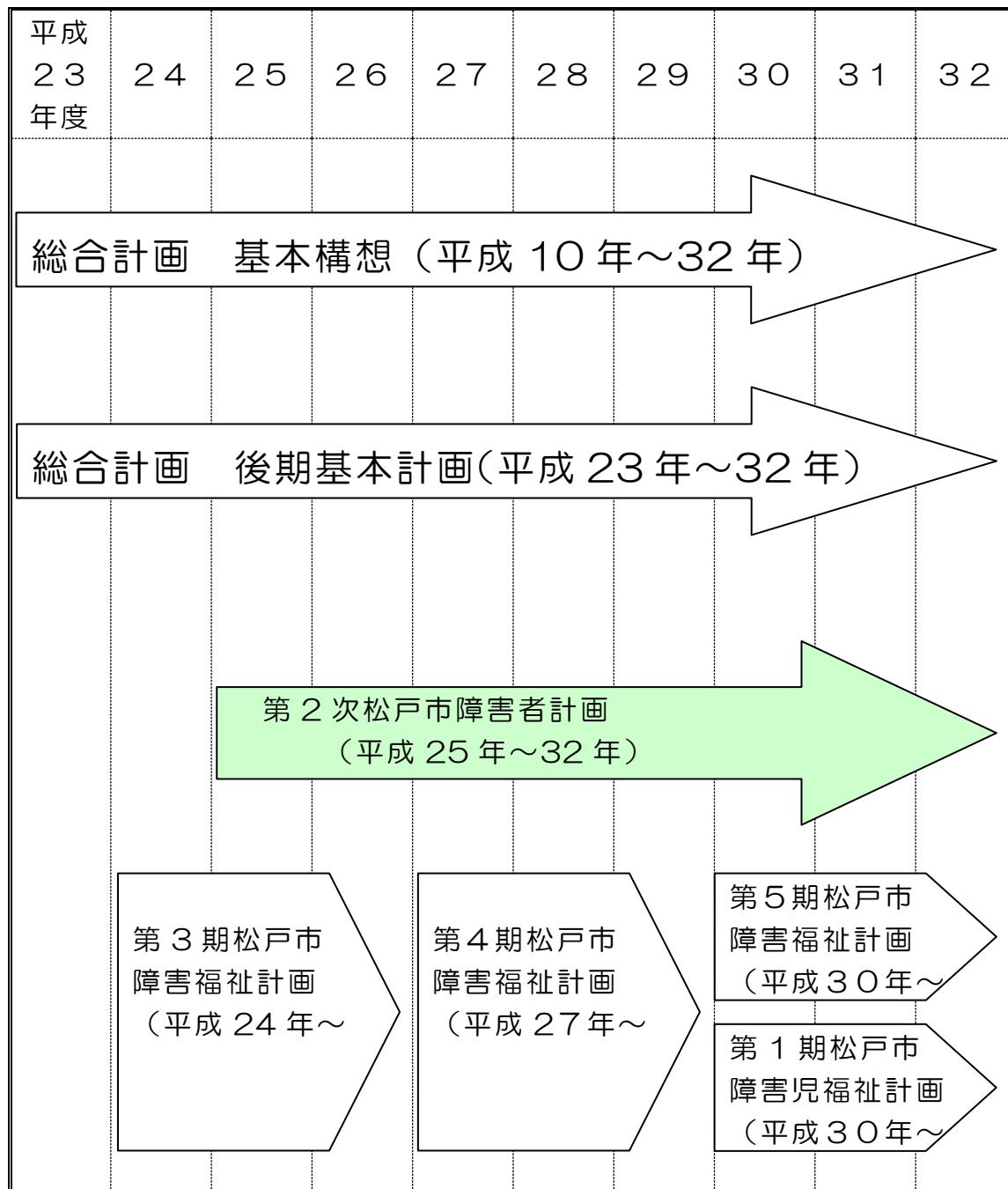
なお、策定にあたっては、松戸市地域福祉計画^{*}などの関連計画や松戸市障害福祉計画^{*}・松戸市障害福祉計画^{*}との整合を図るものとします。



3 計画の期間

計画の期間は、平成25年度から平成32年度までの8年間とします。

この間、大幅な制度改正や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。



4 本計画の特徴

本計画は、平成10年3月策定の「松戸市障害者計画」の計画期間終了に伴い、策定するものですが、前期計画にない特徴を盛り込んでいます。

(1) 重点施策の設定

限られた財源の中で、将来像を実現し、基本目標を達成するため、今回の計画期間中に、特に重点的に取り組む「相談・就労・災害」の3つの施策を設定しました。

⇒ 「第4章 重点施策」29ページ～36ページ

(2) 目標の設定

それぞれの施策ごとに目標を設定しました。

目標については、個々の施策の進捗状況をより明確にし、計画の進行管理を実効性のあるものとするため、できる限り数値目標を設定しました。

⇒ 「第5章 施策の体系」37ページ～68ページ

(3) 「市民全員参加型」まつど障害者プラン

計画に描いた将来像を実現するためには、行政が尽力することはもちろんですが、多くの市民の皆様の参加と協力が不可欠です。

そこで、本計画では、障害のある人、地域・住民、行政それぞれの立場で、主体的に行なうことが期待される役割を盛り込み、計画のサブタイトルを「市民全員参加型」まつど障害者プランとして、市民の皆様と一緒に取り組む計画としました。

⇒ 「第5章 施策の体系」37ページ～68ページ

第2章 障害者施策に関する
現状と課題

第1節 障害者施策をめぐる国・県の動向

1 国の動き

平成18年4月、障害の種別（身体障害、知的障害^{*}、精神障害）で分かれていた制度を一元化するとともに、障害のある人の地域生活と就労の促進などを目的とする障害者自立支援法^{*}が施行されました。

平成19（2007）年9月、国は、障害者権利条約^{*}に署名しました。条約を批准するためには、障害福祉分野の法制度を全般的に見直す必要があります。

そこで、国では、「障がい者制度改革推進本部^{*}」などの組織を設け、現在、条約の批准に向けた国内法の整備など障害者制度の集中的な改革に取り組んでいます。

この制度改革の一環として、平成23年8月には、障害者基本法が改正され、

- (1) すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重される。
- (2) すべての国民が、障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

などの理念、目的が盛り込まれました。

平成24年6月には、障害者基本法^{*}の改正を踏まえ、障害者自立支援法が改正されました。法律の名称も障害者総合支援法^{*}に変わり、平成25年4月から施行されます。

また、平成24年10月から、障害者の虐待を発見した場合の通報義務、虐待を受けた人の保護や家族の負担軽減などを定めた障害者虐待防止法^{*}が施行されています。

2 千葉県の動き

千葉県では、平成19年4月、全国初となる「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例^{*}」が施行され、障害のある人に対する差別をなくす取り組みが推進されています。

平成21年1月、「誰もが、ありのままに・その人らしく、地

域で暮らすことができる**新たな地域福祉像**」を基本理念とし、障害者施策に関する総合計画として、第四次千葉県障害者計画を策定しました。

この計画は、平成21年度から平成26年度までを計画期間としておりますが、平成23年3月に発生した東日本大震災により障害のある人に対する様々な課題が明らかになったことや、制度改正などに対応するため、

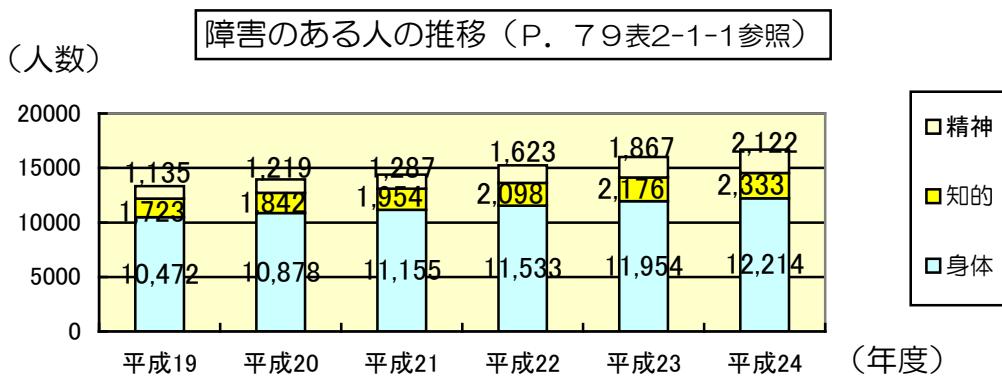
- (1) 障害のある子どものための施策の展開
 - (2) 入院している精神障害のある人の地域生活の移行・定着の推進
 - (3) 権利擁護体制の整備
 - (4) 高齢社会と高齢期に向けた支援
 - (5) 災害時における障害のある人への支援体制の整備
- をポイントに計画の見直しが行われました。

第2節 障害のある人の現況

1 障害のある人の状況

身体障害者手帳^{*}所持者は12,214人、療育手帳^{*}所持者は2,333人、精神障害者保健福祉手帳^{*}所持者は2,122人となっていて、身体、知的、精神の3障害とも増加傾向にあります。

合計では16,669人となり、市の全人口の3.46%となります。松戸市民の約30人に1人が何らかの障害を有していることになります。

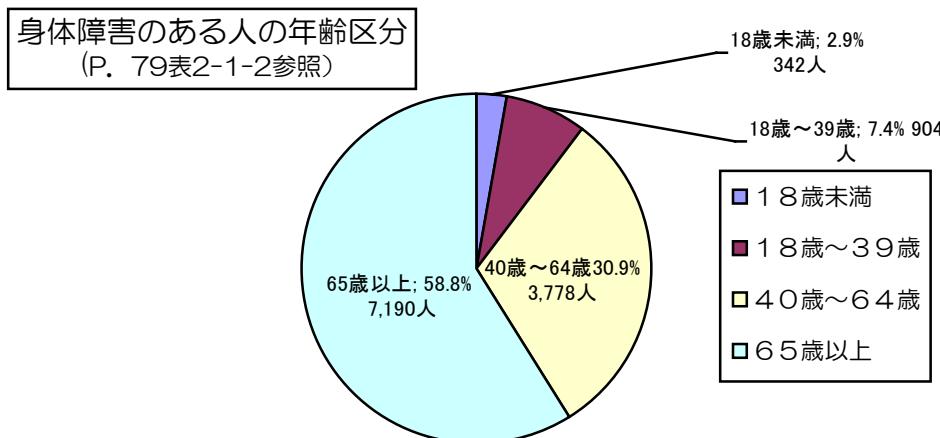


(1) 身体障害のある人

① 年齢区分別

身体障害者手帳所持者の年齢別構成割合では、65歳以上の手帳所持者の割合が58.8%（平成18年調査時55.7%）を占めており、高齢化の傾向にあります。

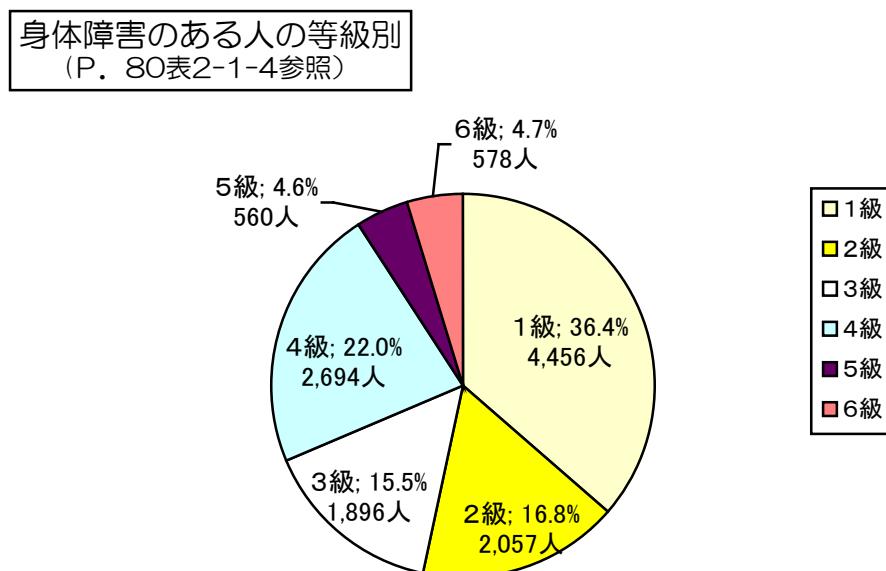
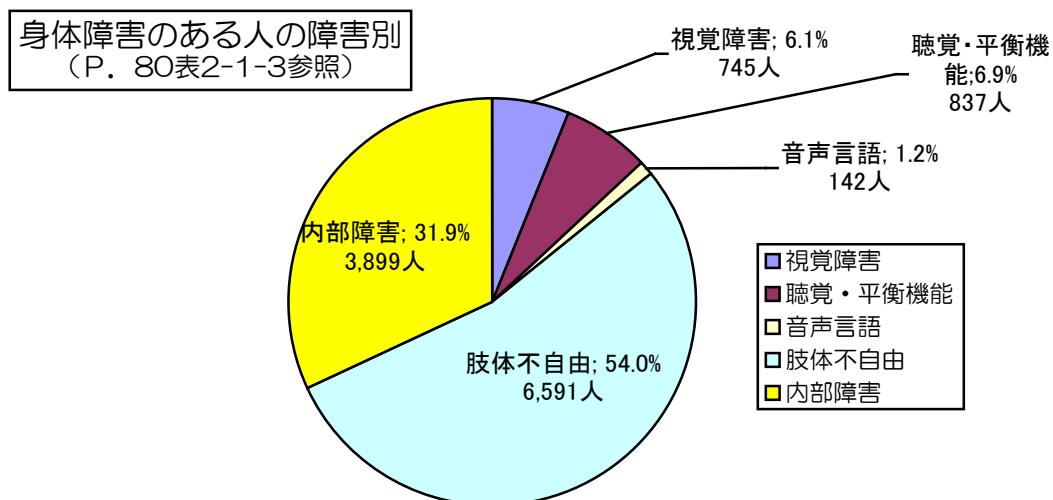
全体人数では、平成18年からの6年間で2,143人、17%の増加となっています。



② 障害別・等級別

障害別では、肢体不自由*(54.0%)と内部障害*(31.9%)で85.9%（平成18年調査時85.2%）と大半を占め、前回調査時と同様の傾向を示しています。

また、等級別では、1・2級の重度障害の人が6,513人で全体の53.2%（平成18年調査時45.7%）となっており、重度化の傾向を示しています。

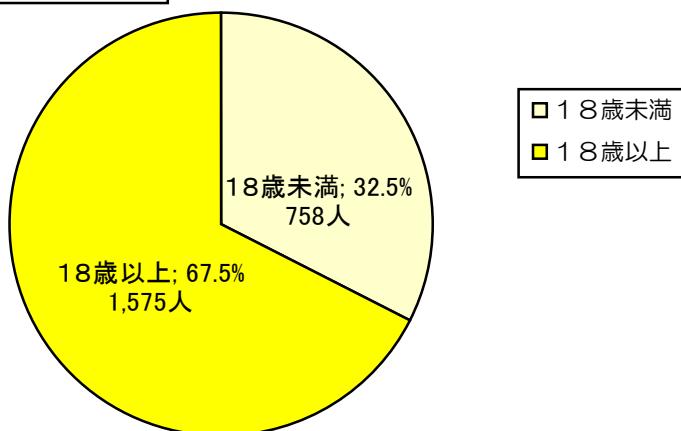


(2) 知的障害*のある人

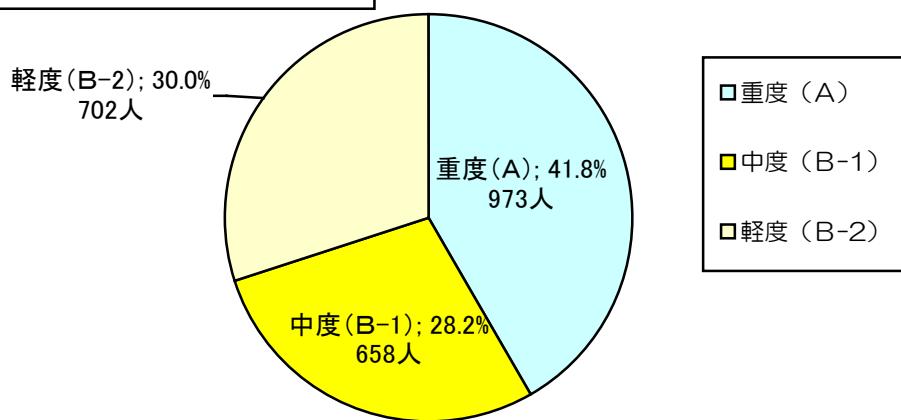
療育手帳*所持者の年齢別構成割合は、18歳未満が32.5%（平成18年調査時29.0%）を占め、18歳以上の占める割合は、67.5%（平成18年調査時71.0%）となっています。

障害の程度別では、重度障害の人の割合が41.8%（平成18年調査時44.3%）となっています。

知的障害のある人の年齢別
(P. 80表2-1-5参照)



知的障害のある人の程度別
(P. 80表2-1-6参照)



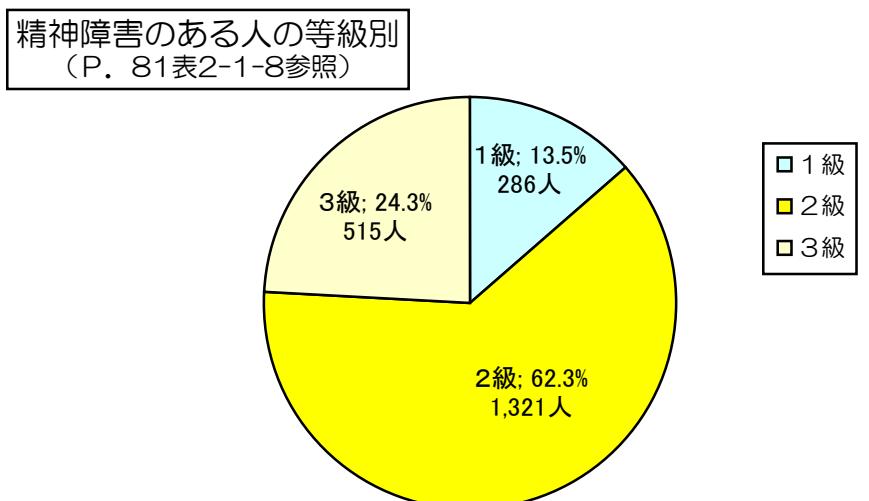
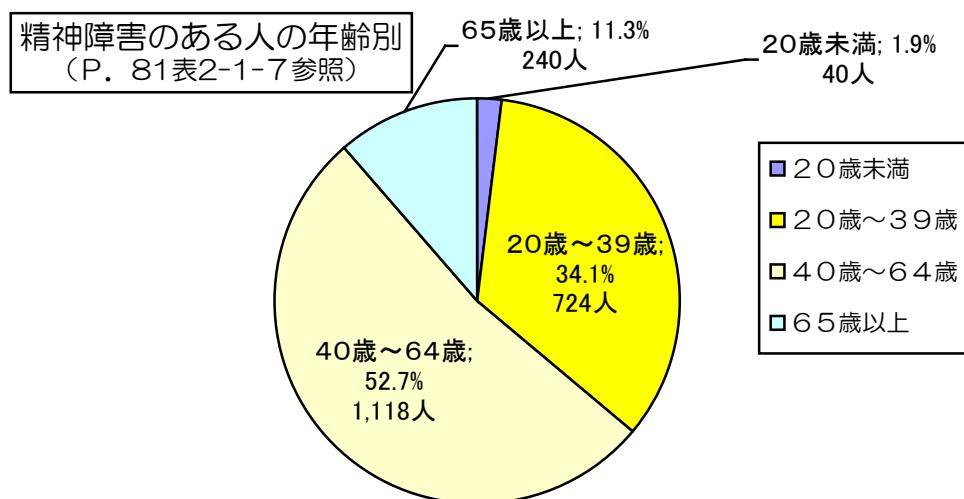
(3) 精神障害のある人

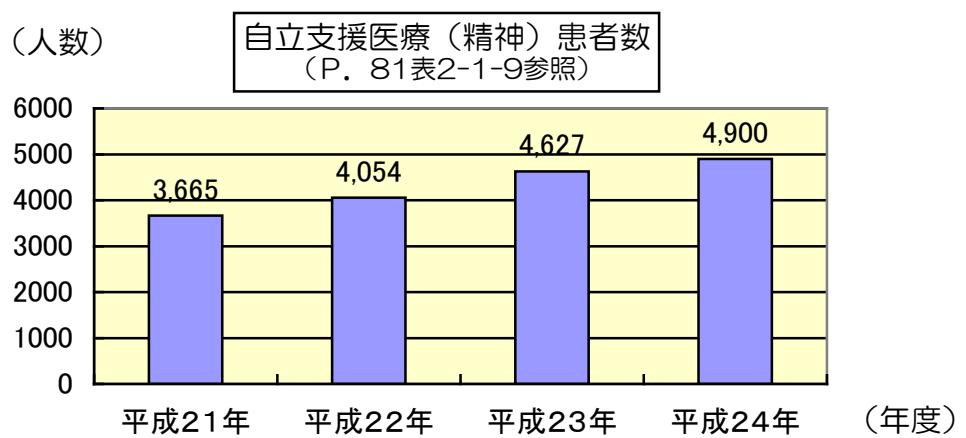
精神障害者保健福祉手帳 *所持者数は、2,122人（平成18年調査時1,135人）で987人、87%の大幅な増加となっております。

年齢別構成割合は、20歳～64歳で86.8%（平成18年調査時18歳～64歳で86.4%）を占めています。

等級別では、2級が62.3%、3級が24.3%、1級が13.5%（平成18年調査時2級が59.0%、1級・3級が20.5%の同数）の順で構成しています。

自立支援医療 *の対象患者数は、平成24年3月末で4,900人（平成18年調査時3,619人）となっており大幅な伸びを示しています。





2 人口の推移と障害のある人の推計

松戸市的人口は、昭和40年代から昭和50年代前半にかけ急激な増加を示し、昭和55年に40万人を超えて以降は穏やかな増加を示していました。

一世帯あたりの構成人員においては、昭和62年に3人を下回り、平成22年10月では2.31人と一層の核家族化が進んでいます。

松戸市総合計画において、本計画の目標年度の平成32年における総人口を、500,000人と設定しております。これをもとに平成32年の障害のある人の人数を推測すると、22,164人となり、総人口に占める割合は、平成24年の約30人に1人の3.4%から、約23人に1人の4.4%になることが見込まれます。特に、精神障害のある人が大きく増えることが推測されます。

区分	平成24年	平成32年	増減率
総人口	476,896人	500,000人	4.8%
年少人口(0~14歳)	62,132人	49,000人	△21.1%
生産人口(15~64歳)	313,369人	323,000人	3.1%
老齢人口(65歳以上)	101,395人	128,000人	26.2%
障害のある人の総数	16,669人	22,164人	33.0%
身体障害のある人	12,214人	15,071人	23.4%
内 訳 18歳未満	342人	378人	10.5%
18歳~64歳	4,682人	5,394人	15.2%
65歳以上	7,190人	9,299人	29.3%
知的障害のある人	2,333人	3,253人	39.4%
内 訳 18歳未満	758人	1,131人	49.2%
18歳以上	1,575人	2,122人	34.7%
精神障害のある人	2,122人	3,839人	81.0%
内 訳 20歳未満	40人	120人	200.0%
20歳~64歳	1,842人	3,370人	83.0%
65歳以上	240人	349人	45.4%

※障害のある人の人数の推計手法については確立されたもののがなく、ここでは最近の手帳の取得状況を参考に推計しました。

3 障害のある人の就労状況

松戸公共職業安定所（ハローワーク）*の松戸市内の障害のある人の就労者数は、平成23年6月1日現在、231人と前年度に比べて若干増えていますが、雇用率は減少し、1.25%と法定雇用率*1.8%に比べてかなり低い状況です。また、法定雇用率達成企業の割合も、3割を切っている状況です。

松戸公共職業安定所（ハローワーク）管内の職業紹介状況は、就職件数、就業中の者ともに若干ではありますが伸びています。しかし、法定雇用率達成状況は、36.8%と約3社に1社しか達成できていない状況です。

なお、平成25年4月からは、障害者の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられます。

[表 2-3-1 松戸市の状況]

	平成22年	平成23年
企業数	83社	88社
法定雇用障害者数の基礎となる労働者数	16,416人	18,551人
障害者の数	212人	231人
身体障害者の数	147人	153人
知的障害者の数	63.0人	73.5人
精神障害者の数	2.0人	4.5人
雇用率	1.29%	1.25%
法定雇用率達成企業数	29社	26社
法定雇用率達成企業の割合	34.9%	29.5%

※各年6月1日現在

(資料:松戸公共職業安定所)

[表 2-3-2 職業紹介状況] (ハローワーク松戸管内)

	新規求職 申込件数 (人)	紹介件 数 (人)	就職件 数 (人)	登録者数(年度末)		
				有効求職 者(人)	就業中の 者(人)	保留中の 者(人)
20年度	879	2,213	255	1,618	1,697	72
21年度	870	3,350	254	1,287	1,858	40
22年度	887	3,309	279	1,426	2,006	35
23年度	1,043	3,120	359	1,623	2,120	38

※各年 6月 1日現在

(資料:松戸公共職業安定所)

[表 2-3-3 法定雇用率達成状況]

(平成 23 年 6月 1 日現在)

	ハローワーク松戸管内				
	対象企 業数	常用労働 者数(人)	障害者 数 (人)	障害者雇 用率(%)	雇用率 達成率 (%)
建設業	7	670.0	0.0	—	—
製造業	56	9,422.5	158.0	1.68	53.6
電気・ガス・水道業	1	57.0	0.0	—	—
運輸・通信業	28	4,582.0	44.5	0.97	14.3
卸・小売業・飲食店	44	13,255.0	158.0	1.19	22.8
金融・保険業	3	235.0	3.0	1.28	33.3
サービス業	89	14,486.5	188.0	1.30	43.8
計	228	42,708.0	551.5	1.29	36.8
56～99人	117	8,946.5	98.5	1.10	35.9
100人～299人	87	14,039.0	145.0	1.03	34.5
300人～499人	14	5,191.0	86.5	1.67	64.3
500人以上	10	14,531.5	221.5	1.52	30.0

(資料:松戸公共職業安定所)

第3節 障害者施策に対する市民意識とニーズ

第2次松戸市障害者計画に反映させることを目的に、市民アンケート調査と関係団体のヒアリングを実施しました。

1 市民アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、平成3年、平成9年、平成17年に続く本市における4回目の調査です。

計画の策定に向けて、市民の生活の様子や意見をあらためてうかがい、より実効性のある計画とするための基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 調査の実施概要

各調査の対象者、方法、回収結果等は次のとおりです。

① 対象者

ア) 障害者

身体障害者手帳*、療育手帳*、精神障害者保健福祉手帳*を所持している18歳以上の市民1,500人を障害者台帳から無作為抽出

イ) 障害児

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している18歳未満の市民500人を障害児台帳から無作為抽出

ウ) 障害のない市民

80歳未満の障害のない市民1,000人を住民基本台帳から無作為抽出

② 調査方法

郵送配布・郵送回収

③ 実施時期

平成23年12月12日～平成23年12月27日

④ 回収率 障害者 障害児 障害のない市民

- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| ・有効回収数 | 951票 | 283票 | 450票 |
| ・有効回収率 | 63.4% | 56.6% | 45.0% |

(3) 調査結果の概要

調査結果の概要是、巻末の資料編（85 ページ～120 ページ）に掲載しておりますのでご参照ください。

(4) 主な質問項目

質問項目	参照ページ
地域社会における障害のある人への差別・偏見の有無	85
障害のある人との交流のきっかけ	86
ボランティア活動への参加	87
ボランティア活動に参加していない理由	88
障害があるとわかった時期	90・101
障害や病気の種類	91・100
将来の日中の過ごし方	92・94・95
現在の日中の主な過ごし方	93
この1年間にした各種活動	96
各種活動を一層活発にするために必要なこと	98
普段の主な介助者	102
介助を受ける上で問題となること	103
力を入れてほしい（優先的に実施してほしい）障害者施策	104～107
人権を損なう扱いを受けた経験	108～111
障害者施策や福祉施策用語の認知状況	112
障害福祉サービスの利用について（成年後見制度 現在）	114
「ふれあい22*」の認知・利用状況（ふれあい相談室）	115
外出時に困ること	116～119
力をいれてほしい災害対策	120

2 関係団体ヒアリングの概要

(1) 目的

第2次松戸市障害者計画の策定に当たり、計画策定に反映させることを目的に関係団体の意見や要望などを伺う機会を設けました。

(2) 実施日時・場所

- ①平成24年7月26日（木）10時～12時
- ②平成24年7月26日（木）13時30分～15時30分
- ③平成24年8月10日（金）10時～12時
- ④平成24年8月10日（金）13時30分～15時30分

会場：健康福祉会館（ふれあい22^{*}）

(3) 実施方法（懇談会形式）

次のテーマについて、それぞれ各団体における取組みの現状や、ご意見・ご要望を伺うとともに、意見交換を行いました。

【テーマ】

- ①各団体が抱えている問題、力を入れて取り組んでいることは何ですか。
- ②松戸市に住み続けるために、必要なことはどんなことですか。
- ③防災対策として必要なことはどんなことですか。

いただいたご意見は、施策の体系ごとに分類して、障害者関係団体のヒアリング結果の概要として、巻末の資料編（121ページ～128ページ）に掲載しておりますのでご参照ください。

(4) 参加団体（15団体）

	団体名	団体の目的
1	松戸市肢体不自由児者父母の会	身体障害者が、地域社会の中で安心し生きがいのある生活が送れるよう教育と福祉、生活の自立増進を図る。
2	松戸手をつなぐ育成会	障害児者を守り育て、教育と福祉の向上を図る。
3	松戸市自閉症協会	自閉症 * 児者の幸せを願い幅広い活動を展開する。
4	障害者問題研究会松戸サークル	障害者の生活と権利を守り、社会参加と自立を支援する。
5	特定非営利活動法人 松戸市身体障害者福祉会	身体障害者の福祉の向上、及び利益の増進に寄与する。
6	松戸市視覚障害者協会	視覚障害者の福利厚生と生活文化の向上及び会員相互の親睦を図る。
7	松戸市ろうあ協会	会員相互の親睦と友愛の精神を高め、福祉活動の推進を図る。
8	特定非営利活動法人 土曜会	精神障害者の社会復帰、社会参加するための援助活動を行うと共に、福祉の向上増進を図る。
9	松戸市身障運転者協会	交通ルールを守り、安全運転に心がけ、福祉向上、自立及び社会参加拡大に協力する。
10	特定非営利活動法人 はなまる	放課後や長期の休暇中に障害児者がのびのびと安全に、楽しく生活する場を提供する。
11	日本ALS協会千葉県支部（松戸地区）	ALS * の克服と患者が人間としての尊厳を全うできる社会の実現を目指す。
12	東葛菜の花「高次脳機能障害者と家族会」	高次脳機能障害 * 者に対する理解を深め、自立・社会復帰を促進する。会員相互の理解と交流を深める。本人と家族が希望を持って生活できるような環境の実現をめざす。
13	松戸朗読奉仕会	視覚障害者との親睦を図り、できる限りの情報提供を行い支援する。
14	松戸点訳会	点訳 * 本を作成する活動を通じ、視覚障害者の福祉に寄与する。
15	松戸市手話サークル ゆうかりの会	手話の学習活動を通じ、聴覚障害者との交流・活動の支援を図る。

第4節 松戸市の障害者施策における課題

障害のある人の状況や、市民アンケート調査の結果及び障害者関係団体ヒアリングにおいて寄せられた意見などから、本市の障害者施策における主な課題としては、次のようなものがあげられます。

1 市民の相互理解の促進

障害のある人誰もが、いきいきと生活していくことができる地域社会を実現していくためには、すべての市民が障害及び障害のある人に対する理解を深め、お互いの立場を尊重しあい、支えあいながら、共に生きる社会を築いていく必要があります。

そのため、障害のある人との交流の場や機会の拡大、こどもの頃からの福祉教育、ボランティア活動の参加促進など地域の中で理解を広げていく取組みが必要です。

2 雇用及び就労支援

就労は、社会参加の基本となる活動です。これにより収入を得て、自らの生活を支え、毎日の生活をより豊かにすることができます。このような就労の意義は、障害のある人もない人も基本的に同様です。

しかし、市内の障害者の法定雇用率^{*}達成企業の割合は、29.5%（P.16 参照）となっており、伸び悩んでいます。また、障害者施設で働く障害者の工賃も、まだまだ十分とは言えない状況です。

そのため、障害のある人に対する就労支援や障害者施設の受注拡大など工賃向上に向けた取組みが必要です。

3 安心して暮らせる地域社会

アンケート調査では、力を入れてほしい（優先的に実施してほしい）障害者施策として、「手当等の経済的支援の充実」、「保護者がいなくなった後の生活の保障」、「障害者の利用に配慮した道路や交通機関の整備」が上位を占めており、障害のある人が地域で安心して暮らしていくための施策の割合が高くなっています。

そのため、公共施設のバリアフリー^{*}化、各種制度や障害福祉サービスの充実、個々のニーズに応じた相談支援の充実、日中活動の場の充実など、障害のある人が地域社会で安心して暮らせる環境づくりを行うことが重要です。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、障害のある人に対する避難支援や情報伝達などについて、改めて様々な課題が浮き彫りになりました。災害時における支援体制の確立も急務になっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、「障害者基本法^{*}」の理念にのっとり、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現をめざすため、計画の基本理念を以下のように定め、計画を推進します。

【理念】

「ふれあい・認め合い・支えあい」

—交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—

- ◊ ふれあい・・・障害のある人とないとの交流の場や機会を設けることによって相互理解をめざします。
- ◊ 認め合い・・・差別や偏見をなくし、障害のある人もない人も、ありのまま認めえる社会をめざします。
- ◊ 支えあい・・・人々の横のつながりをつくり、万一のときにも安心な住み続けたいまちをめざします。

2 計画の将来像

松戸市の基本構想では、平成32年（西暦2020年）の松戸市の将来像を

「いきいきとした市民の舞台」

「ここちよい地域の舞台」

「風格ある都市の舞台」のあるまち・松戸と設定しています。

そして、「市民」「事業者」「行政」が一体となり、真の豊かさを感じることのできる3つの舞台が調和した松戸「住んでよいまち・たずねてよいまち」をめざしています。

こうした基本構想に掲げる将来像を踏まえ、本計画では、障害のある人にとって「ふれあい・認め合い・支えあい（一交流を通して、相互に尊重し、共に生きる一）」を実現していくため、以下のような将来像を掲げ、「地域・住民」「障害のある人」「行政」が一体となり施策を推進します。

【将来像】

「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、

安心して暮らせるまち」

—障害のある人もない人も“住み続けたいまち・まつど”をめざして—

3 計画の基本目標

障害のある人を取り巻く現状や市民アンケート調査等から示される諸課題を踏まえた中で、計画に描いた将来像を実現するため、以下のように基本目標を定めます。

(1) お互いに個性を尊重し、人格を認め合う社会の実現

障害のある人が自分らしく、いきいきとした地域生活を送れるように、市民との交流を通して、相互理解を深めます。また、障害があるために不利益を被ることのないよう、人権の尊重や権利擁護の取り組みを推進するとともに、そのための相談支援体制の充実に努めます。

(2) 自分らしく生きがいのある生活の実現

障害のある人が地域で生きがいをもって生活する上で、雇用・就労の機会の拡充に努めるとともに、生活の糧を自ら得ができるばかりでなく、人とのふれあいの場となるスポーツや文化活動をとおした社会参加を促進します。

(3) 安心して暮らせるまちの実現

障害の原因となる傷病の予防や早期発見、早期療育・早期治療を充実するとともに、各種制度、施設、サービスの充実を図ります。また、公共施設等のバリアフリー^{*}化の更なる推進や万一の災害時に対応できる体制の整備・充実に努め、障害のある人が地域で安心して暮らせるまちをめざします。

第4章 重点施策・事業

限られた財源の中で、将来像を実現し、基本目標を達成するため、施策の体系の中から特に次に掲げる施策を重点施策として取り組みます。

重点事業1

相談支援体制の充実

⇒ 第5章 第4節 自立した地域生活の支援
4 相談支援体制の充実

障害のある人が地域の中で自立した生活を送れるよう、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センター^{*}を整備し、相談支援体制の充実を図ります。併せて成年後見制度^{*}と虐待防止に関する相談機能の充実を図ります。

重点施策の内容

1 基幹相談支援センターの整備

地域における相談支援の拠点として、総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターを整備します。障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携協力しながら支援を行います。

(基幹相談支援センターの主な機能)

- (1) 松戸市の障害者相談支援の拠点
- (2) ワンストップ^{*}の総合相談支援
- (3) 相談支援のコーディネート
- (4) 差別、虐待その他の権利侵害に関する関係機関との連携
- (5) 地域との連携

2 相談支援体制の充実

様々な相談に対し適切な支援が展開できるよう、基幹相談支援センターを拠点として相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係機関等とのネットワーク化を早期にすすめ、相談支援体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知に努めます。

また、ケアマネジメント^{*}のスキルアップなど相談支援専門員^{*}の育成及び相談技術の向上を目指します。

<施策・事業>

- (1) ふれあい相談室 *（健康福祉社会館3階）
ハートオン相談室 *（身体・知的・精神）
- (2) 居住サポート事業の推進
- (3) 松戸市自立支援協議会 *・相談支援部会

3 成年後見制度 * の普及促進

障害者本人及び家族の高齢化、核家族化等によって成年後見制度を必要とする方が、今後ますます増加することが予測されます。そこで、さらなる制度の普及促進を図るとともに、市民後見人 * の養成に取り組みます。

<施策・事業>

- (1) 成年後見制度に関する相談支援
- (2) 後見開始の審判等の市長申立て
- (3) 後見人等報酬助成
- (4) 市民後見人の養成



4 障害者虐待防止体制の整備

障害者虐待・差別にかかる通報や届出、支援などの相談を行うとともに、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、関係機関等からなるネットワークの構築など虐待防止・差別解消に向けたシステムの整備に取り組みます。

<施策・事業>

- (1) 障害者虐待防止・障害者差別相談センター *における通報の受付、相談
- (2) 障害者虐待防止・差別解消に関する普及啓発

目標

	現状値	中間値	目標値
	23年度	28年度	32年度
・基幹相談支援センターを知っていると答えた人の割合 ・ふれあい相談室を知っていると回答した人の割合 ※障害のある人向けアンケート（資料P.115 参照）	0% 34.6%	11.8% 36.0%	50% 50%
○目標値設定の説明			
制度・事業の周知と普及促進に努め、市民の半数が知っていることをめざします。なお、基幹相談支援センターは、本計画策定時には開設されていないため現状値は0%です。			

重点事業2

就労の支援

⇒ 第5章 第3節 社会参加と就労の促進

1 障害のある人への就労の支援

障害のある人が、地域で生きがいをもって生活できるよう、雇用・就労の機会を促進するため、就労支援体制の整備と障害者就労施設等への支援の充実を目指します。



重点施策の内容

1 就労支援・雇用の促進

企業に対する障害者雇用に関する広報等による啓発活動や、各種奨励金、補助金の交付により、企業の障害者雇用を促進します。

＜施策・事業＞

- (1) 企業に対する障害者雇用に関する広報
- (2) 雇用促進奨励金（障害者）の交付
- (3) 職安雇用促進協力会補助金の交付
- (4) 障害者職場実習奨励金の交付

2 就労支援体制の整備

障害者の就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の機能を持つ就労支援センターの設置に向けた検討を行います。

市役所内の関係課による連絡会議を開催し、情報交換を行い、関係部局が連携して障害者の就労をバックアップしていきます。

また、障害のある人に就労に必要な訓練や社会人としての生活習慣を身に付けるため、障害者就労施設などの社会資源を整備し、障害のある人の一般就労に向けた支援や日中活動の場を提供します。

＜施策・事業＞

- (1) 松戸市自立支援協議会 *・就労支援部会
- (2) 庁内就労支援担当者会議の開催

- (3) 「しごと相談窓口サイト（障害者ページ）」の運営
- (4) 「雇用に関する企業の動向調査」の実施
- (5) 障害者雇用連絡会への参加
- (6) 障害者就労支援事業委託
- (7) 障害者就労施設の運営支援

3 障害者就労施設等の受注拡大・工賃向上

障害者優先調達推進法^{*}に基づき、障害者就労施設等が提供する物品、サービスの発注拡大を進めます。また、障害者就労施設等で働く障害者等の工賃向上を推進します。

＜施策・事業＞

- (1) 官公需の拡大
- (2) 障害者就労施設等で働く障害者の工賃向上
- (3) 障害者就労施設等が行う受注拡大、工賃向上の取組みに対する支援

目標

	現状値	中間値	目標値
	23年度	28年度	32年度
松戸市内の法定雇用率 [*] 達成企業の割合	29.5%	38.1%	50%
松戸市役所の障害者の雇用率	2.11%	2.29%	2.6%

○目標値設定の説明
松戸市内の法定雇用率達成企業は、厳しい雇用情勢ではありますが、過去10年間（平成12年度～21年度）の最高値をめざします。
松戸市役所は、地方自治体の法定雇用率を超える雇用率の達成をめざします。



※平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります。

民間企業 2.0% → 2.2%

国、地方公共団体等 2.3% → 2.5%

都道府県等の教育委員会 2.2% → 2.4%

（平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。）

重点事業3

災害時における支援体制の整備

⇒ 第5章 第5節 安全安心なまちづくりの推進
2 防犯・防災対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでに経験したことのない未曾有の災害となりました。

今回の震災を通じて、情報の伝達、避難誘導、避難所における配慮など災害対応における各場面で障害のある人への支援に関し、様々な課題が浮き彫りになりました。

東日本大震災を踏まえ、災害時における障害のある人への支援体制の整備を図ります。

重点施策の内容



1 災害時要援護者支援体制の整備

災害が発生したとき又はそのおそれがあるときに、高齢者、障害のある人などのうち、避難にあたり家族等の支援が得られず、他の人からの支援が必要な在宅の人に対して、避難支援体制の整備を図ります。

＜施策・事業＞

- (1) 災害時要援護者避難支援制度への登録促進
- (2) 障害の特性に配慮した福祉避難所の整備・運営

2 災害時における情報伝達の確実性の向上

災害発生時には、災害情報の伝達手段として、防災行政用無線・広報車・メール配信・ツイッター*等を活用し、災害情報、避難情報を提供します。また、視覚障害・聴覚障害のある人など、情報保障に配慮の必要な人に情報を伝達する体制を整備し、その確実性を高めていきます。

＜施策・事業＞

- (1) 安全安心情報メール*の配信、ツイッターなどの活用
- (2) 緊急通報システム・ファックス119番、web119などによる緊急・救急対応

(3) 防災行政無線等の内容をケーブルテレビで文字放送

目 標

災害時要援護者避難支援制度*などを活用し、災害時に障害のある人を地域ぐるみで支えあう仕組みを、市内全域に普及していきます。



自宅倒壊



市指定避難所内 福祉避難室

※市があらかじめ指定している小・中学校などの収容避難所の中に、介護が必要な高齢の方や援護が必要な障害をお持ちの方などのための部屋やスペース等を、福祉避難室として確保します。

地域福祉避難所（老人福祉センター等）

※福祉避難室での生活では容態が悪くなりそうな方などを対象に、身体介護や健康相談等の福祉サービスを提供する拠点として、老人保健福祉センターなどを地域福祉避難所として用意します。

医療機関
(医療が必要な方)

→ 2次福祉避難所（特別支援学校等）

※市で確保した避難所等では共同生活が困難な高齢の方や障害をお持ちの方などが、安心して避難生活を送れるよう2次福祉避難所の整備を図ります。

第5章 施策の体系

○「第5章 施策の体系」をお読みいただくにあたって

- (1)本計画は、障害のある人、地域・住民、行政がそれぞれの立場で主体的に行うことが期待される役割を盛り込み、計画のサブタイトルを「市民全員参加型」まつど障害者プランとして、市民の皆様と一緒に取り組む計画としたところです。（本計画の特徴 P. 6 参照）
- (2)そこで、この章では、記載の仕方を統一し、各施策の体系ごとに、左右2ページの見開きにまとめ、左側のページには、現状と課題、めざす将来像、具体的な行動、目標と目標値設定の説明を記載し、右側のページには、障害のある人、地域・住民、行政それぞれの具体的な行動を相関図のように記載することとしました。
- (3)具体的な行動の内容については、本計画の将来像を実現していくために、障害のある人、地域・住民がそれぞれの立場で主体的に行うことが期待されることとは何か、行政が行うべきことは何か、という視点で記載しています。

【基本理念】 「ふれあい・認め合い・支えあい」

—交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—

【将来像】 「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、

安心して暮らせるまち」

—障害のある人もない人も“住み続けたいまち・まつど”をめざして—

【基本目標】 1 お互いの個性を尊重し、人格を認め合う社会の実現

2 自分らしく生きがいのある生活の実現

3 安心して暮らせるまちの実現

第1節

共生社会の実現に向けた相互理解の促進

1 市民意識の醸成

P. 40

2 福祉に関する教育の充実

P. 42

3 地域ボランティア活動等の推進

P. 44

第2節

子育て支援の充実

1 障害の早期発見と早期療育

P. 46

2 障害に応じた療育

P. 48

3 特別支援教育の充実

P. 50

第3節

社会参加と就労の促進

1 障害のある人への就労の支援

P. 52

2 スポーツ・文化活動の支援

P. 54

第4節

自立した地域生活の支援

1 障害の原因となる傷病の予防と治療

P. 56

2 障害福祉サービスの充実

P. 58

3 生活の安定のための支援

P. 60

4 相談支援体制の充実

P. 62

第5節

安全安心なまちづくりの推進

1 生活しやすいまちづくり

P. 64

2 防犯・防災対策

P. 66

第1節 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

1 市民意識の醸成

○現状と課題

障害のない市民を対象としたアンケート調査結果では、障害のある人に対する差別・偏見について、あると答えた人は減少してはいるものの、依然高い数値を示しています。(資料P. 85 参照)

また、障害者関係団体の懇談会においても、地域社会の人たちとの交流を通して障害に対する理解を深めてもらう活動をしていることや、当事者が声をあげて周囲の人たちの理解を求める努力が必要であるとの意見が出されています。(資料P. 121 参照)

そのため、障害のある人もない人も障害に対する市民意識の醸成が必要であると考えています。

○めざす将来像

障害のある人に対する差別・偏見がなくなり、障害のある人もない人も地域社会の一員として、共に生きる社会を実現しましょう。

○具体的な行動

(1) 地域活動における交流の促進

障害者と実際にふれあう中で、市民が障害者に対する理解を深められるよう、障害者週間^{*}などの機会を通じてイベントを開催します。また、松戸市社会福祉協議会等で実施している地域でのふれあい事業の充実を促進し、こうした機会を積極的にPRしていきます。

(2) 心のバリアフリーの醸成

障害のある人に対する理解を深め、差別・偏見をなくしていくため啓発用冊子を作成、配布します。そして、あらゆる機会を利用して啓発に努め、市民の心のバリアフリーを醸成していきます。

(3) 障害者差別解消法^{*}の取組みの推進

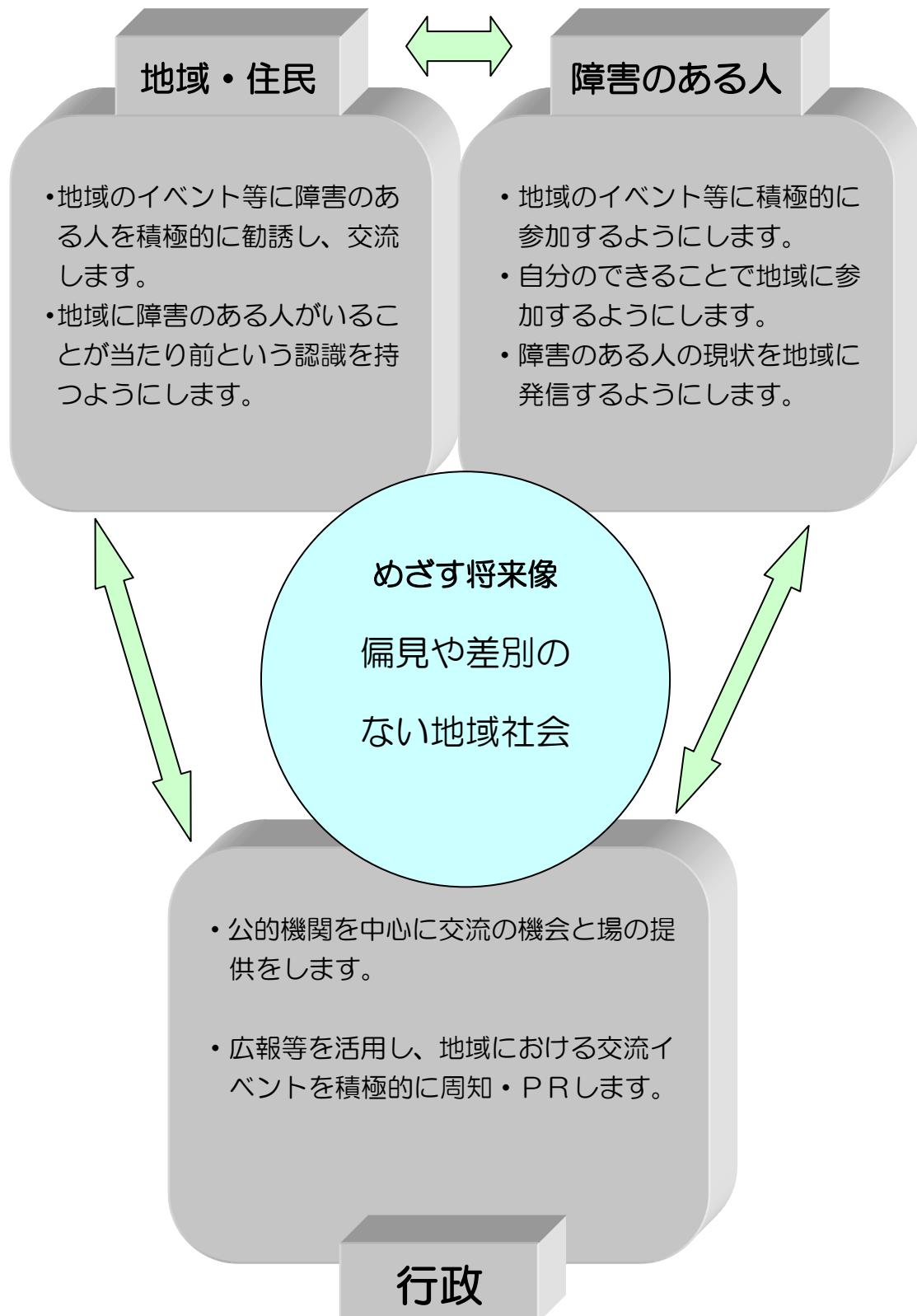
相談への対応、障害者差別解消支援地域協議会の充実、講演会や研修開催により、障害者差別解消法^{*}の取組みを推進していきます。

目 標		現状値	中間値	目標値
		23年度	28年度	32年度
「障害のある人に対する差別・偏見があると思う」と回答した人の割合 (市民アンケート調査、資料P.85 参照)	身体障害 知的障害 精神障害	42.9% 56.2% 61.3%	49.2% 59.6% 62.0%	0% 0% 0%

○目標値設定の説明

本来、差別・偏見はあってはならないとの考え方から、常に0%をめざします。

具体的な行動



2 福祉に関する教育の充実

○現状と課題

障害のない市民を対象としたアンケート調査結果では、障害のある人との交流のきっかけは、身近なところ、そして、幼少のときからという数値が高い状況です。（資料P. 86 参照）

また、障害者関係団体の懇談会においても、学校教育の場における子どもの頃からの障害に対する理解を深める活動が必要であるとの意見もあることから、更なる学校教育における福祉に対する取り組みが必要となっています。（資料P. 121 参照）

○めざす将来像

小さなときから障害のある人とない人の交流の機会を持つことにより、障害に対する正しい理解が得られるようになります。そして、互いに地域社会の一員であるという思いやりのある意識が醸成されるようになります。

○具体的な行動

(1) 学校教育における福祉教育

障害のある人と一緒に学習する機会を持つことにより、障害をもつ人への思いやりや連帯感を育み、障害に対する偏見や差別の意識がなくなります。

(2) 交流の場の提供

特別支援学校 *・特別支援学級 *との交流及び共同学習を市内小中学校で引き続き実施し、障害のある人に対する正しい理解と思いやりの心を育みます。

(3) 障害者差別解消法 *の取組みの推進

公立小・中学校では、障害のある児童・生徒等に対し、障害者差別解消法 *に基づく合理的配慮の提供を行っており、学校現場において、障害の有無にかかわらず充実感、達成感が得られるような教育活動を推進していきます。

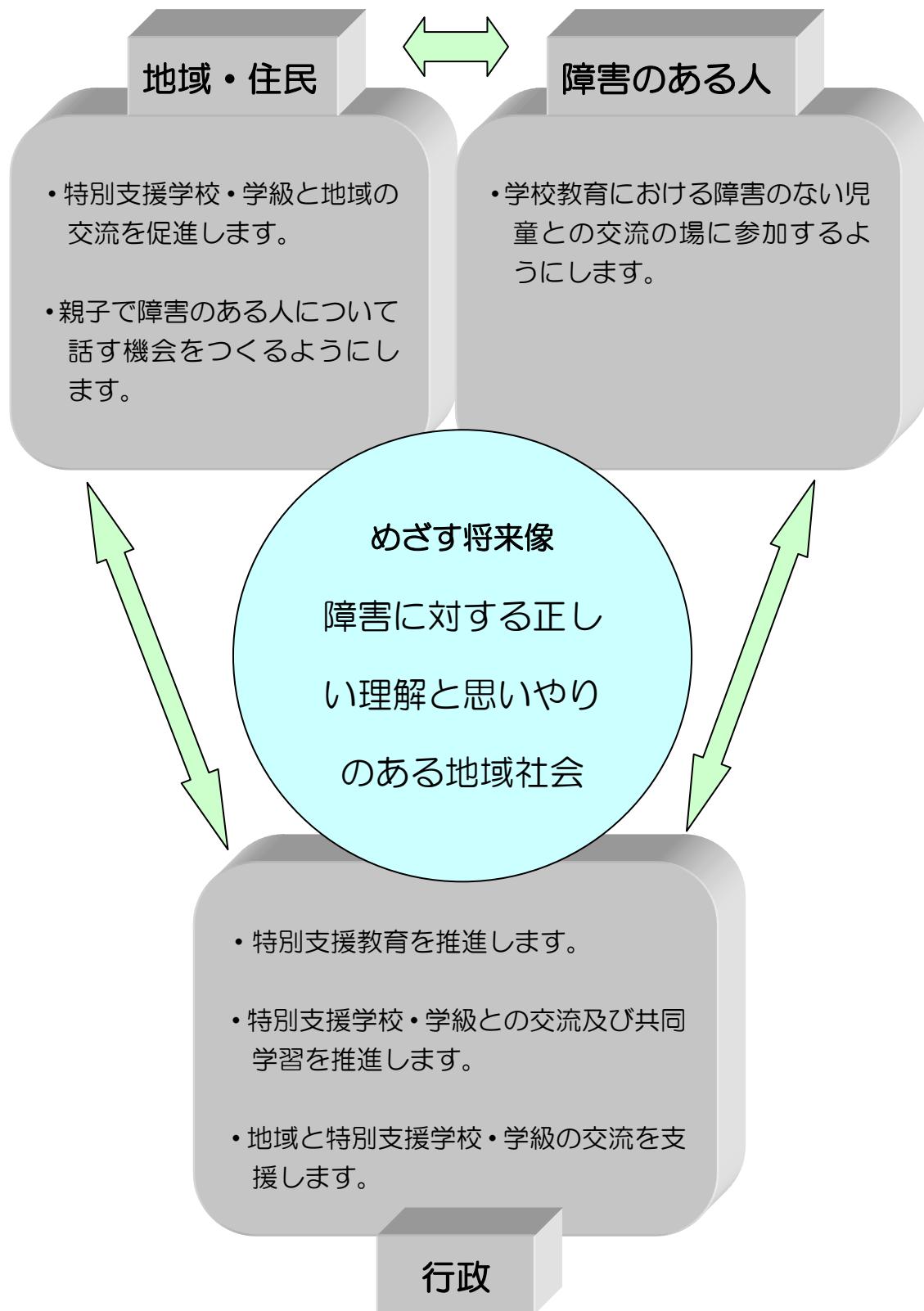
目 標	現状値	中間値	目標値	
「障害のある人に対する差別・偏見があると思う」と回答した20歳代の人の割合 (市民アンケート調査、資料P. 85 参照)	身体障害 知的障害 精神障害	57.1% 68.6% 77.1%	52.8% 64.2% 69.8%	0% 0% 0%

○目標値設定の説明

数値は、教育の効果が現れやすい20歳代に着目しました。

本来差別・偏見はあってはならないとの考え方から、常に0%をめざします。

具体的な行動



3 地域ボランティア活動等の推進

○現状と課題

障害のない市民を対象としたアンケート調査結果では、地域ボランティア活動への参加意向はあるものの、きっかけや情報がないため参加していない市民が多いことから、ボランティアに関する情報や活動の機会を更に提供していく必要があります。(資料P. 88 参照)

また、障害者関係団体の懇談会においても、団体を構成する会員の高齢化や会員数の伸び悩みなど、人材の確保を求める意見が寄せられています。

そのため、団体の存在や活動内容をもっと周知し、障害のある人を支える新たな担い手を増やしていく必要があります。(資料P. 121 参照)

○めざす将来像

身近な地域のボランティア活動を通して、障害のある人とない人が互いに理解しあい、共に生きていく地域社会を実現しましょう。

○具体的な行動

(1) ボランティア等の育成と市民参加の促進

市民の福祉に対する理解と関心を高め、地域福祉を支えるボランティアの発掘及び育成を行い、活動の促進を図ります。

(2) 児童・生徒のボランティア活動支援

児童・生徒の福祉施設でのボランティア活動を通して、障害に対する正しい理解を身につけます。

(3) 社会福祉協議会との連携

松戸市地域福祉活動計画^{*}の障害者福祉の取り組みを通して、ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会との連携を図ります。

(4) 障害者関係団体への支援

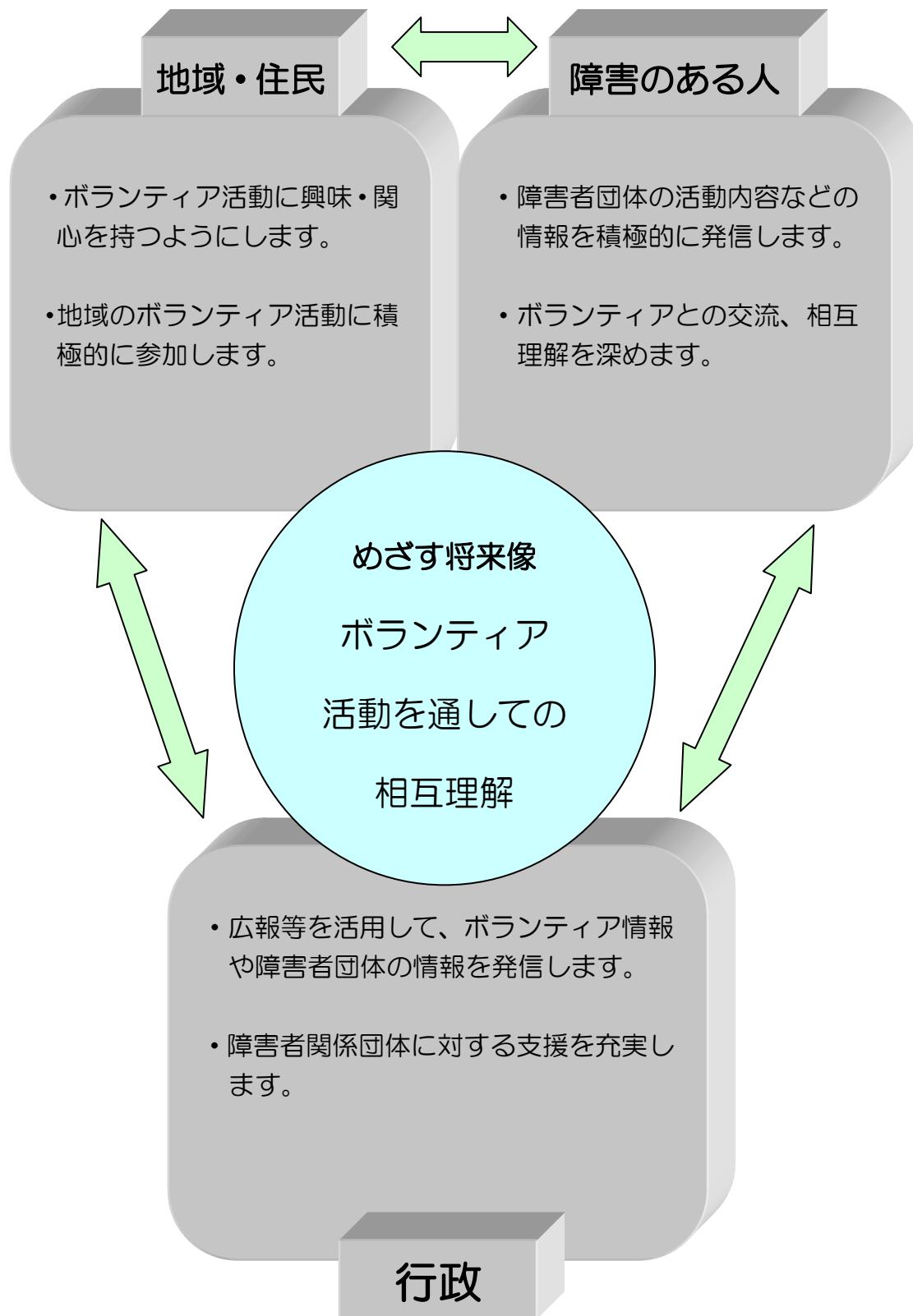
障害のある人が身近な地域でその人らしい生活ができるよう、障害者関係団体への支援を充実していきます。

目 標	現状値	中間値	目標値
	23年度	28年度	32年度
「ボランティア活動に参加したことがある」人の割合 ※障害のない市民向けアンケート (市民アンケート調査、資料P. 87 参照)	22.7%	23.2%	50%

○目標値設定の説明

市民の半数がボランティア活動を経験していることをめざします。

具体的な行動



第2節 子育て支援の充実

1 障害の早期発見と早期療育

○現状と課題

障害のある児童を対象としたアンケート調査結果では、障害がわかった時期について、出生時が最も多く、乳幼児期における健康診査の実施により、早期に発見するケースが増加しており、この時期を逃すことなく的確な対応をする必要があります。（資料P. 90 参照）

また、専門的支援を受けている場所として、こども発達センター*の利用によるものと思われる「理学療法 *」の増加が目立っており、こども発達センターの機能を一層充実させていく必要があります。

○めざす将来像

運動機能、視聴覚などの障害、精神発達等に遅れが見られる児童の早期の気づきから早期発見へつなげ、適切な療育 *が図られます。

また、生活習慣の自立、虫歯の予防、栄養その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進が図られます。

○具体的な行動

(1) 保健指導の継続的な実施

- ①健康教室・健康相談
- ②新生児（産婦）訪問指導
- ③乳児家庭全戸訪問事業
- ④育児教室
- ⑤健康づくり啓発
- ⑥未受診者への受診指導

(2) 疾病等の早期発見

- ①乳児健康診査
- ②先天性股関節脱臼検診
- ③1歳6か月児健康診査
- ④3歳児健康診査

(3) 療育体制の充実

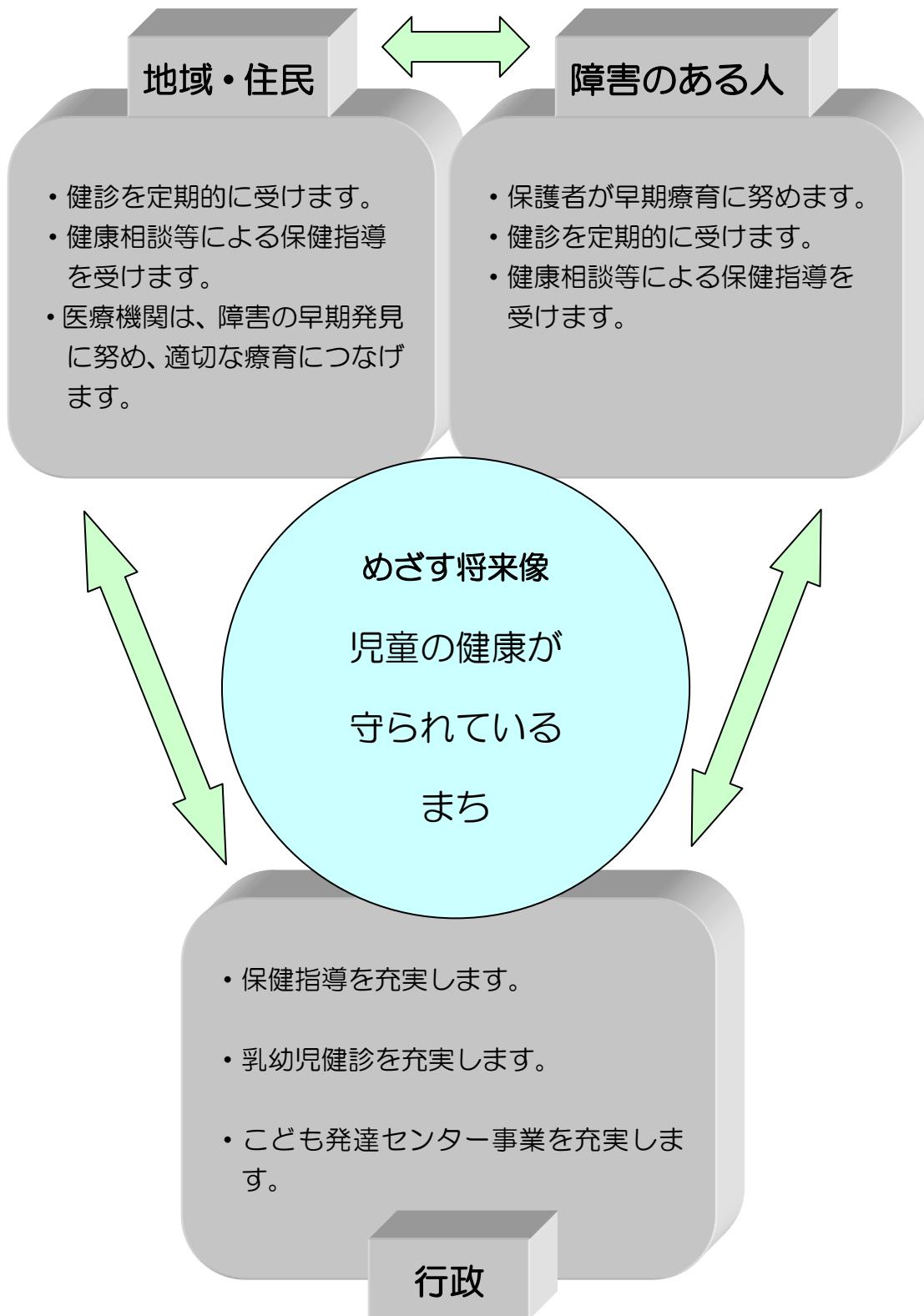
- ①こども発達センターの専門性の向上
- ②東葛地区に重症心身障害児 *施設の建設

目 標	現状値	中間値	目標値
	23年度	28年度	32年度
乳幼児健診の受診率 乳児健康診査（3～4か月）	96.7%	98.7%	98%
乳児健康診査（6～7か月）		98.0%	98%
乳児健康診査（9～10か月）	86.2%	89.0%	90%
1歳6か月児健康診査	94.5%	96.6%	97%
3歳児健康診査	89.6%	94.8%	95%

○目標値設定の説明

受診率は、高い数値を維持しており、未受診者への受診指導を推進しながら、平成23年度の現状値を上回ることをめざします。

具体的な行動



2 障害に応じた療育

○現状と課題

障害のある児童を対象としたアンケート調査結果では、障害や病気の種類として、「知的障害 *」が最も多く、次いで「肢体不自由 *」「発達障害 *」の順になっています。

また、未就学児の将来の日中の過ごし方の意向として、「盲・ろう学校 *・特別支援学校 *（小学部）」に次いで、「小学校の特別支援学級 *」が増加しています。（資料P. 91、92 参照）

一方、「小学校の普通学級」が半減しており、多様な選択肢に対応できる体制の整備が必要とされています。

○めざす将来像

個々の特性に応じた療育により、障害のある児童の個性豊かな心身の成長・発達が遂げられます。

○具体的な行動

(1) 子どもの自立に向けた支援

①こども発達センター*に専門職を配置

（医師、看護師、保健師、臨床心理士 *、言語聴覚士 *、理学療法士 *、

作業療法士 *、視能訓練士 *、保育士及びケースワーカー*）

②支援検討会議等を通じての連携体制の確立、療育支援

③地域の保育所（園）や幼稚園、放課後児童クラブ等の児童施設への巡回相談

(2) 障害児保育の充実

①保育に欠ける障害のある児童の心身の発達・成長を支援

②統合保育室設置モデル事業

③こども発達センター通園児童との交流保育の実施

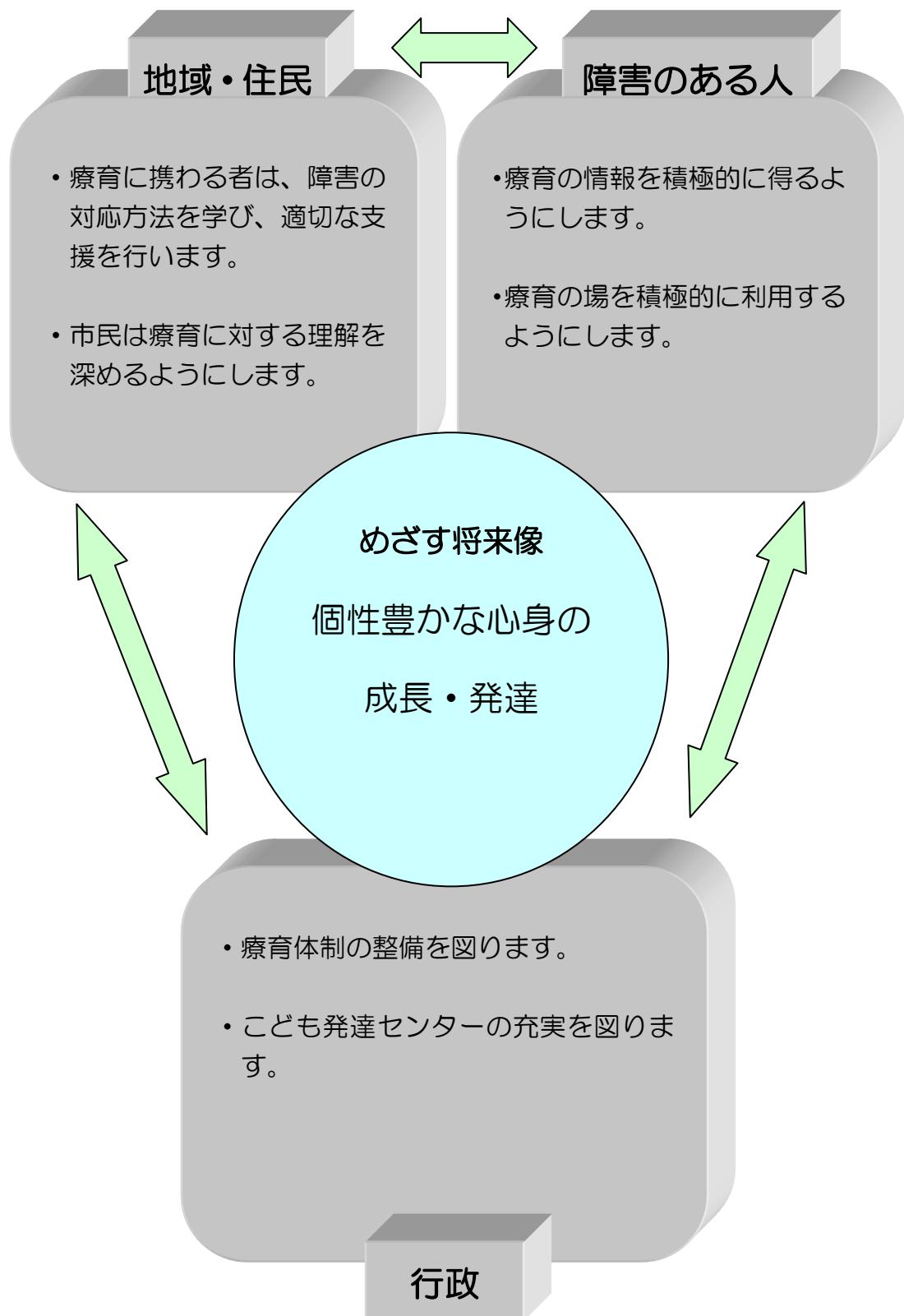
④個別支援計画の作成

⑤放課後児童クラブ *等による障害児利用の実施

○目標

地域の中核的な療育支援施設としてのこども発達センターの機能を強化することで、障害の特性に応じた療育をさらに充実させます。

具体的な行動



3 特別支援教育 * の充実

○現状と課題

障害のある児童を対象としたアンケート調査結果では、就学者、就労者の現在の日中の主な過ごし場所として、「盲・ろう学校 *・特別支援学校 *」が約4割、「小・中学校の特別支援学級 *」も約4割を占めています。「小・中学校の普通学級」が約1割で、特別支援教育を約8割の障害のある児童が利用しており、特別支援教育の更なる充実が必要です。(資料P. 93 参照)

また、その後の過ごし方の意向としても、約3割が「盲・ろう学校・特別支援学校(高等部)」、約2割が「通所・入所等の社会福祉施設」、約1.5割が「会社などに勤める」と答えており、特別支援教育から社会福祉施設や会社等での就労を目指す児童が増加しています。(資料 P. 94 参照)

一方、「わからない」と「無回答」を合わせると約2割の児童が決めかねている状況であり、更なる受け皿づくりが必要です。

○めざす将来像

特別支援教育を通して、障害のある児童が自らの意思で目標を見つけ、やりがい、生きがいを感じ、将来の自分を思い描くことができるようになります。

○具体的な行動

(1) 教育内容の充実

- ①特別支援教育指導者等の人材育成
- ②交流及び共同学習の実施
- ③自閉症・情緒特別支援学級の増設

(2) 教育環境の整備

- ①特別支援学級の補助教員配置
- ②特別支援教育就学奨励費の支給
- ③学校施設・設備の整備(バリアフリー化)

(3) 就学相談・指導の充実

- ①就学・療育相談
- ②特別支援教育研修講座の開催
- ③心身障害児就学指導委員会の開催

(4) 卒業後の進路の確保

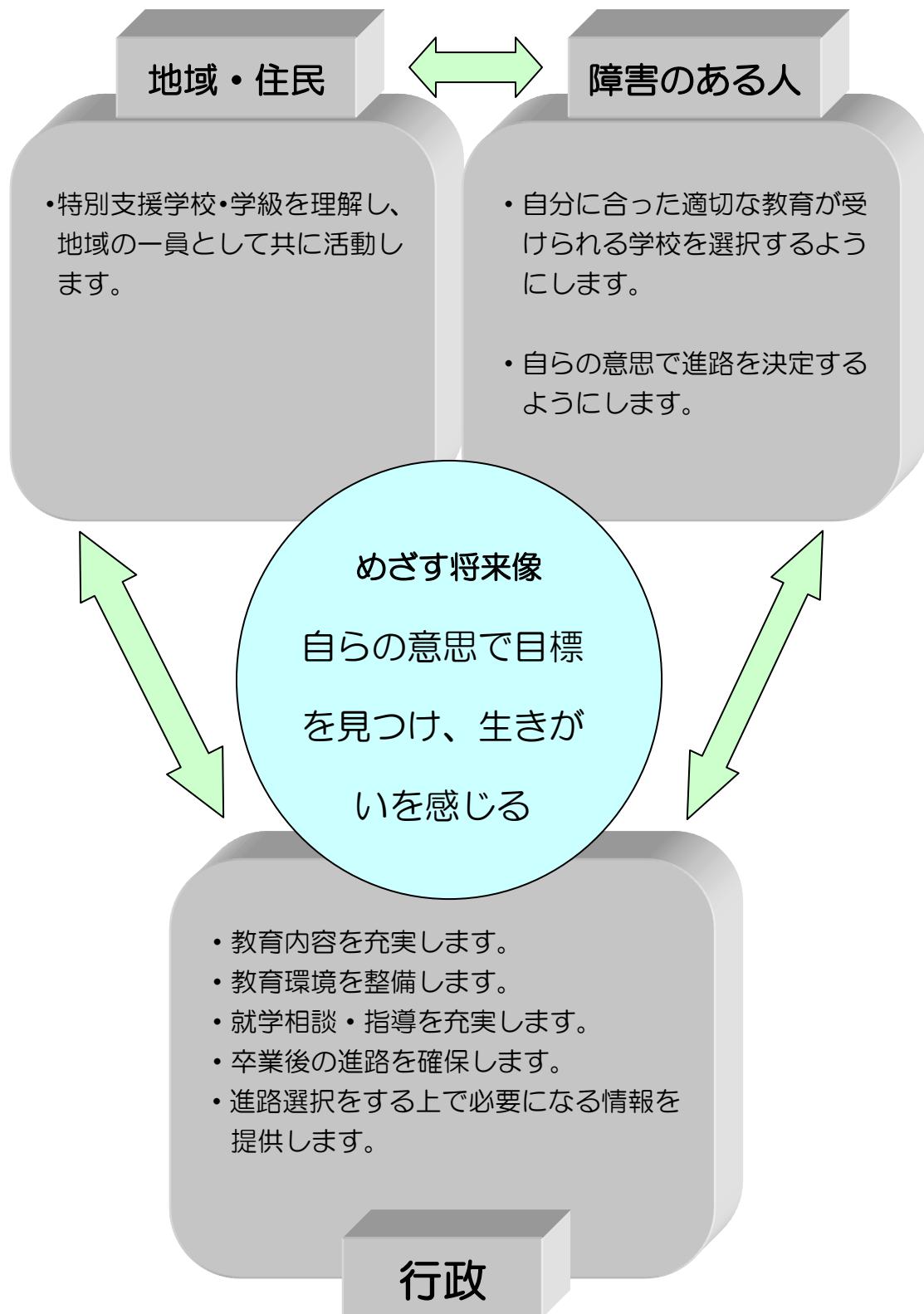
- ①各学校の実情に合わせ、個々に応じた進路指導の充実
- ②特別支援学校卒業生への進路支援

目 標	現状値	中間値	目標値
	23年度	28年度	32年度
「障害のある児童の将来の日中の過ごし方」について、「わからない」、「無回答」と回答した人の割合 (市民アンケート調査、資料P. 94 参照)	20.7%	28.6%	0%

○目標値設定の説明

障害のある児童すべてが将来の進路や自分の姿を思い描けることがあるべき姿であり、「わからない」、「無回答」の割合0%をめざします。

具体的な行動



第3節 社会参加と就労の促進

1 障害のある人への就労の支援

○現状と課題

障害のある人を対象としたアンケート調査結果では、将来の日中の過ごし方について、「家庭内で過ごしたい人」が約4割を占める一方、「会社等で働きたい人」が約25%に増加しています。(資料P. 95 参照)

雇用・就労の機会を促進するためには、企業への積極的な働きかけだけでなく、相談支援体制の整備や障害者就労施設等への支援が必要です。

また、障害者関係団体の懇談会においても、特別支援学校卒業後の就労支援、日中活動の施設等への支援の充実が求める意見が寄せられています。(資料P. 123 参照)

○めざす将来像

就労の機会を得ることにより、障害のある人が地域で生きがいをもって生活できるようになります。

○具体的な行動

(1) 就労支援・雇用の促進

企業に対する障害者雇用に関する広報等による啓発活動や、各種奨励金、補助金の交付により企業の障害者雇用を促進します。

(2) 就労支援体制の整備

障害者の就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の機能を持つ就労支援センターの設置に向けた検討を行います。また、市役所内の関係課による連絡会議を開催し、情報交換を行い、関係部局が連携して障害者の就労をバックアップしていきます。

また、障害のある人に就労に必要な訓練や社会人としての生活習慣を身に付けるため、障害者就労施設などの社会資源を整備し、障害のある人の一般就労に向けた支援や日中活動の場を提供します。

(3) 障害者就労施設等への発注拡大・工賃向上

障害者優先調達推進法^{*}に基づき、障害者就労施設等が提供する物品、サービスの発注拡大を進めます。また、障害者就労施設等で働く障害者等の工賃向上を推進します。

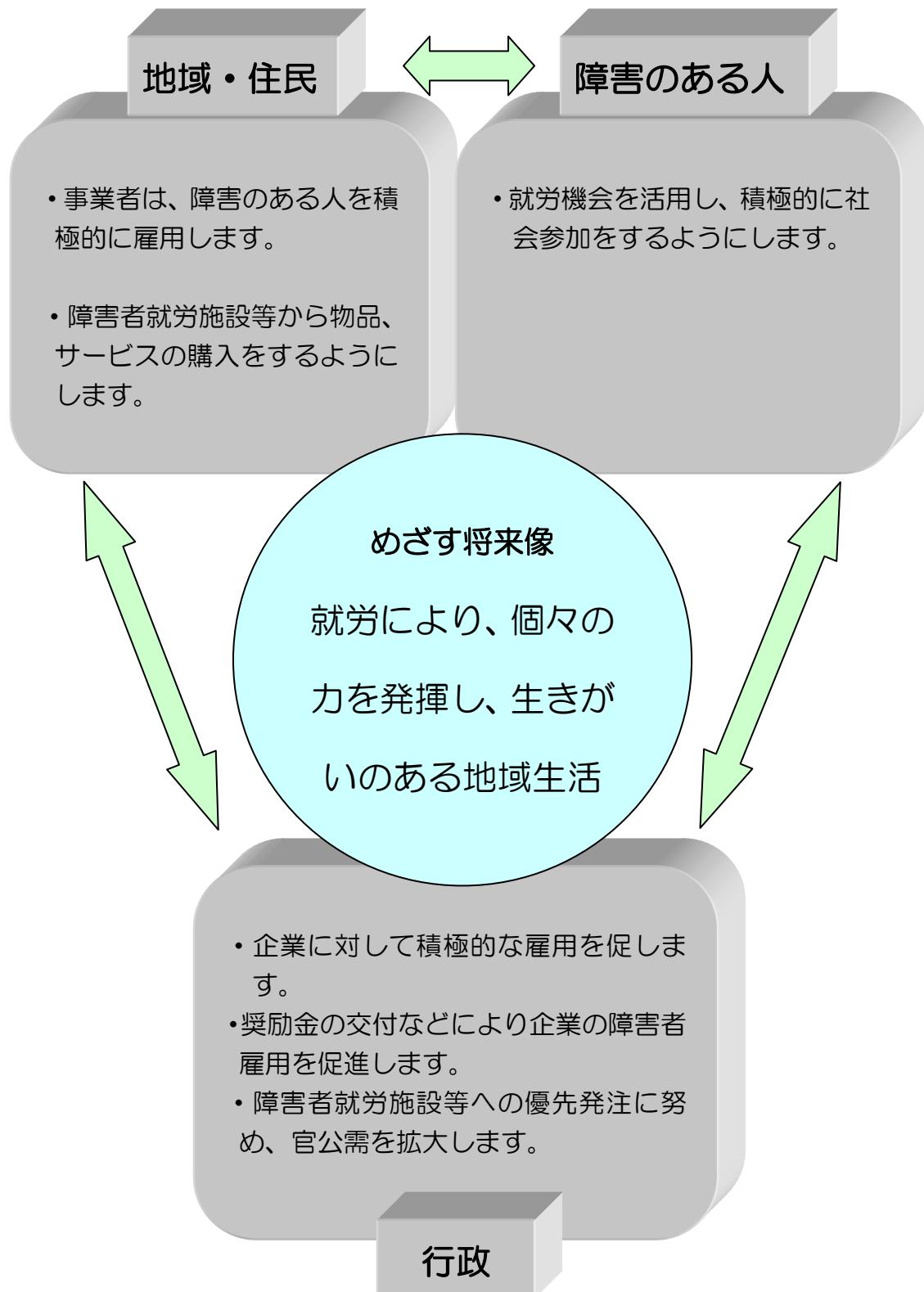
目 標	現状値	中間値	目標値
	23年度	28年度	32年度
松戸市内の法定雇用率 [*] 達成企業の割合	29.5%	38.1%	50%
松戸市役所の障害者の雇用率	2.11%	2.29%	2.6%

○目標値設定の説明

松戸市内法定雇用率達成企業の割合は、厳しい雇用情勢ではありますが、過去10年間(平成12年度～21年度)の最高値をめざします。

松戸市役所は、地方自治体の法定雇用率を超える雇用率の達成をめざします。

具体的な行動



2 スポーツ・文化活動の支援

○現状と課題

障害のある人を対象としたアンケート調査結果では、障害のある人の多くが各種スポーツや文化芸術活動をしており、障害のある人の社会参加の増加傾向が伺われます。（資料P. 96 参照）

一方、「特にしなかった人」が約3割いることから、障害のある人の立場に立ったニーズを的確に把握し、参加しやすい機会や場の提供が必要とされています。

また、各種活動活発化のために必要と思うこととしては、参加しやすい体制づくりや施設設備の充実、費用の援助、移動手段や介助確保など、参加しやすい環境整備が必要とされています。（資料P. 98 参照）

○めざす将来像

障害のある人がスポーツや文化活動への参加を通して社会参加を促進し、地域社会において生きがいのある生活を送れるようになります。

○具体的な行動

(1) スポーツ・レクリエーションの促進

地域におけるスポーツイベント等に障害のある人の参加を促し、障害のある人とない人のふれあいの場を拡大します。また、各種スポーツ大会に参加する障害のある人を支援します。

(2) 文化・芸術活動の支援

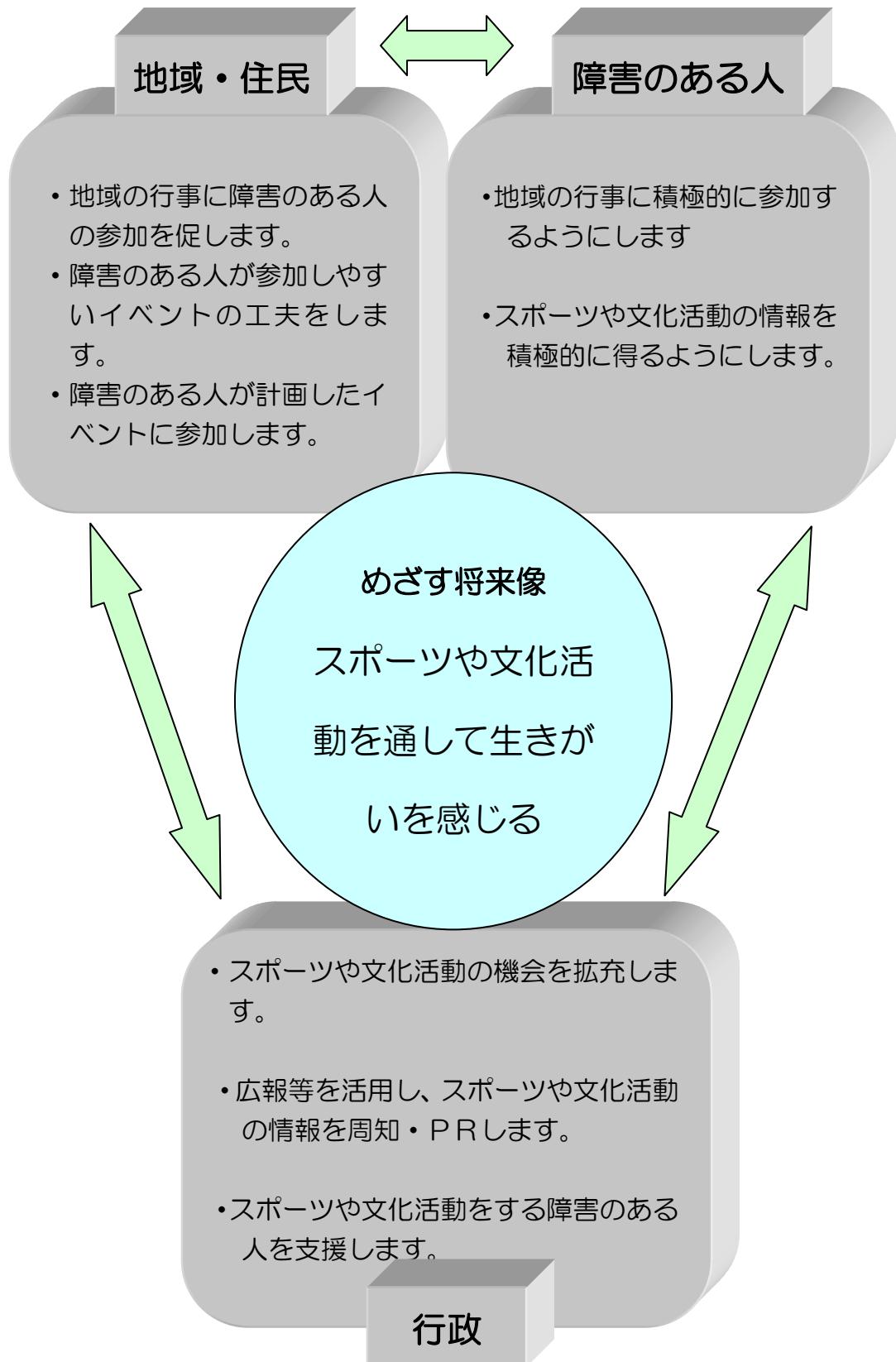
松戸市障害者福祉センター*を中心に、各種ふれあい教室*を開催し、障害のある人の文化・芸術活動を支援します。

目 標	現状値	中間値	目標値
	23年度	28年度	32年度
この1年間に趣味や学習、スポーツなどの活動をした」と回答した人の割合 ※障害のある市民向けアンケート (市民アンケート調査、資料P. 96 参照)	67.0%	64.9%	80%

○目標値設定の説明

障害のある人5人に4人がスポーツや文化活動などに参加することを目指します。

具体的な行動



第4節 自立した地域生活の支援

1 障害の原因となる傷病の予防と治療

○現状と課題

障害のある人を対象としたアンケート調査結果では、障害や病気の種類として、「肢体不自由^{*}（上肢、下肢、体幹、運動機能障害）」が最も多く、次いで「内部障害^{*}（心臓、呼吸器、じん臓、肝臓など）」、「精神障害」、「知的障害」の順になっています。（資料P. 100 参照）

また、障害があるとわかった時期については、10歳未満と加齢期における障害の発生が増加する傾向があり、特に生活習慣病^{*}の予防が必要になっています。

障害者関係団体の懇談会においては、①障害者を理解したドクター等に診てもらえる体制の整備、②症状の重い精神障害のある人の利用しやすいサービス、③本人はもとより家族の負担を軽減する支援体制、④医療費の現物給付^{*}化などが要望されています。（資料P. 124、125 参照）

○めざす将来像

障害の原因となる傷病の予防と早期発見、早期治療により、一生涯の健康が保持されます。

○具体的な行動

(1) 健康の維持・増進

生活習慣病に起因する加齢期における障害の発生を防ぐため、健康教育の実施をはじめ、個別健康教育（禁煙）、健康手帳の交付、訪問指導、健康づくりセミナーの開催や高齢者運動教室の開催、60歳からの食生活講座、特定健康診査、女性の健康診査、各種がん検診等を実施します。

健康診査の結果により、生活習慣の見直しと改善が必要な人には、積極的に保健指導を行うとともに、必要な治療へとつなげます。

(2) 医療費等の負担軽減

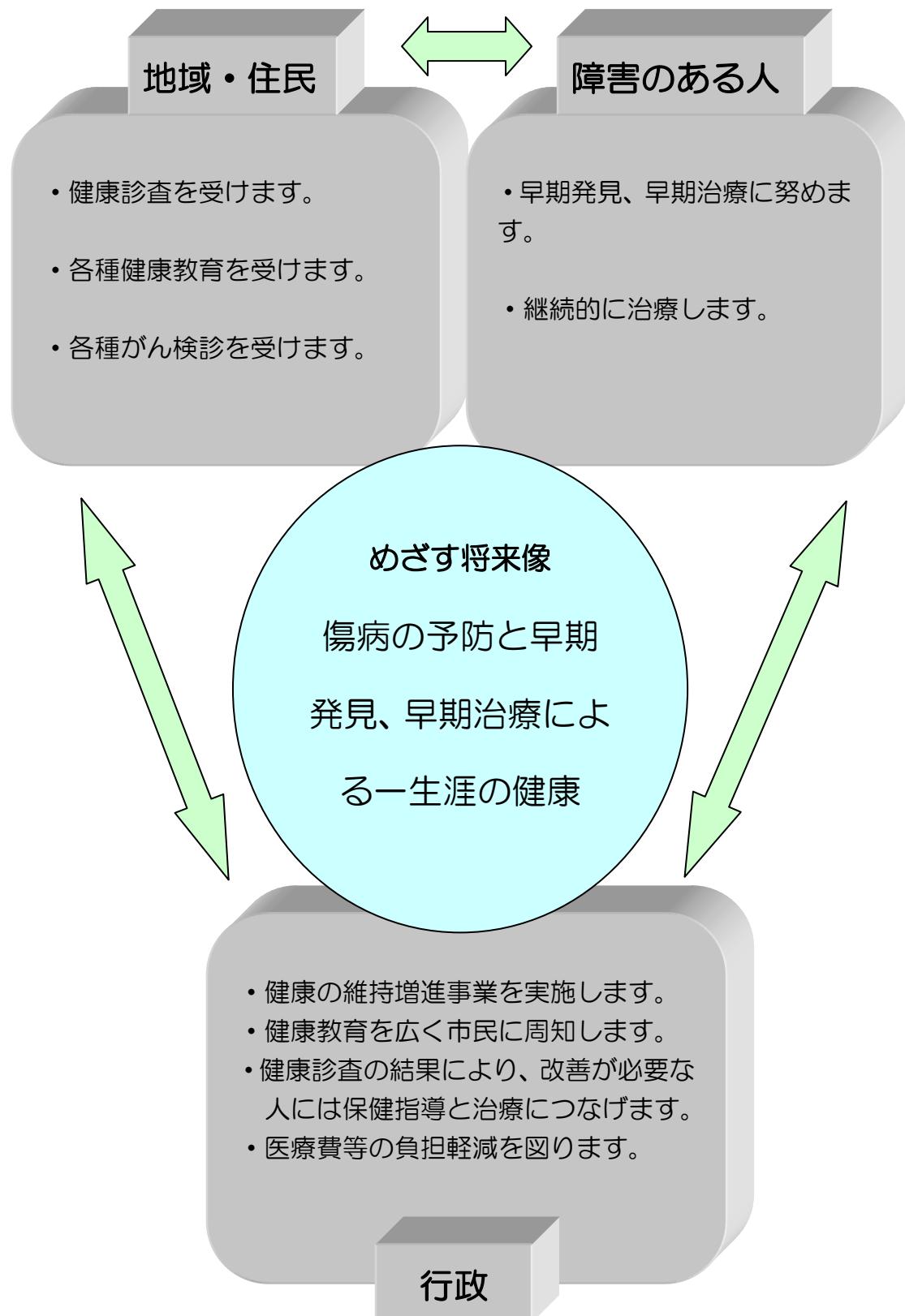
傷病を早期治療するため、国、県、市による各種医療費助成制度により、医療費等の負担軽減を図ります。

目 標	現状値	中間値	目標値
	23年度	28年度	32年度
特定健康診査の受診率	26.9%	32.9%	52%

○目標値設定の説明

傷病の予防には、特定健診の受診率を引き上げることが重要です。このため、第二期特定健康診査等実施計画^{*}の目標値をもって、本計画の目標値とします。

具体的な行動



2 障害福祉サービスの充実

○現状と課題

障害のある人を対象としたアンケート調査結果では、普段の主な介護者は、配偶者、母の順になっています。また、障害のある人の介護者の高齢化が進んでおり、介護者の負担軽減を図る上でも、障害福祉サービスの充実が必要とされています。（資料P. 102 参照）

障害者関係団体の懇談会においても、介護が家族にとっても不安や負担が大きく、家族全体が不調になってしまうため、各種障害に対応したサービスの内容の充実、施設整備、地域資源の活用、人材育成など様々な障害福祉サービスの充実が求められています。（資料P. 123、124 参照）

○めざす将来像

利用者のニーズに応じた様々な障害福祉サービスの提供、充実に努めることにより、障害のある人やその家族が地域で安心して生活することができるようになります。

○具体的な行動

(1) 障害福祉サービスの供給体制の整備

障害のある人が障害に応じた様々な障害福祉サービスを受けられるよう、事業者に適切な情報を提供します。そして、不足しているサービスを明らかにし、必要なサービスを受けられるように努めます。

また、東葛地区に建設される重症心身障害児^{*}施設において、児・者を一貫して支援していきます。

(2) 障害福祉サービスに係る人材の確保と育成

障害のある人が必要とするサービスを受けられるよう、障害福祉サービスに係る人材の養成研修を行い、人材を確保するとともに、スキルアップのための研修を実施します。

(3) 利用者負担の軽減

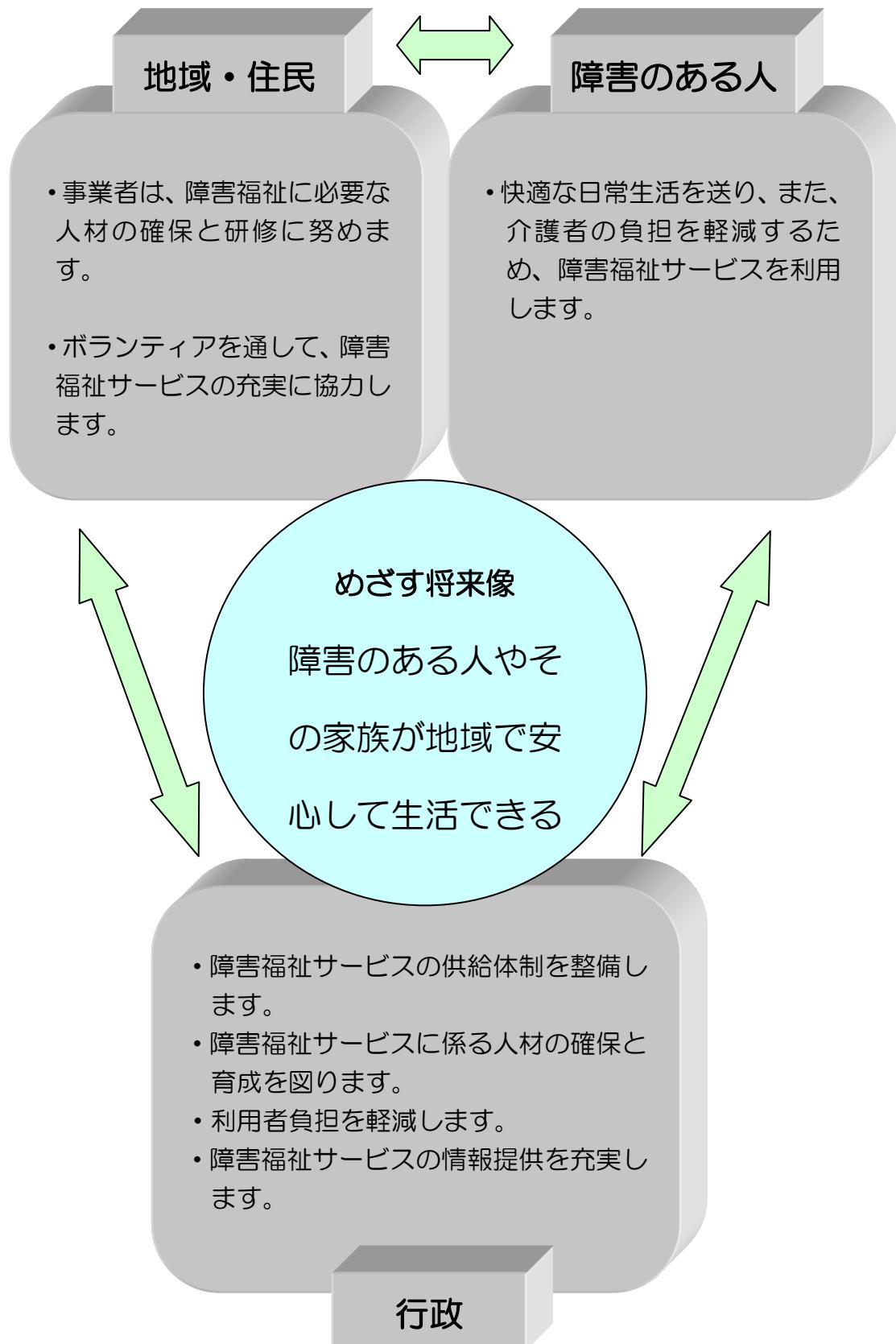
障害福祉サービスの利用者が、サービスを利用しやすいよう、利用者負担の軽減に努めます。

目 標	現状値	中間値	目標値
	23年度	28年度	32年度
ヘルパーなどの介助を受けるうえで、「困難や苦労があるのはどういうことですか」との問に対し、「特に問題ない」と回答した人の割合 ※障害のある市民向けアンケート (市民アンケート調査、資料P. 103 参照)	24.6%	32.0%	50%

○目標値設定の説明

介護者の高齢化に伴い、障害福祉サービスの利用増加が見込まれることから、ほぼ倍増をめざします。

具体的な行動



3 生活の安定のための支援

○現状と課題

障害のある人と障害のある児童を対象としたアンケート調査結果から、今後力を入れてほしい障害者施策として、「手当等の経済的支援」と「保護者がいなくなった後の生活保障」が高い数値を示しています。

特に障害のある児童では、「保護者がいなくなった後の生活保障」が最も高い数値を示しており、最大の関心事であることが伺えることから、対象となる方へのサービス提供を充実することが一層必要になっています。

【資料 P. 104～107 参照】

○めざす将来像

経済的基盤の安定により、障害のある人が地域で安心して生活することができるようになります。

○具体的な行動

(1) 年金・各種手当制度の周知

国の実施する各種の障害のある人を対象とする年金や手当、市の独自事業として実施している手当等を障害福祉のしおり、パンフレット、市ホームページ及び広報まつどにより周知を図ります。

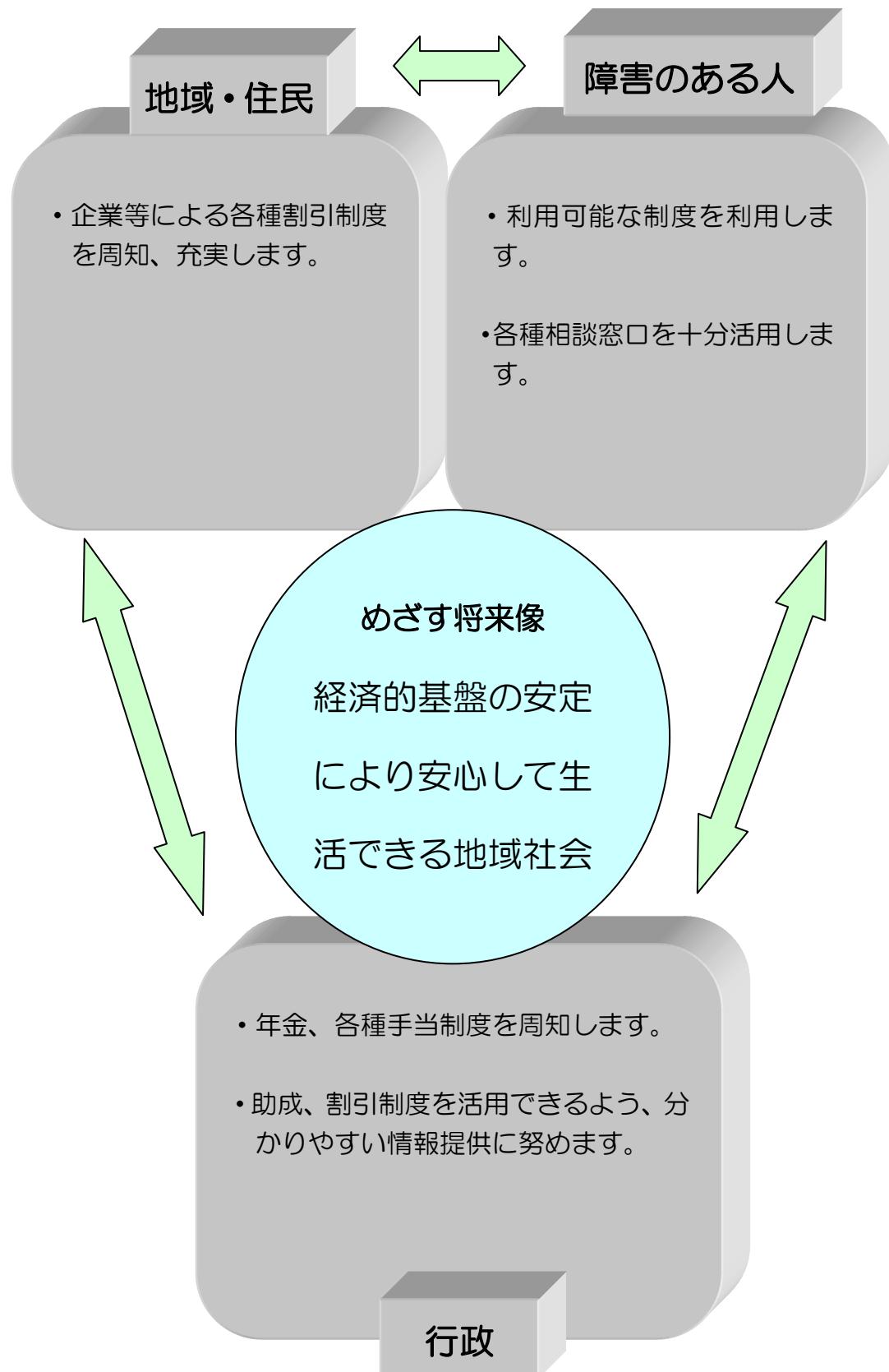
(2) 助成・割引制度の活用支援

障害の程度に応じた各種助成制度や障害者手帳を所持することにより利用できる各種割引・免除制度について、活用できるよう分かりやすい情報提供に努めます。

○目標

障害のある方とその家族が各種制度を十分利用できるよう、わかりやすい情報提供と制度の周知をします。

具体的な行動



4 相談支援体制の充実

○現状と課題

障害のある人を対象としたアンケート調査結果では、人権を侵害された経験について、人権侵害の経験のない人が半数を超えていましたが、就労に係る人権侵害が散見されます。 (資料P. 108 参照)

一方、障害のある児童を対象としたアンケート調査結果からは、障害のある人同様に人権侵害の経験のない児童が半数を超えていましたが、数多くの分野での人権侵害が見受けられます。 (資料 P. 110 参照)

障害者関係団体の懇談会においては、①休日でも相談できる場所や移動相談サービス、②全ての人に対応できる包括的な地域生活支援システムの構築、③成年後見制度の勉強会などの要望が出されています。 (資料 P.124～5 参照)

○めざす将来像

地域の中で障害のある人もない人も、個人として尊重され、自立した生活を送ることができます。

○具体的な行動

(1) 相談支援体制の整備・充実

健康福祉会館内のふれあい相談室に加え、平成25年度に総合福祉会館内に障害に関する総合的な相談を受ける基幹相談支援センター、平成28年度には身体・知的・精神の障害種別ごとに市内各所へ1ヶ所ずつ相談事業所（ニハートオン相談室^{*}）を設置し、相談支援体制の整備を図ってきており、今後各機関の機能充実に努めます。

(2) 成年後見制度の普及促進

成年後見制度^{*}に係る啓発用リーフレットを配布するとともに、市民後見人の養成により、市民の理解と普及促進に努めます。

(3) 虐待防止体制の整備

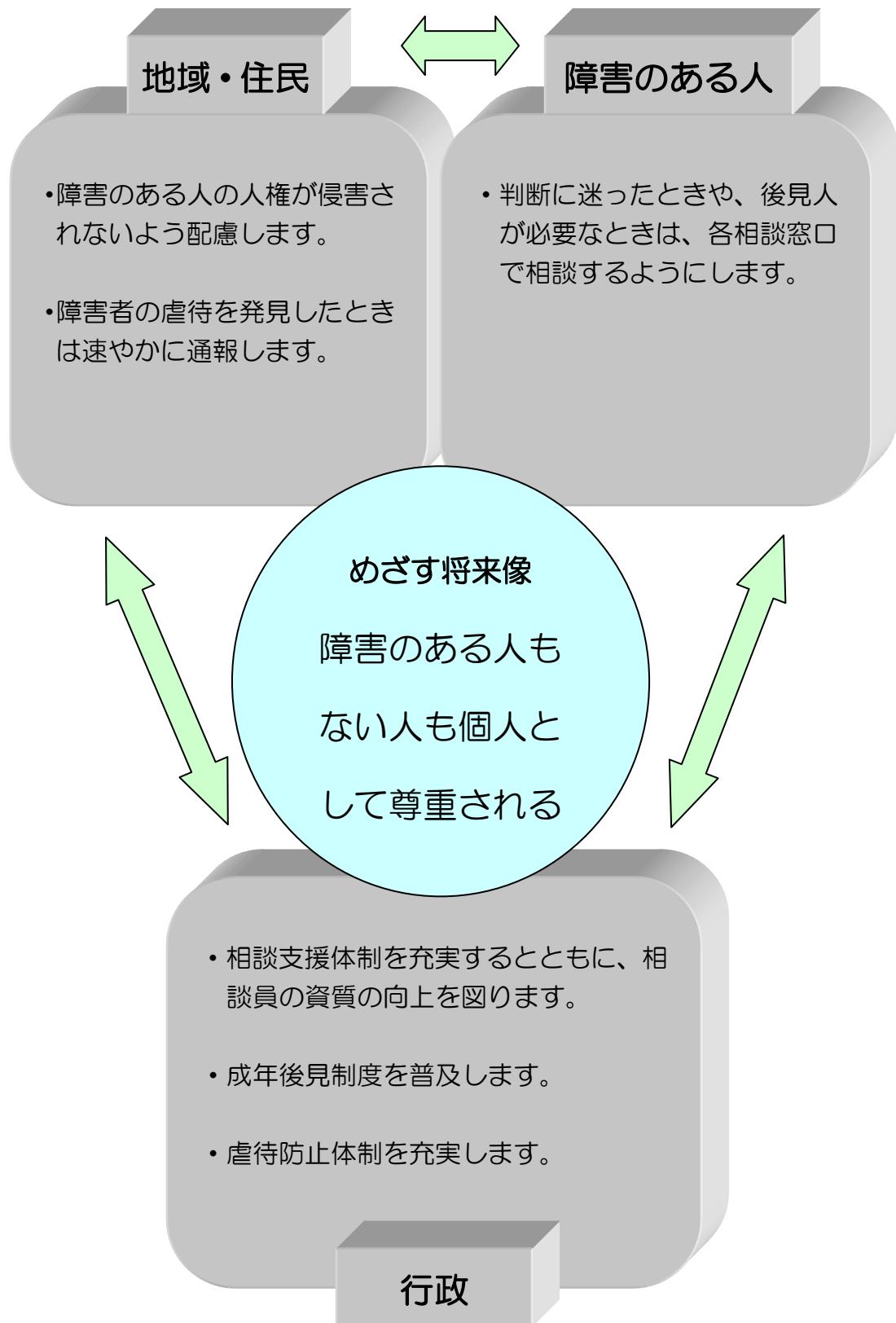
障害者虐待防止法^{*}、障害者差別解消法^{*}の施行にともない、障害者虐待防止・障害者差別解消センター^{*}を整備し、障害者の虐待防止に努めます。

目 標	現状値	中間値	目標値
	23年度	28年度	32年度
基幹相談支援センターを知っていると回答した方	0%	11.8%	50%
ふれあい相談室を知っていると回答した方	34.6%	36.0%	50%
※それぞれ障害のある方の割合(市民アンケート調査、資料P.115 参照)			

○目標値設定の説明

制度・事業の周知と普及促進に努め、市民の半数が知っている事をめざします。なお、基幹相談支援センターは、本計画策定時には開設されていないため現状値は0%です。

具体的な行動



第5節 安全安心なまちづくり

1 生活しやすいまちづくり

○現状と課題

障害のある人と障害のある児童を対象としたアンケート調査結果では、今後力を入れてほしい障害者施策として、「道路や交通機関の整備」、「住みやすい住宅の確保や居住環境の整備」、「公共施設の整備」などのバリアフリー*に関する要望が多い状況です。（資料P. 104～107 参照）

また、外出時に困ることとして、公共施設や公共交通機関に起因するものが多く、障害のある人や児童にとって未だに障壁が多く、生活する上でバリアフリー化の一層の推進が必要とされています。（資料P. 116～119 参照）

障害者関係団体の懇談会においては、①健康福祉会館（ふれあい22）*へのアクセスの向上、②コミュニティーバス（ノンステップバス）*路線を市内各地に整備、③公共施設のバリアフリー化、④障害者に配慮した設備の充実などの要望が出されています。（資料P. 125、126 参照）

○めざす将来像

障害のある人もない人もすべての人が生活しやすい地域社会が実現されます。

○具体的な行動

(1) バリアフリー化の推進

障害のある人にもない人にも利用しやすいバリアフリーの視点に立って整備を推進します。（バリアフリー・コンフリクト*）

- ①道路：歩道の拡幅や段差解消、点字ブロック*の敷設、放置自転車対策
- ②公共施設：入口の段差解消及び車いす対応のトイレの設置など
- ③公共交通機関：鉄道駅にエレベーターや障害者対応型トイレ等の設置支援。路線バス事業者へのノンステップバス導入支援。

(2) 住まいの確保と居住の支援

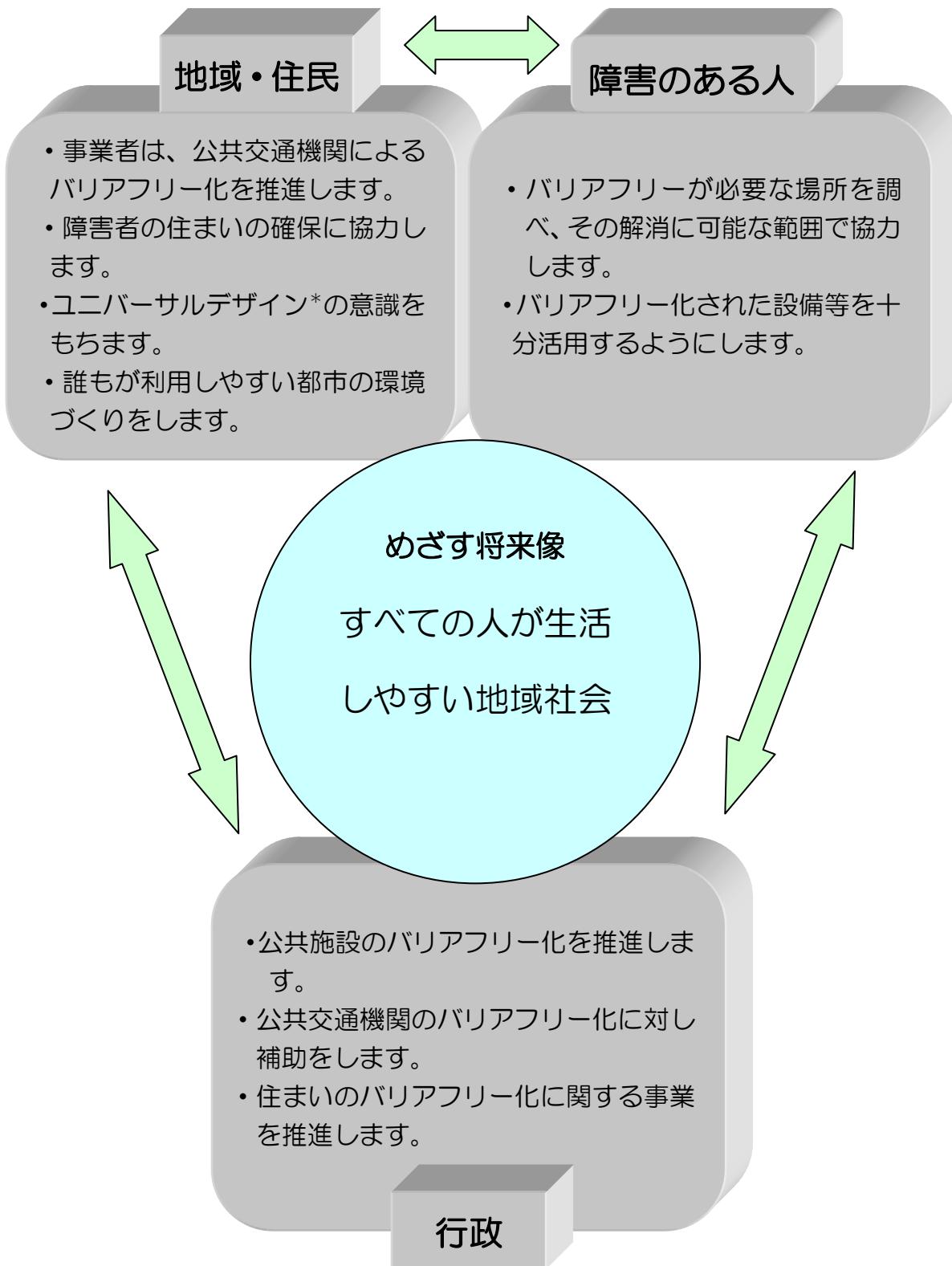
- | | |
|-----------------|-------------|
| ①市営住宅入居募集時の優遇措置 | ②住宅リフォーム相談会 |
| ③住宅増改築資金助成及び貸付 | ④地域移行支援事業 |

目 標	現状値	中間値	目標値
	24年度	28年度	32年度
道路のバリアフリー化地区別完了率	5.9% (1/17 地区)	11.8% (2/17 地区)	23.5% (4/17 地区)
鉄道駅のバリアフリー化率（ワンルート整備*率）	68.2% (15/22 駅)	95.2% (20/21 駅)	100%

○目標値設定の説明

現在着手の2地区と次期重点整備地区に追加指定が想定される2地区、計4地区的整備完了と鉄道事業者の行う駅のバリアフリー化に対し支援を続け、対象となる駅全てがワンルート整備されることをめざします。

具体的な行動



2 防犯・防災対策

○現状と課題

障害のある人と障害のある児童を対象としたアンケート調査結果では、力を入れてほしい災害対策について、障害がある人も児童も「避難所における体制の整備」と「避難体制の確立」に最も力を入れてほしいと考えており、そのための施策の展開が必要とされています。（資料P.120 参照）

障害者関係団体の懇談会においても、災害時には近隣の助け合いが大きな力となることから、地域における体制づくりが求める意見が寄せられています。また、避難所に関しては、①福祉避難所の増設、②避難所内に障害者専用スペースの設置、③避難所における情報保障の確保などの意見が寄せられています。（資料P. 126～128 参照）

○めざす将来像

障害のある人もない人もすべての市民の日常生活における、安全・安心が確保されるようにしましょう。

○具体的な行動

(1) 災害時要援護者支援体制の整備

災害が発生したとき又はそのおそれがあるときに、高齢者、障害のある人など、避難にあたり支援が必要な人に対して、避難支援体制の整備を図ります。

(2) 災害時における情報伝達の確実性の向上

災害発生時には、災害情報の伝達手段として、防災行政用無線・広報車・メール配信・ツイッター*等を活用し、災害情報・避難情報を提供します。また、視覚障害・聴覚障害のある人など、情報保障に配慮の必要な人に情報を伝達する体制を整備し、その確実性を高めていきます。

(3) 防犯対策

松戸市安全安心情報のメール配信により、火災・風水害などの災害情報のほかに、不審者・犯罪情報など緊急性の高い重要情報を提供します。

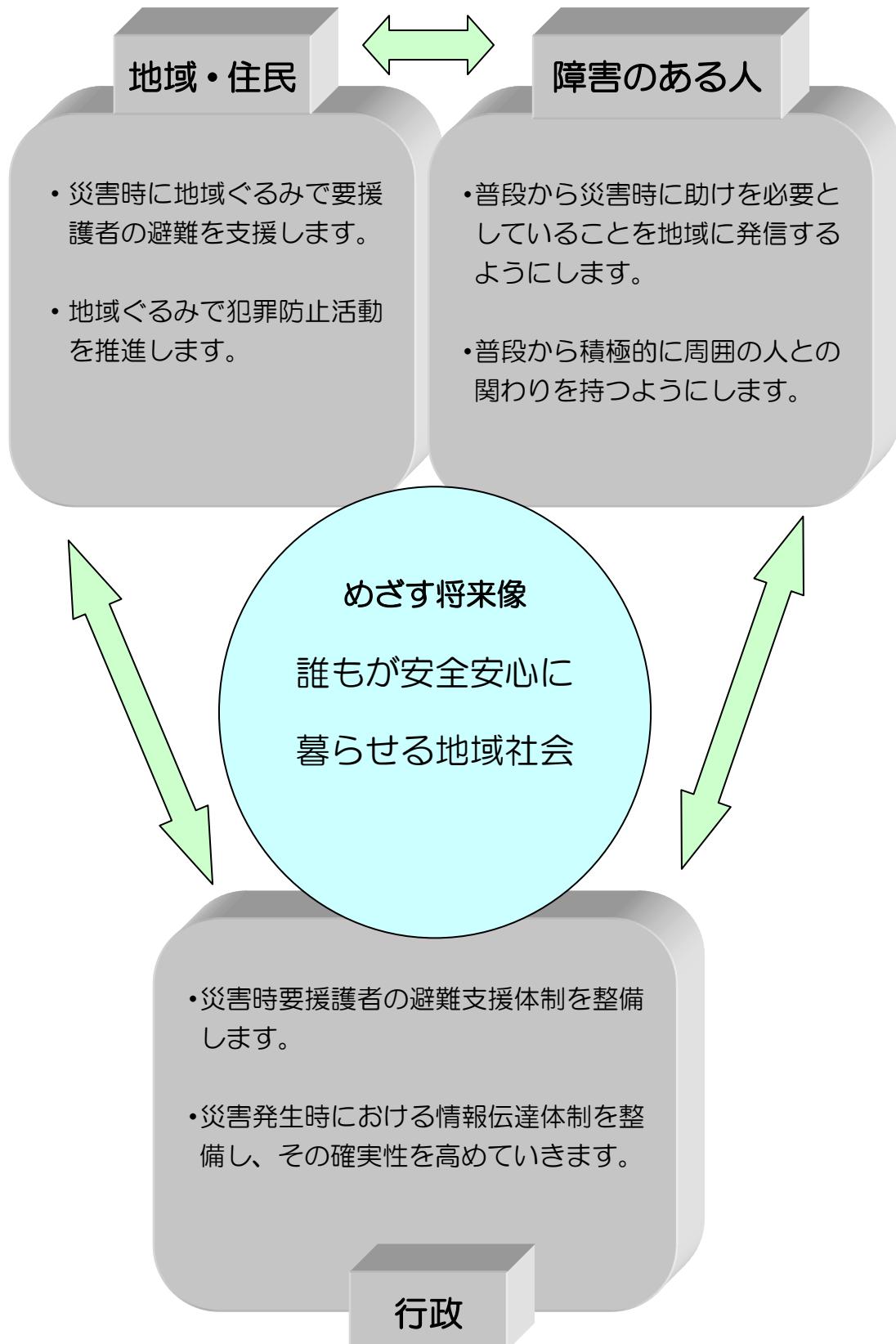
目 標	現状値	中間値	目標値
	23年度	28年度	32年度
安全安心情報メール*の登録者数	12,322人	19,462人	24,000人

災害時要援護者避難支援制度などを活用し、災害時に障害のある人を地域ぐるみで支えあう仕組みを、市内全域に普及していきます。

○目標値設定の説明

防犯・防災共通の情報提供として安全安心情報メールの登録者数の伸びを年間1,000人と見込んで、中間年度（平成28年度）から4年間の増加を加えた目標値とします。

具体的な行動



第6章 計画の推進に向けて

1 関係機関等との連携

障害者計画は、福祉、保健・医療、雇用、都市整備、教育等の様々な分野を対象とした計画であり、各分野との連携が必要です。そのため、府内関係部局はもとより、国、県の関係機関、障害者関係団体及び福祉サービス事業者等との情報を共有することで、連携強化に努めます。

また、施策の推進に当たっては、障害への理解や障害者への配慮について、市役所の各部局間の情報共有や意識の浸透に努めます。

2 市民参加による効率的、効果的な推進

(1) 施策の重点化

限られた財源や資源の有効活用を図りながら、障害者のニーズに的確に対応した計画を推進します。そのため、重点施策を設定し、効果的な施策の展開を図ります。

(2) 市民の参加と協力

本計画は、「**市民全員参加型まつど障害者プラン**」として、障害のある人、地域・住民、行政それぞれの役割（具体的な行動）を掲げました。本計画を広く市民に周知することで、市民の皆様の参加と協力のもと、施策の推進を図ります。

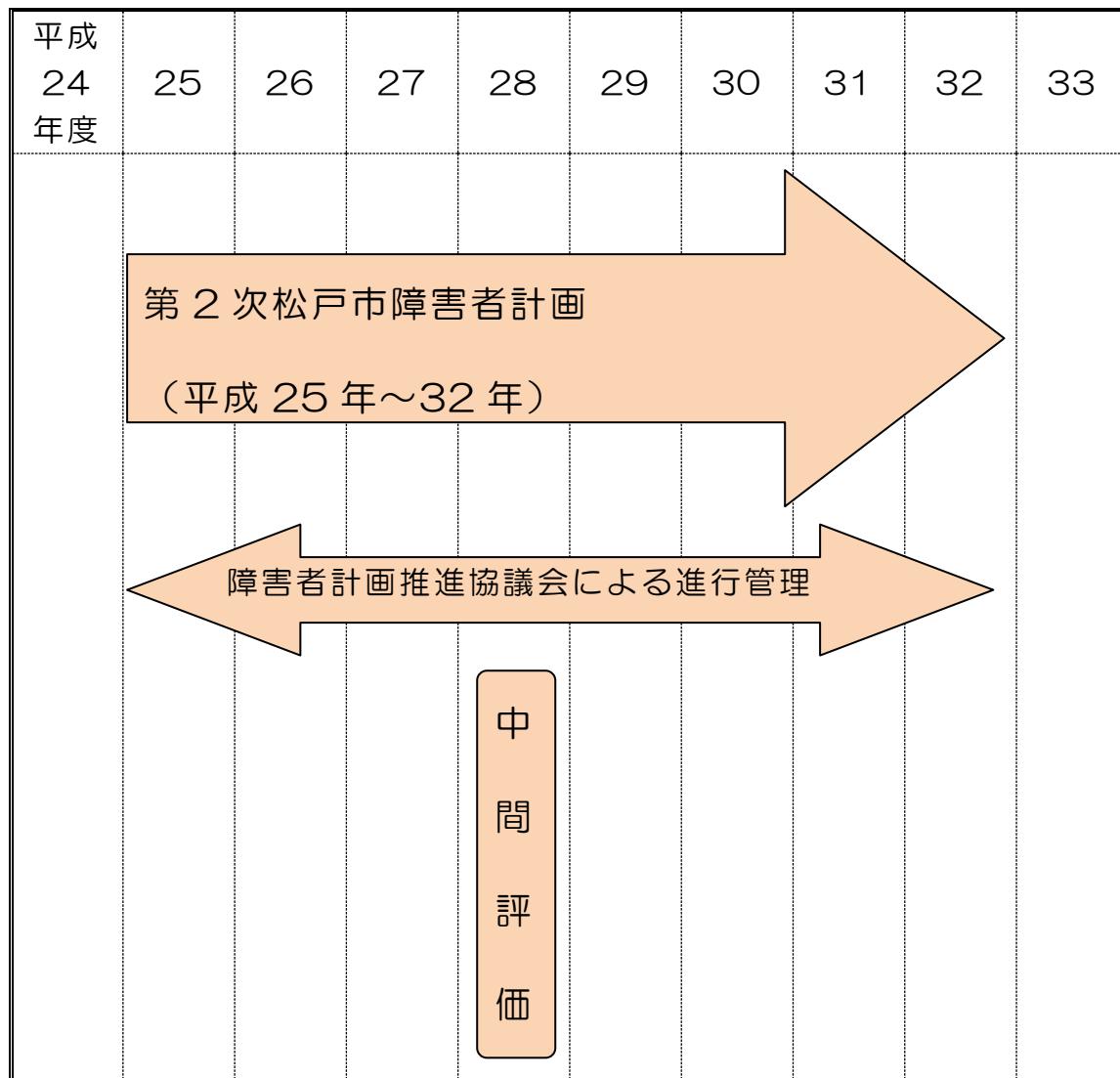
3 計画の進捗状況の点検と評価

本計画で設定した達成目標や事業の進捗状況を点検、評価し、着実な計画の推進に努めます。

そのため、毎年、松戸市障害者計画推進協議会による事業の進捗状況の把握と評価を実施します。

また、計画期間の中間年を目途に、市民アンケート調査や団体ヒアリングなどを実施し、達成目標の確認と事業の進捗状況の点検、評価を行い、必要に応じて、計画の内容の見直しを行います。

中間評価の実施にあたっては、市民の皆様のご意見やニーズを的確に把握するため、アンケート項目なども見直します。



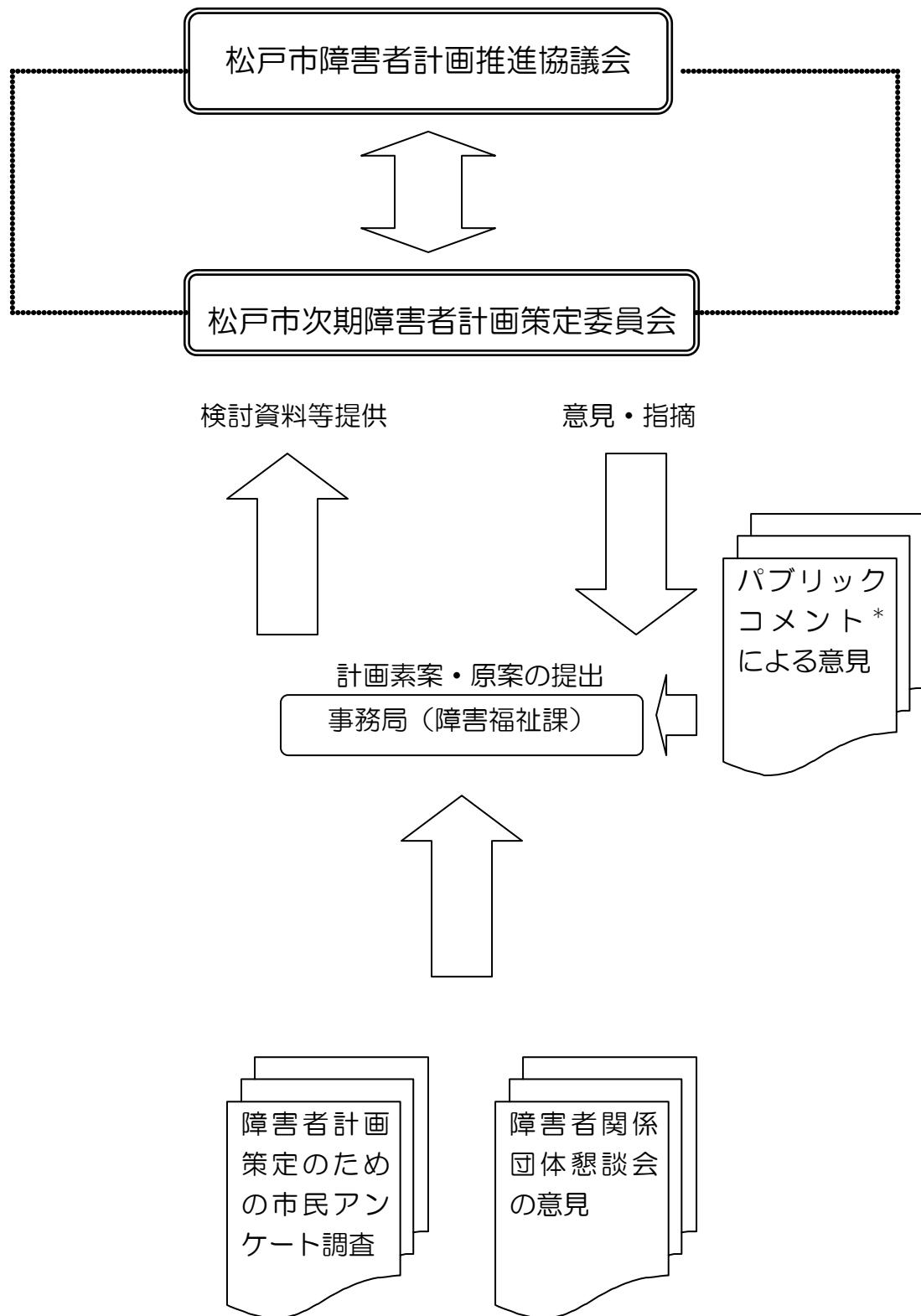
【資料編】

● 資料

- 1 策定体制
- 2 策定の経過
- 3 松戸市次期障害者計画策定委員会設置要綱
- 4 松戸市次期障害者計画策定委員会委員名簿
- 5 障害のある人の状況（表）
- 6 障害のある児童・生徒の就学状況
- 7 市民アンケート調査結果の概要
- 8 障害者関係団体のヒアリング結果の概要

● 用語解説

1 策定体制



2 策定の経過

区分	日程	内容
市民アンケート調査の実施	平成 23 年 12月 12 日 ～ 12月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人 1, 500人 ・障害のある児童 500人 ・障害のない市民 1, 000人
第1回障害者計画策定委員会	平成 24 年 5月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員委嘱状交付 ・現松戸市障害者計画の概要・進捗状況説明他
第2回障害者計画策定委員会	6月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸市の現状の把握・評価
第3回障害者計画策定委員会	7月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の抽出
障害者関係団体懇談会の開催	7月 26 日 8月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者関係団体 15団体参加
第4回障害者計画策定委員会	8月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・課題の抽出 ・障害者関係団体懇談会報告
第5回障害者計画策定委員会	9月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の枠組み ・基本理念、基本施策
第6回障害者計画策定委員会	10月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・基本施策
第7回障害者計画策定委員会	11月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について審議
第8回障害者計画策定委員会	12月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について審議
第9回障害者計画策定委員会	平成 25 年 1月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について審議
パブリックコメントの実施	2月 1 日～ 3月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ・広報まつど、松戸市ホームページに掲載
第10回障害者計画策定委員会	3月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・計画案の審議と決定

3 松戸市次期障害者計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 松戸市における次期障害者計画（以下「障害者計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、松戸市次期障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障害者計画の策定に関し検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は12名以内の委員をもって組織し、委員は市長が委嘱するものとする。

2 委員の構成及び定数は、次のとおりとする。

(1) 学識経験を有する者 10名以内

(2) 公募による委員 2名以内

3 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議事を整理する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、特別な理由がある場合で、委員会において会議を公開しないと決定した場合においては、この限りではない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子育て担当部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。

4 松戸市次期障害者計画策定委員会委員名簿

(敬称略、委員順不同)

	氏 名	現職等
委員長	伊藤 政之	日本大学松戸歯学部歯科医師
副委員長	大野 地平	聖徳大学短期大学部保育科講師
委員	蒲田 孝代	弁護士
委員	藤田 真人	中核地域生活支援センター*ほっとねっと コーディネーター
委員	井上 牧子	目白大学人間学部人間福祉学科准教授
委員	池田 将男	松戸市民生委員・児童委員協議会副会長
委員	角口 早苗	松戸市障害者団体連絡協議会理事長
委員	岩橋 成明	技術士 建設部門
委員	丸山 茂生	公募市民
委員	仲内 れい子	公募市民

5 障害のある人の状況（表）

[表 2-1-1]

[松戸市における身体障害・知的障害*・精神障害のある人の推移]

障 害 者 別 年 度	身体障害のある人		知的障害のある人		精神障害のある人	
	手帳所持者数(人)	指数	手帳所持者数(人)	指数	手帳所持者数(人)	指数
平成 19	10,472	100	1,723	100	1,135	100
平成 20	10,878	104	1,842	107	1,219	107
平成 21	11,155	107	1,954	113	1,287	113
平成 22	11,533	110	2,098	122	1,623	143
平成 23	11,954	114	2,176	126	1,867	164
平成 24	12,214	117	2,333	135	2,122	187

(各年 3 月 31 日)

(指標：平成 19 年を 100 とした場合)

[表 2-1-2／身体に障害のある人の年齢区分別] （平成 24.3.31）

年齢	18 歳 未満	18 歳～ 39 歳	40 歳～ 64 歳	65 歳 以上	合計
人数 (人)	342	904	3,778	7,190	12,214
割合 (%)	2.9	7.4	30.9	58.8	100.0

[表 2-1-3／身体に障害のある人の障害別] (平成 24.3.31)

	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 そしゃく	肢体 不自由	内部障害	合計
人数 (人)	745	837	142	6,591	3,899	12,214
割合 (%)	6.1	6.9	1.2	54.0	31.9	100.0

[表 2-1-4／身体に障害のある人の等級別] (平成 24.3.31)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
人数 (人)	4,456	2,057	1,896	2,694	560	578	12,214
割合 (%)	36.4	16.8	15.5	22.0	4.6	4.7	100.0

[表 2-1-5／知的障害のある人の年齢別] (平成 24.3.31)

年齢	18 歳未満	18 歳以上	合計
人数 (人)	758	1,575	2,333
割合 (%)	32.5	67.5	100.0

[表 2-1-6／知的障害のある人の程度別] (平成 24.3.31)

	重度 (A)	中度 (B-1)	軽度 (B-2)	合計
人数 (人)	973	658	702	2,333
割合 (%)	41.8	28.2	30.0	100.0

[表 2-1-7／精神障害のある人の年齢別] (平成 24.3.31)

	20 歳 未満	20 歳～ 39 歳	40 歳～ 64 歳	65 歳 以上	合計
人数 (人)	40	724	1,118	240	2,122
割合 (%)	1.9	34.1	52.7	11.3	100.0

[表 2-1-8／精神障害のある人の等級別] (平成 24.3.31)

＼	1 級	2 級	3 級	合計
人数 (人)	286	1,321	515	2,122
割合 (%)	13.5	62.3	24.3	

[表 2-1-9／自立支援医療（精神）患者数] (各年 3 月 31 日)

＼	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
人数 (人)	3,665	4,054	4,627	4,900
指數	100	111	126	134

6 障害のある児童・生徒の就学状況

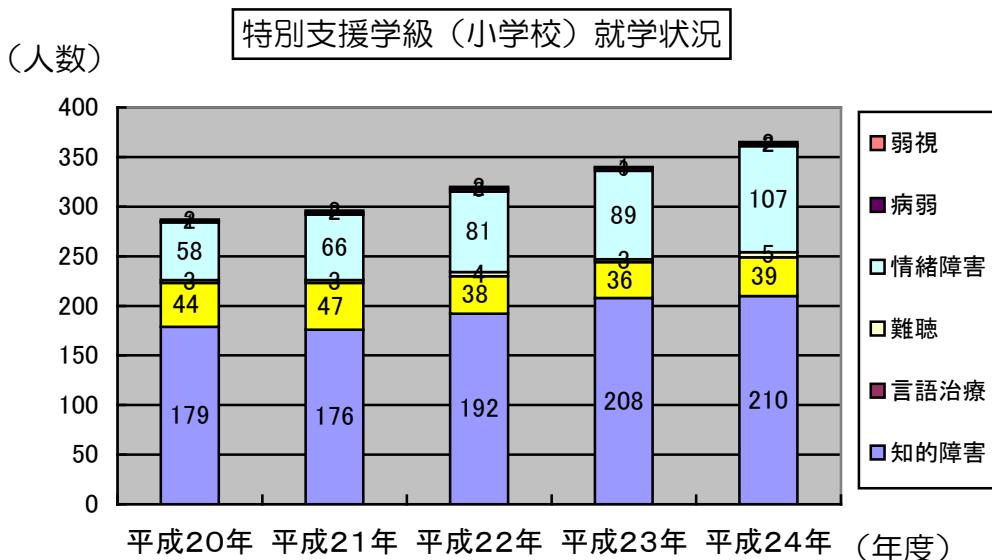
松戸市の小・中学校の特別支援学級^{*}の児童数・学級数は次表のとおりで、小・中学校ともに知的障害と情緒障害の児童数・学級数が増加の傾向にあります。

また、特別支援学校^{*}についても増加傾向にあり、特に、つくり特別支援学校の高等部の児童数が着実に増加しています。

[特別支援学級（小学校）就学状況] （各年 5月 1日）

	計	知的 障害	言語 治療	難聴	情緒 障害	病弱	弱視
平成 20年	287 (44)	179 (27)	44 (7)	3 (1)	58 (7)	1 (1)	2 (1)
平成 21年	296 (47)	176 (28)	47 (7)	3 (1)	66 (9)	2 (1)	2 (1)
平成 22年	320 (53)	192 (28)	38 (6)	4 (1)	81 (16)	3 (1)	2 (1)
平成 23年	340 (55)	208 (31)	36 (6)	3 (1)	89 (15)	3 (1)	1 (1)
平成 24年	365 (58)	210 (32)	39 (6)	5 (1)	107 (17)	2 (1)	2 (1)

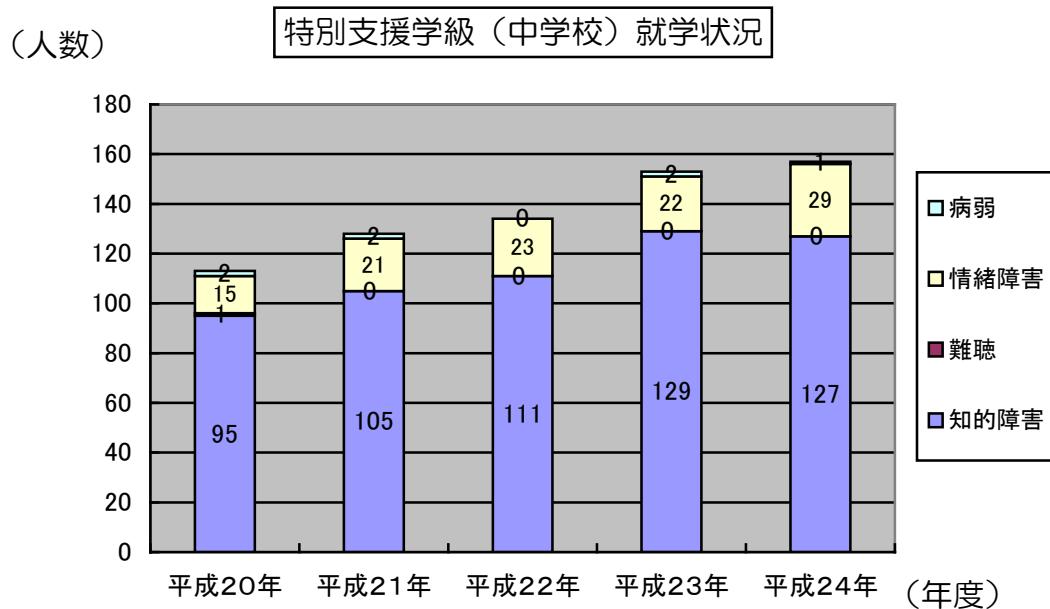
児童数／単位：人、() 内は学級数／単位：級



[特別支援学級（中学校）就学状況] (各年 5月 1日)

計	知的障害	難聴	情緒障害	病弱
平成 20年 (19)	113 (14)	95 (1)	1 (1)	15 (3)
平成 21年 (21)	128 (16)	105 (0)	0 (0)	21 (4)
平成 22年 (20)	134 (16)	111 (0)	0 (0)	23 (4)
平成 23年 (24)	153 (19)	129 (0)	0 (0)	22 (4)
平成 24年 (24)	157 (19)	127 (0)	0 (0)	29 (4)
				1 (1)

児童数／単位：人、() 内は学級数／単位：級



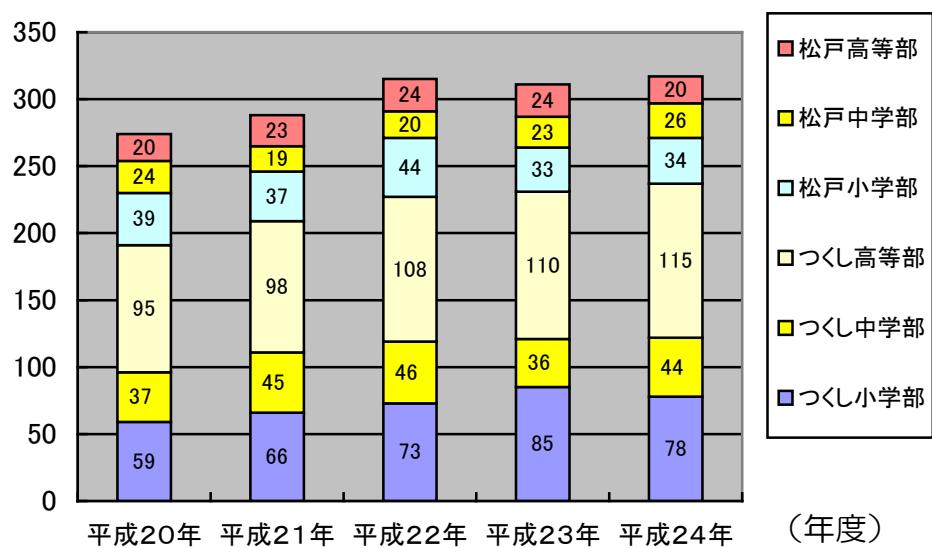
[特別支援学校就学状況] (各年 5月 1日)

	計	つくし特別支援学校			松戸特別支援学校		
		小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部
平成20年	274	59	37	95	39	24	20
平成21年	288	66	45	98	37	19	23
平成22年	315	73	46	108	44	20	24
平成23年	311	85	36	110	33	23	24
平成24年	317	78	44	115	34	26	20

児童数／単位：人

(人数)

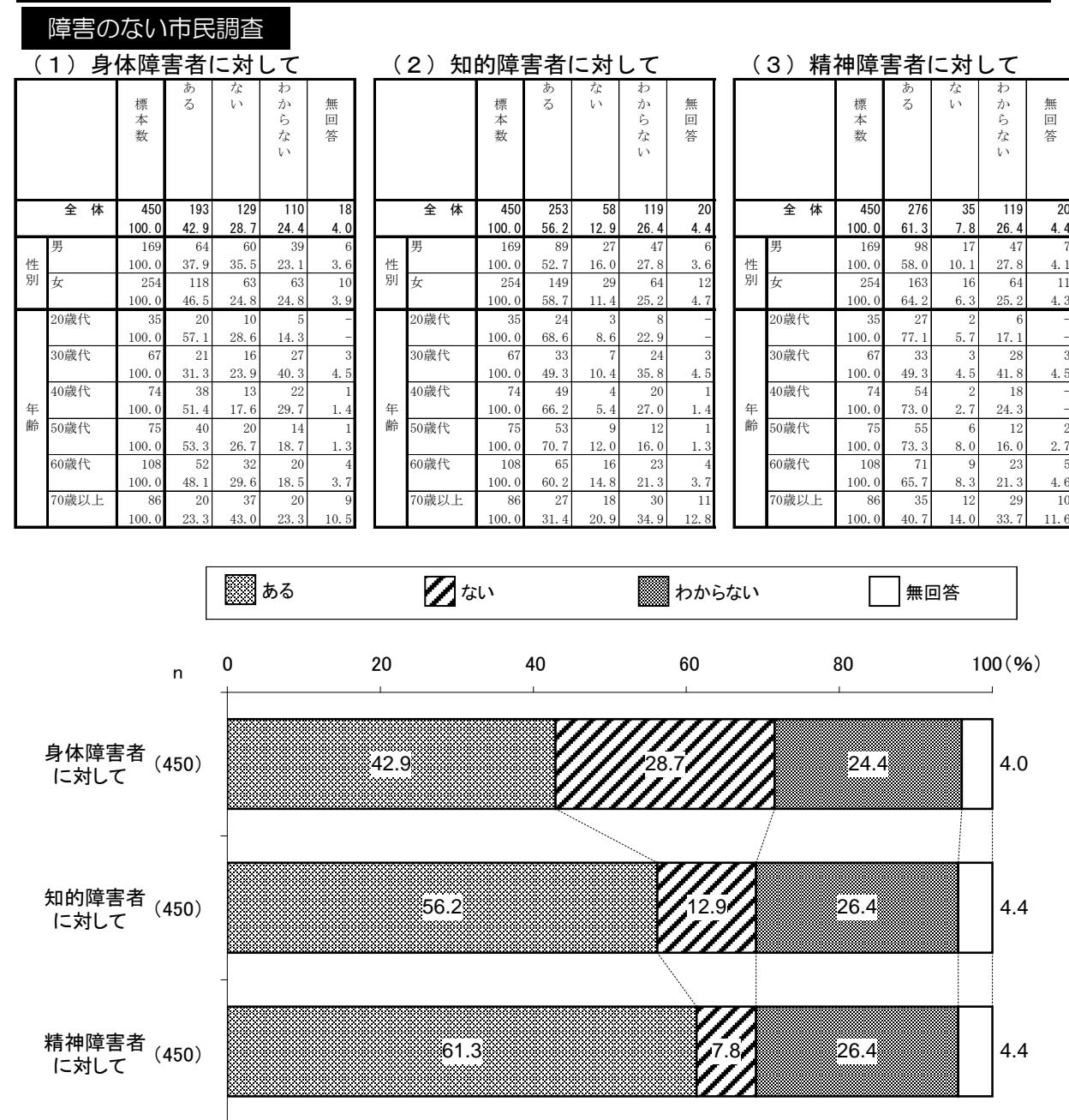
特別支援学校就学状況



7 市民アンケート調査結果の概要

◇地域社会における障害のある人への差別・偏見の有無

問1. あなたは、地域社会の中に障害のある人への差別・偏見があると思いますか。
(それぞれ〇は1つ)



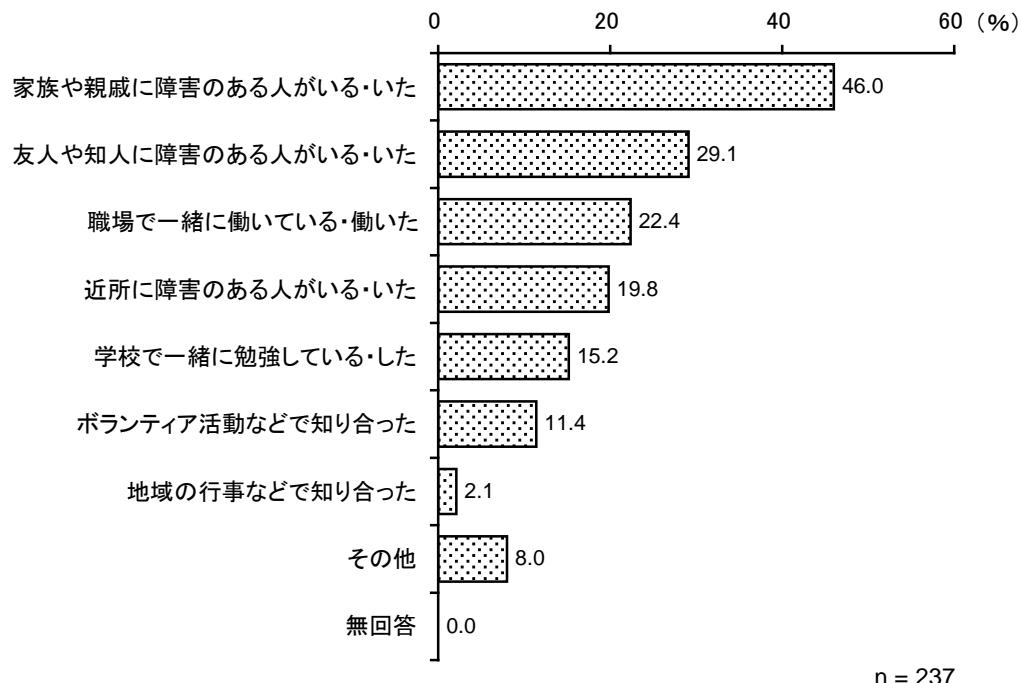
- ・全体では、「ある」は、「精神障害者に対して」(61.3%) が6割強で最も高く、次いで「知的障害者に対して」(56.2%) が5割台半ばを超え、「身体障害者に対して」(42.9%) が4割強となっています。

◇障害のある人との交流のきっかけ

問2. そのきっかけはどのようなことですか。(○はいくつでも)

障害のない市民調査

	標本数	人家が家族いいる親・戚にいた障害のあるある人のいる人がいる	人友が人にいた障害のある人のいる人がいる	る近・所いにた障害のある人のいる人がいる	合地域の行事などで知り	る学校で一緒に勉強している	る職場で一緒に働いている	知ボランティア活動などで知り合った	その他	無回答
全 体	237 100.0	109 46.0	69 29.1	47 19.8	5 2.1	36 15.2	53 22.4	27 11.4	19 8.0	-
性別	男	75 100.0	34 45.3	19 25.3	9 12.0	1 1.3	12 16.0	27 36.0	4 5.3	6 8.0
	女	145 100.0	71 49.0	44 30.3	35 24.1	4 2.8	22 15.2	23 15.9	21 14.5	12 8.3
年齢	20歳代	21 100.0	7 33.3	3 14.3	2 9.5	- -	8 38.1	2 9.5	2 9.5	4 19.0
	30歳代	29 100.0	10 34.5	9 31.0	6 20.7	- -	6 20.7	5 17.2	4 13.8	5 17.2
	40歳代	41 100.0	20 48.8	10 24.4	10 24.4	- -	9 22.0	15 36.6	3 7.3	3 7.3
	50歳代	46 100.0	20 43.5	11 23.9	12 26.1	1 2.2	7 15.2	12 26.1	4 8.7	3 6.5
	60歳代	62 100.0	31 50.0	25 40.3	9 14.5	2 3.2	2 3.2	16 25.8	10 16.1	4 6.5
	70歳以上	36 100.0	21 58.3	9 25.0	8 22.2	2 5.6	3 8.3	3 8.3	4 11.1	- -



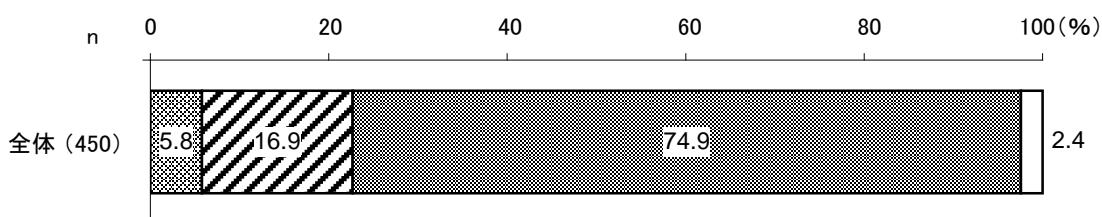
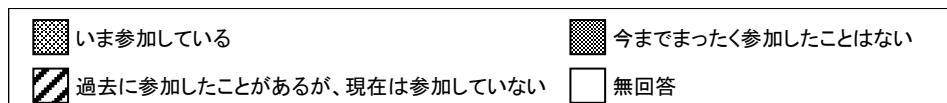
- 全体では、「家族や親戚に障害のある人がいる・いた」(46.0%) が4割台半ばを超えて最も高く、次いで「友人や知人に障害のある人がいる・いた」(29.1%) が3割弱、「職場で一緒に働いている・働いた」(22.4%) が2割強と続いています。

◇ボランティア活動への参加

問3. 現在、あなたは障害のある人やお年寄りなどのためのボランティア活動に参加していますか、または、参加したことありますか。(○は1つ)

障害のない市民調査

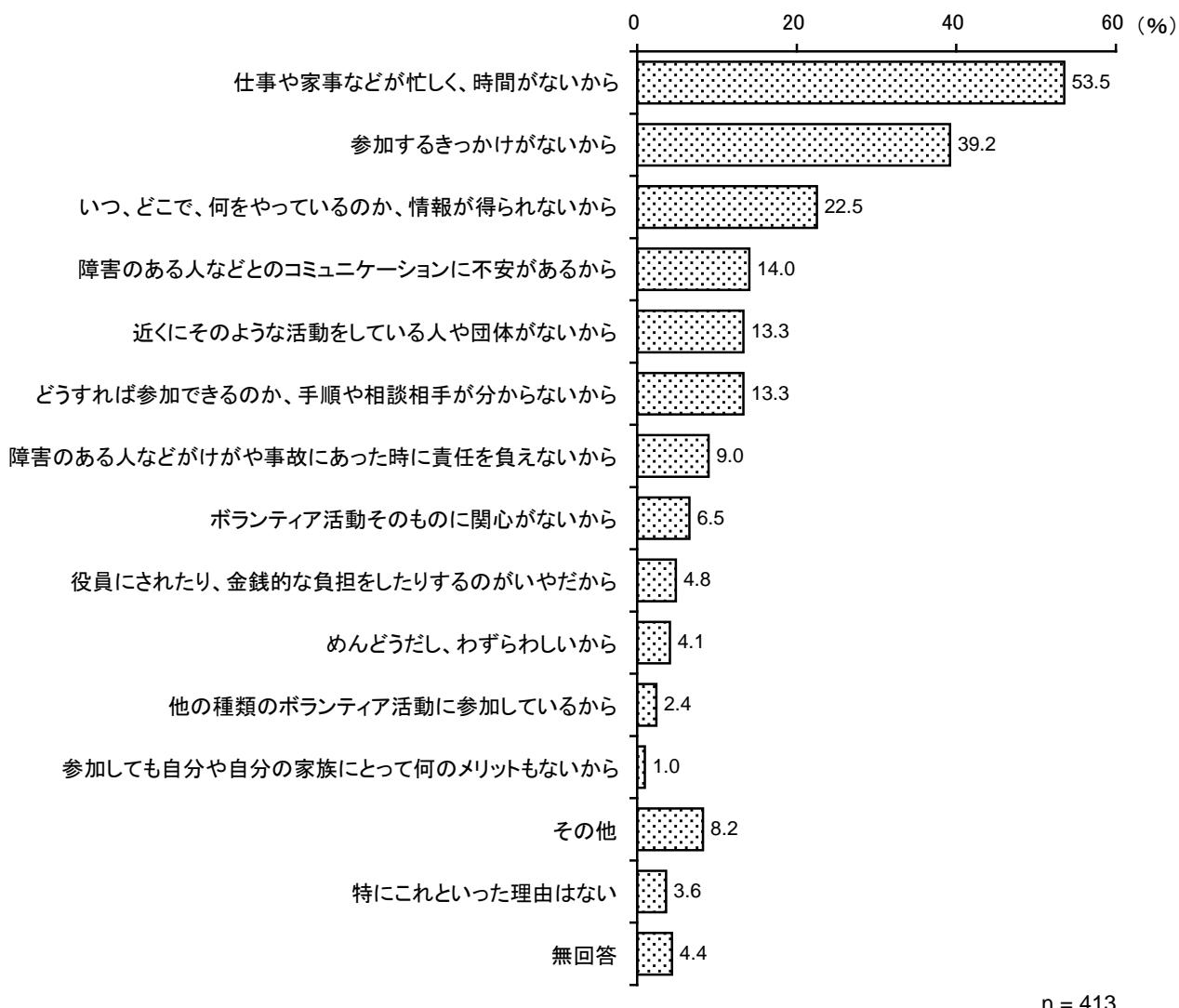
	標本数	いま参加している	なる過去に現在参加はしたことはない	今までまったく参加したことはない	無回答
全 体	450	26	76	337	11
性別	100.0	5.8	16.9	74.9	2.4
	男	169 100.0	6 3.6	17 10.1	143 84.6
性別	女	254 100.0	18 7.1	52 20.5	178 70.1
	20歳代	35 100.0	1 2.9	11 31.4	23 65.7
年齢	30歳代	67 100.0	- -	14 20.9	52 77.6
	40歳代	74 100.0	1 1.4	11 14.9	61 82.4
年齢	50歳代	75 100.0	5 6.7	12 16.0	58 77.3
	60歳代	108 100.0	11 10.2	16 14.8	77 71.3
年齢	70歳以上	86 100.0	8 9.3	11 12.8	62 72.1
					5 5.8
職業	会社員・公務員・団体職員など(勤め人)	139 100.0	4 2.9	25 18.0	110 79.1
	自営業・自由業・会社経営(商店などの家族従事者を含む)	28 100.0	2 7.1	7 25.0	18 64.3
職業	農業	3 100.0	- -	1 33.3	2 66.7
	パート・アルバイト、臨時雇い、内職	66 100.0	3 4.5	10 15.2	52 78.8
職業	学生	11 100.0	1 9.1	2 18.2	8 72.7
	専業主婦(主夫)	109 100.0	11 10.1	21 19.3	76 69.7
職業	無職	84 100.0	5 6.0	9 10.7	63 75.0
	その他	3 100.0	- -	- -	2 66.7
					1 33.3



- ・全体では、「今までまったく参加したことはない」(74.9%) が7割台半ば近くとなっています。

◇現在、ボランティア活動に参加していない理由

問4. あなたが参加していないおもな理由は何ですか。(○は3つまで)

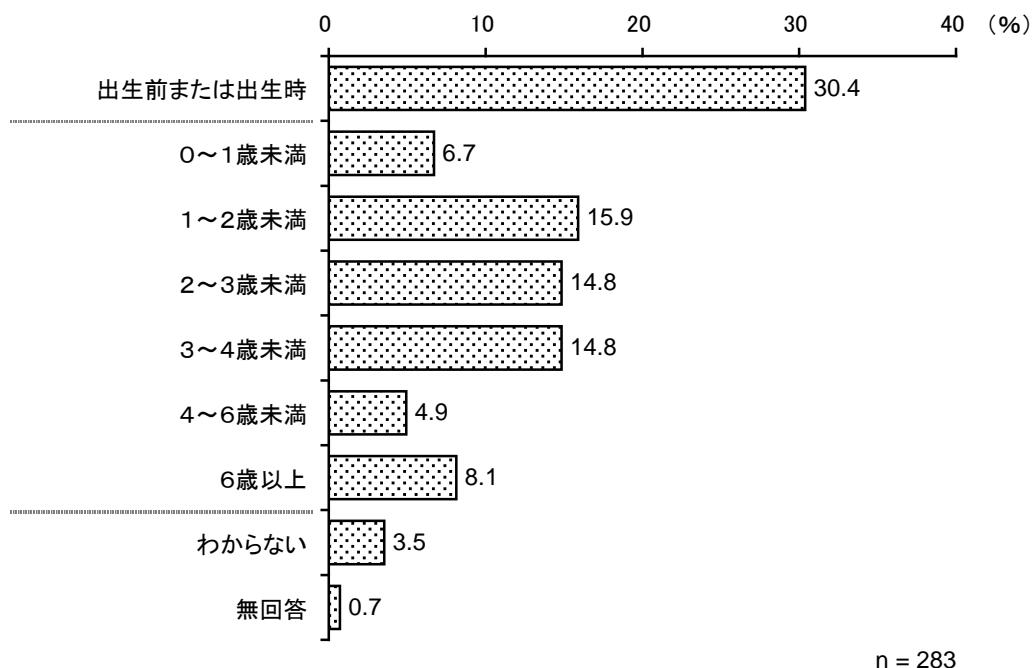


- 全体では、「仕事や家事などが忙しく、時間がないから」(53.5%) が5割台半ば近くで最も高く、次いで「参加するきっかけがないから」(39.2%) が4割弱、「いつ、どこで、何をやっているのか、情報が得られないから」(22.5%) が2割強と続いている。

◇障害があるとわかった時期

問5. あなたに障害があるとわかったのはいつごろですか。(○は1つ)

障害児調査		生出時生前または出	0～1歳未満	1～2歳未満	2～3歳未満	3～4歳未満	4～6歳未満	6歳以上	わからない	無回答
	標本数									
全 体	283 100.0	86 30.4	19 6.7	45 15.9	42 14.8	42 14.8	14 4.9	23 8.1	10 3.5	2 0.7
身体障害	95 100.0	48 50.5	12 12.6	15 15.8	4 4.2	4 4.2	3 3.2	5 5.3	4 4.2	-
知的障害	110 100.0	24 21.8	5 4.5	20 18.2	21 19.1	21 19.1	6 5.5	10 9.1	3 2.7	-
精神障害	2 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 50.0	1 50.0	- -	-
発達障害	38 100.0	- -	1 2.6	4 10.5	11 28.9	12 31.6	3 7.9	6 15.8	- -	1 2.6
高次脳機能障害	1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

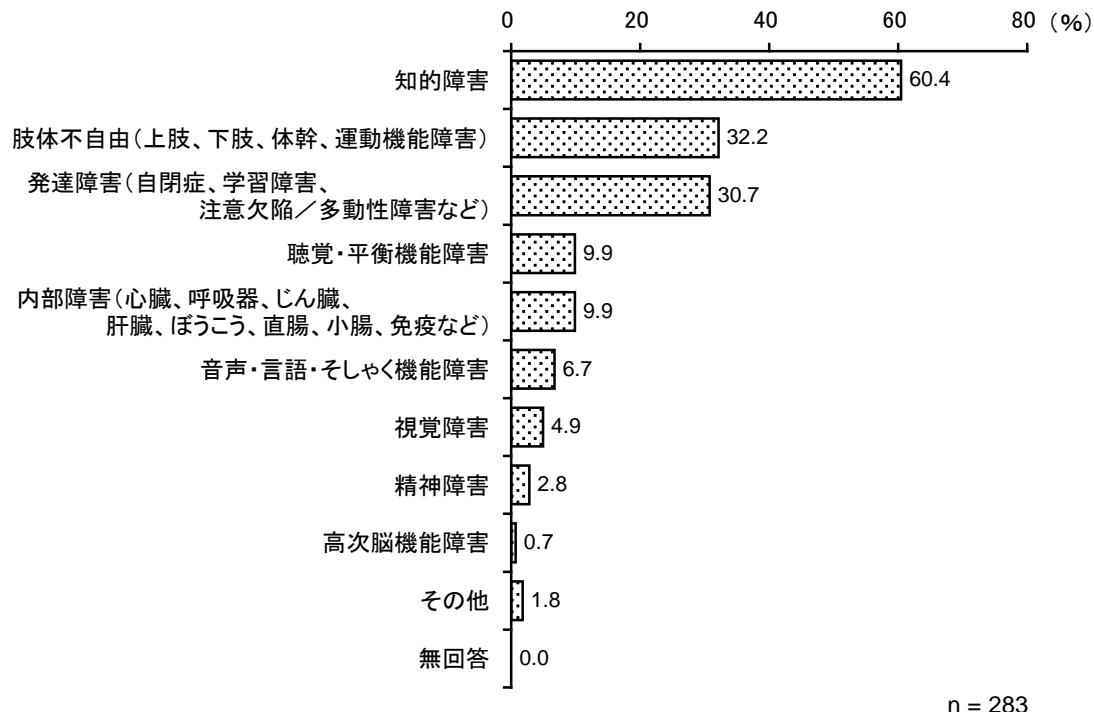


- ・全体では、「出生前または出生時」(30.4%) が約3割で最も高く、次いで「1～2歳未満」(15.9%)が1割台半ば、「2～3歳未満」(14.8%)、「3～4歳未満」(14.8%)が共に1割台半ば近くとなっています。
- ・障害種別にみると、「身体障害」では、「出生前または出生時」(50.5%)が約5割と高くなっている。「発達障害」では、「3～4歳未満」(31.6%)が3割強と高くなっています。

◇障害や病気の種類

問6. あなたの障害や病気の種類は、次のどれですか。(○はいくつでも)

障害児調査												
	標本数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由(上肢、下肢、体幹)	腸・臓内免疫疾患(心臓、呼吸器、じん臓、肝臓など)	知的障害	精神障害	意発達障害/注意欠陥/多動性障害など	高次脳機能障害	その他	無回答
全 体	283 100.0	14 4.9	28 9.9	19 6.7	91 32.2	28 9.9	171 60.4	8 2.8	87 30.7	2 0.7	5 1.8	-
身体障害	95 100.0	5 5.3	23 24.2	8 8.4	57 60.0	19 20.0	13 13.7	2 2.1	4 4.2	-	-	-
知的障害	110 100.0	4 3.6	4 3.6	5 4.5	18 16.4	2 1.8	110 100.0	2 1.8	26 23.6	1 0.9	2 1.8	-
精神障害	2 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 50.0	2 100.0	1 50.0	-	-	-
発達障害	38 100.0	- -	- -	1 2.6	- -	- -	12 31.6	2 5.3	38 100.0	-	-	-
高次脳機能障害	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	-	-	-
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-	-	-



- 全体では、「知的障害」(60.4%) が約6割で最も高く、次いで「肢体不自由（上肢、下肢、体幹、運動機能障害）」(32.2%) が3割強、「発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥／多動性障害など）」(30.7%) が約3割と続いています。

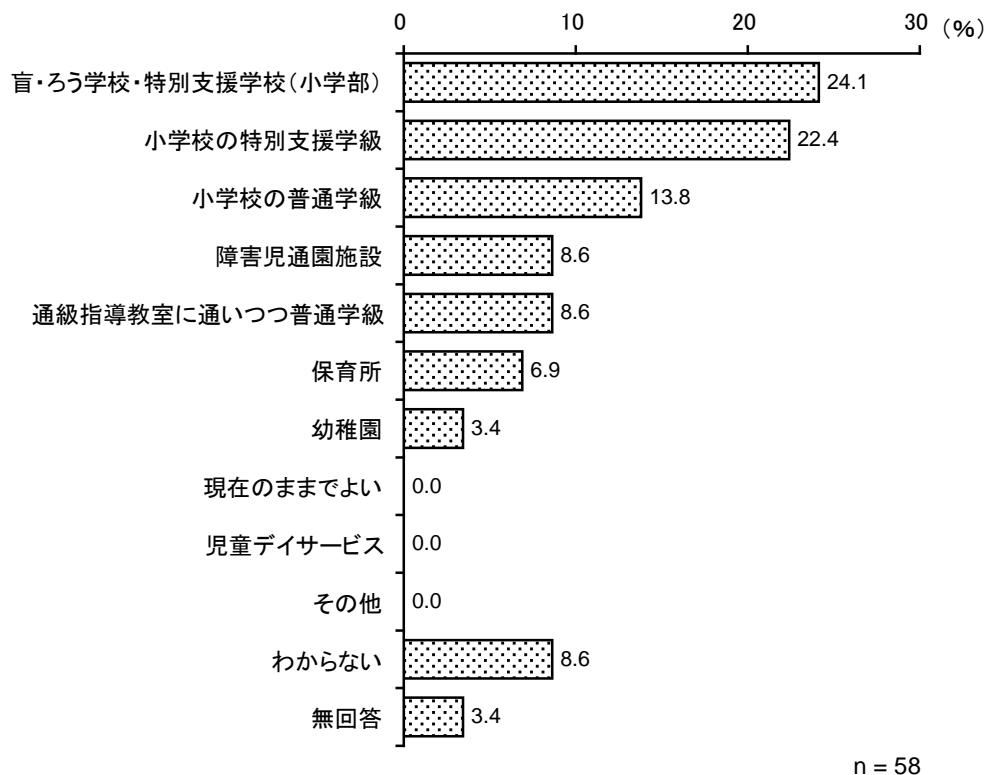
◇将来の日中の過ごし方（未就学者）

問7. あなたは、将来日中をどこで（どのように）過ごしたいですか。

数年先を考えてお答えください。（〇は1つ）

障害児調査

	標本数	現在のままでよい	保育所	幼稚園	障害児通園施設	児童デイサービス	学校・ろう小学校部・特別支援	小学校の特別支援学級	小学校の普通学級	普通級指導教室に通いつつ	その他	わからない	無回答
全 体	58 100.0	- -	4 6.9	2 3.4	5 8.6	- -	14 24.1	13 22.4	8 13.8	5 8.6	- -	5 8.6	2 3.4
身体障害	27 100.0	- -	2 7.4	2 7.4	3 11.1	- -	7 25.9	3 11.1	6 22.2	1 3.7	- -	2 7.4	1 3.7
知的障害	15 100.0	- -	2 13.3	- -	1 6.7	- -	3 20.0	5 33.3	2 13.3	1 6.7	- -	1 6.7	- -
精神障害	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
発達障害	10 100.0	- -	- -	- -	1 10.0	- -	1 10.0	3 30.0	- -	2 20.0	- -	2 20.0	1 10.0
高次脳機能障害	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

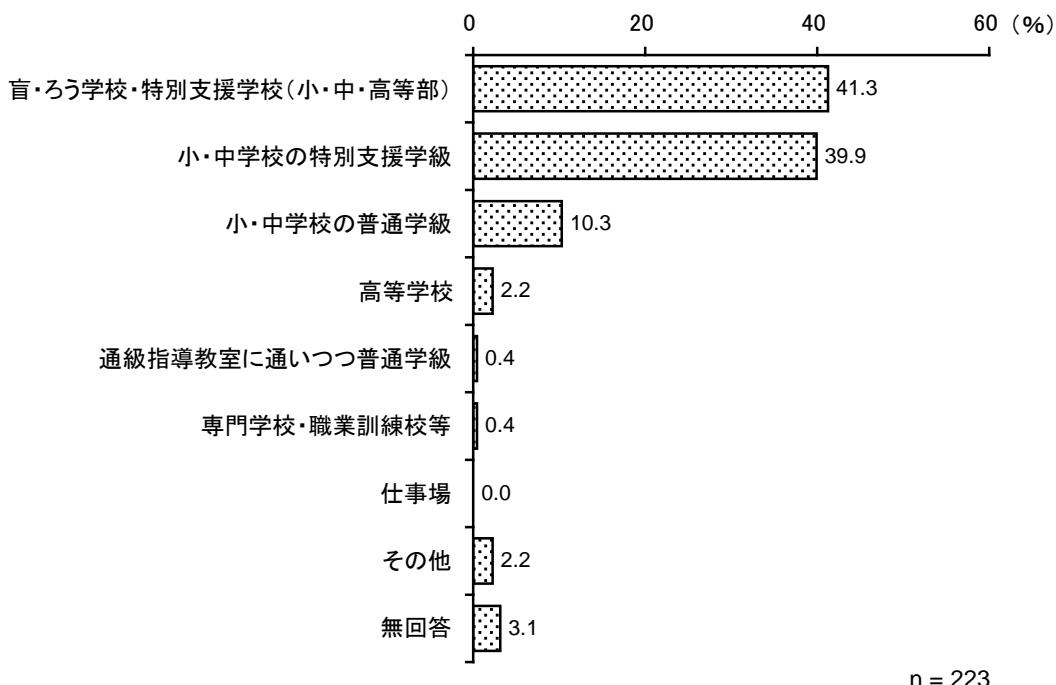


- 全体では、「盲・ろう学校・特別支援学校（小学部）」（24.1%）が2割台半ば近くで最も高く、次いで「小学校の特別支援学級」（22.4%）が2割強となっています。

◇現在の日中の主な過ごし方（就学者・就労者）

問8. 現在、あなたは日中をおもにどこで過ごしていますか。（○は1つ）

障害児調査										
	標本数	学盲 校・ へろ 小う ・学 中校 ・ 高特 等別 部支 援学	級小 ・中 学校の 特別 支援学 級	小 ・中 学校の 普通学 級	普通級 指導教 室に通 いつ つ	高等 学校	專門 学校 ・職業 訓練 校等	仕事 場	その 他	無 回答
全 体	223 100.0	92 41.3	89 39.9	23 10.3	1 0.4	5 2.2	1 0.4	- -	5 2.2	7 3.1
身体障害	67 100.0	32 47.8	12 17.9	15 22.4	- -	4 6.0	- -	- -	1 1.5	3 4.5
知的障害	95 100.0	40 42.1	46 48.4	6 6.3	- -	1 1.1	- -	- -	- -	2 2.1
精神障害	2 100.0	- 50.0	1 -	- -	- -	- -	- -	- -	1 50.0	- -
発達障害	28 100.0	8 28.6	15 53.6	1 3.6	1 3.6	- -	1 3.6	- -	1 3.6	1 3.6
高次脳機能障害	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

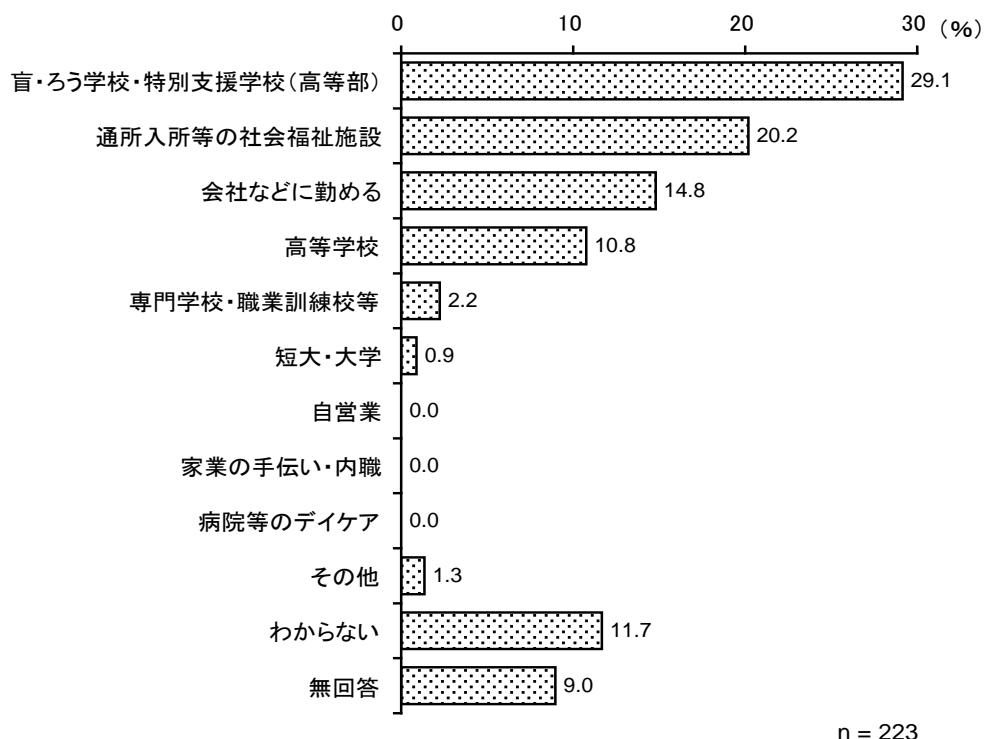


- 全体では、「盲・ろう学校・特別支援学校（小・中・高等部）」（41.3%）が4割強で最も高く、次いで「小・中学校の特別支援学級」（39.9%）が4割弱、「小・中学校の普通学級」（10.3%）が約1割となっています。
- 障害種別にみると、「発達障害」では、「小・中学校の特別支援学級」（53.6%）が5割台半ば近くと高くなっています。

◇将来の日中の過ごし方（就学者・就労者）

問9. あなたは、将来日中をどこで（どのように）過ごしたいですか。（○は1つ）

		障害児調査											
	標本数	高等 学校	学盲 校・ （ろう 高等 学校部） 特別 支援	専門 学校 ・ 職業訓 練校等	短大 ・ 大学	自 営 業	家 業 の 手 伝 い ・ 内 職	会 社 など に 勤 め る	病 院 等 の デ イ ケ ア	設 通 所 入 所 等 の 社 会 福 祉 施	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答
全 体	223 100.0	24 10.8	65 29.1	5 2.2	2 0.9	-	-	33 14.8	-	45 20.2	3 1.3	26 11.7	20 9.0
身体障害	67 100.0	9 13.4	18 26.9	- -	2 3.0	-	-	7 10.4	-	12 17.9	1 1.5	8 11.9	10 14.9
知的障害	95 100.0	9 9.5	29 30.5	3 3.2	- -	-	-	12 12.6	-	28 29.5	1 1.1	6 6.3	7 7.4
精神障害	2 100.0	- -	1 50.0	- -	- -	-	-	- -	-	- -	- -	1 50.0	- -
発達障害	28 100.0	4 14.3	6 21.4	- -	- -	-	-	9 32.1	-	1 3.6	1 3.6	5 17.9	2 7.1
高次脳機能障害	1 100.0	- -	- -	- -	- -	-	-	- -	-	- -	- -	- -	1 100.0
その他	- -	- -	- -	- -	- -	-	-	- -	-	- -	- -	- -	- -

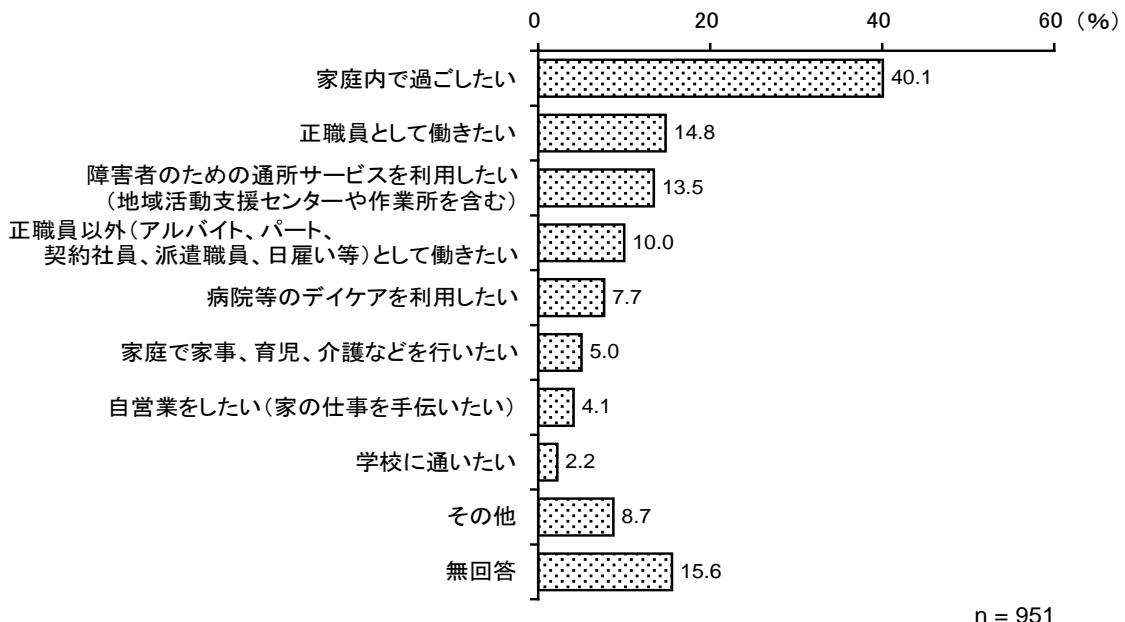


- 全体では、「盲・ろう学校・特別支援学校（高等部）」(29.1%) が3割弱で最も高く、次いで「通所入所等の社会福祉施設」(20.2%) が約2割、「会社などに勤める」(14.8%) が1割台半ば近くと続いています。
- 障害種別にみると、「発達障害」では、「会社などに勤める」(32.1%) が3割強と高くなっています。

◇将来の日中の過ごし方

問10. あなたは、将来日中をどのように過ごしたいですか。(○はいくつでも)

		障害者調査									
	標本数	正職員として働きたい	等ト、正職員とし約以て社外働き(アルバイト、パート、派遣職員、日雇い)して働きたい	自営業をしたい	や用障害者の所を含む)地域の通所支援センター等の事業所を含む)の活動所を利用する	病院等のデイケアを利用したい	学校に通いたい	い家庭で家事、育児、介護などを行いたい	家庭内で過ごしたい	その他	無回答
全 体	951 100.0	141 14.8	95 10.0	39 4.1	128 13.5	73 7.7	21 2.2	48 5.0	381 40.1	83 8.7	148 15.6
身体障害	621 100.0	81 13.0	57 9.2	29 4.7	48 7.7	43 6.9	14 2.3	31 5.0	292 47.0	59 9.5	97 15.6
知的障害	54 100.0	10 18.5	5 9.3	- -	30 55.6	1 1.9	1 1.9	- -	7 13.0	3 5.6	3 5.6
精神障害	108 100.0	29 26.9	21 19.4	4 3.7	17 15.7	11 10.2	6 5.6	9 8.3	37 34.3	8 7.4	4 3.7
発達障害	20 100.0	8 40.0	5 25.0	1 5.0	7 35.0	1 5.0	- -	2 10.0	1 5.0	- -	2 10.0
高次脳機能障害	13 100.0	1 7.7	2 15.4	1 7.7	3 23.1	3 23.1	- -	1 7.7	2 15.4	1 7.7	2 15.4
その他	7 100.0	- -	- -	- -	- -	2 28.6	- -	- -	5 71.4	1 14.3	1 14.3



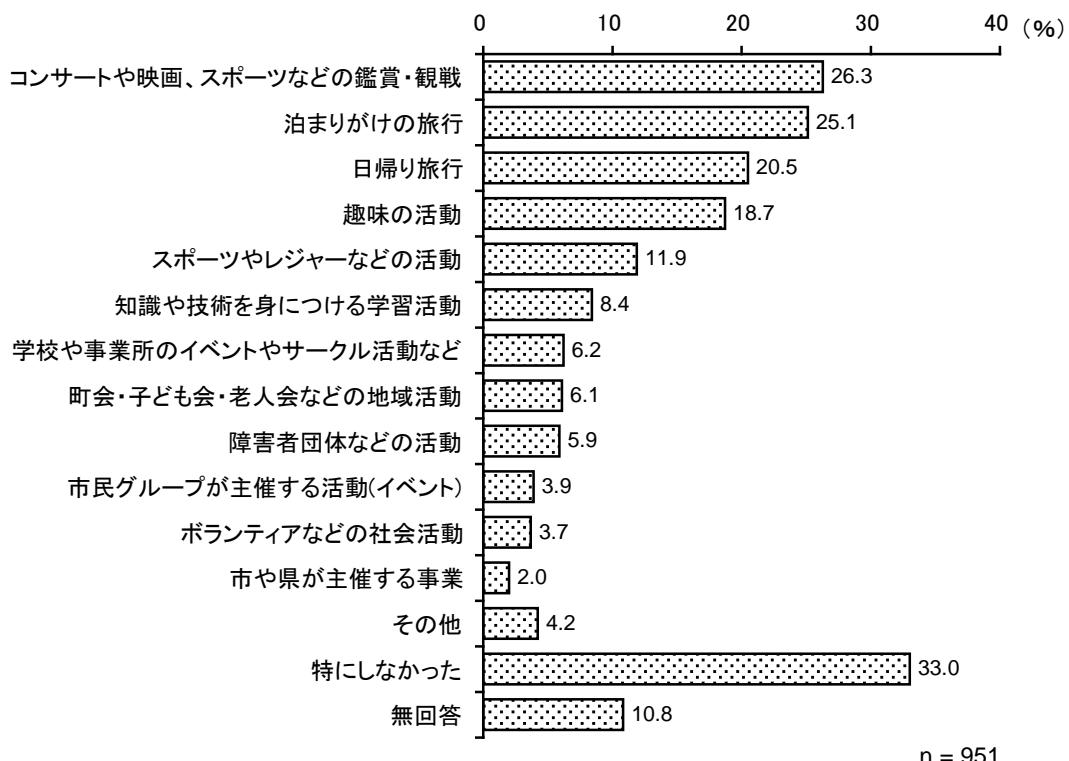
- 全体では、「家庭内で過ごしたい」(40.1%) が約4割で最も高く、次いで「正職員として働きたい」(14.8%)、「障害者のための通所サービスを利用したい(地域活動支援センターや作業所を含む)」(13.5%) が共に1割台半ば近くと続いている。
- 障害種別にみると、「知的障害「では、「障害者のための通所サービスを利用したい(地域活動支援センターや作業所を含む)」(55.6%) が5割台半ばと高くなっています。

◇この1年間にした各種活動

問11. この1年間に、あなたは趣味や学習、スポーツなどの活動をしましたか。
(○はいくつでも)

障害者調査

	標本数	ボコンツサーナトのや鑑賞・観戦	のスポーツやレジャーなど	学習活動や技術を身につける	趣味の活動	ボランティアなどの社会活動	町会・子ども会・老人会などの地域活動	障害者団体などの活動	市民グループが主催する活動(イベント)	市や県が主催する事業	や学校や事業所のイベントやサークル活動などの活動	日帰り旅行	泊まりがけの旅行	その他	特にしなかった	無回答
全 体	951 100.0	250 26.3	113 11.9	80 8.4	178 18.7	35 3.7	58 6.1	56 5.9	37 3.9	19 2.0	59 6.2	195 20.5	239 25.1	40 4.2	314 33.0	103 10.8
身体障害	621 100.0	167 26.9	76 12.2	53 8.5	135 21.7	23 3.7	47 7.6	30 4.8	23 3.7	13 2.1	27 4.3	136 21.9	171 27.5	20 3.2	206 33.2	62 10.0
知的障害	54 100.0	15 27.8	9 16.7	2 3.7	2 3.7	4 7.4	1 1.9	6 11.1	4 7.4	3 5.6	11 20.4	17 31.5	22 40.7	2 3.7	11 20.4	6 11.1
精神障害	108 100.0	38 35.2	13 12.0	16 14.8	22 20.4	5 4.6	4 3.7	4 3.7	3 2.8	— —	6 5.6	15 13.9	18 16.7	6 5.6	34 31.5	7 6.5
発達障害	20 100.0	7 35.0	4 20.0	4 20.0	2 10.0	1 5.0	— —	3 15.0	1 5.0	1 5.0	7 35.0	4 20.0	5 25.0	1 5.0	6 30.0	2 10.0
高次脳機能障害	13 100.0	2 15.4	— —	1 7.7	4 30.8	2 15.4	2 15.4	2 30.8	4 23.1	1 7.7	— —	2 15.4	2 15.4	1 7.7	3 23.1	3 23.1
その他	7 100.0	1 14.3	1 14.3	— —	— —	— —	1 14.3	— —	1 14.3	— —	— —	2 28.6	— —	2 28.6	1 14.3	1 14.3



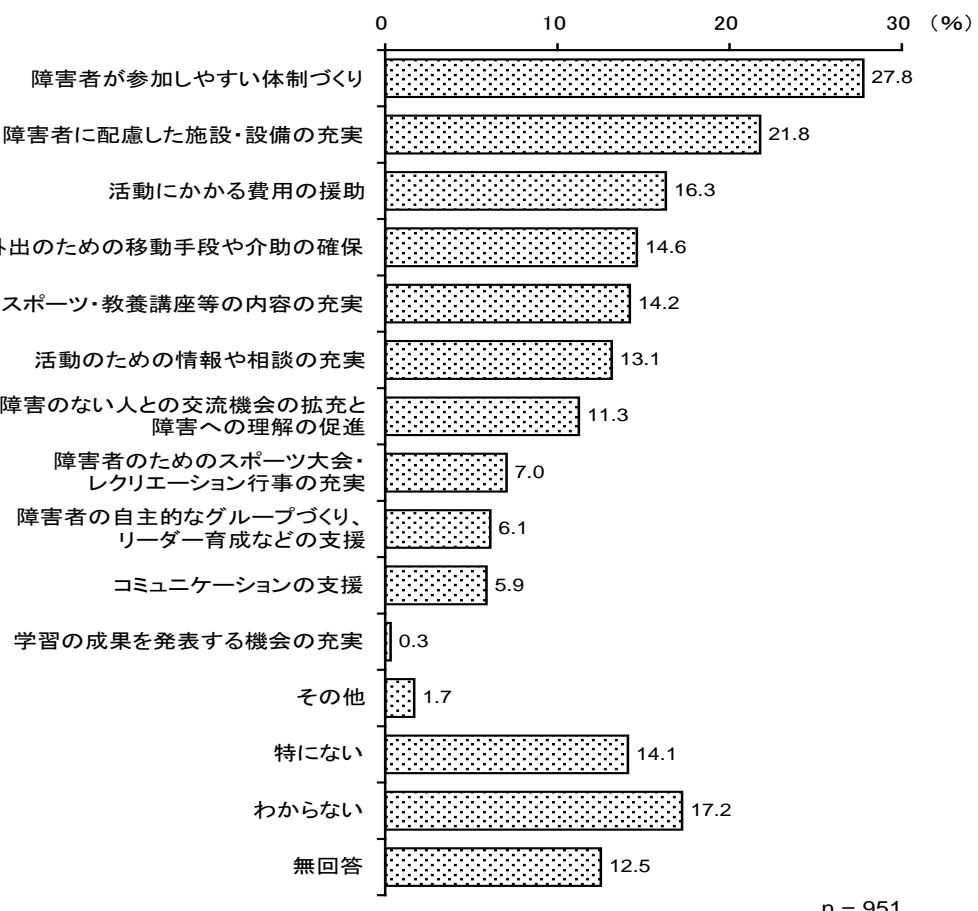
- ・全体では、「特にしなかった」(33.0%) が3割台半ば近くとなっている。一方、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」(26.3%) が2割台半ばを超え、「泊まりがけの旅行」(25.1%) が2割台半ば、「日帰り旅行」(20.5%) が約2割となっています。
- ・障害種別にみると、「知的障害」では、「泊まりがけの旅行」(40.7%) が約4割と高くなっています。「精神障害」では、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦」(35.2%) が3割台半ばと高くなっています。

◇各種活動をより一層活発にするために必要なこと

問 12. 障害のある方の文化・スポーツ活動などをより一層活発にするために、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

障害者調査

	標本数	なづけられた 障害者の 支え、自 主的 的な グル 成」	行大会 事会害 者の 充実 クタ りめ エの 「ス シボ ヨン ツ」	障 害 者 が 制 づ 害 く り が 参 加 し や す い 体	座等の 趣味・ 内 容 の 充 実	の活 動 充 実	設 備 の 充 実	障 害 者 に 実 配 慮 し た 施 設 ・	介 外 助 の ため の 情 報 や 相 談	会 学 習 の 充 実	活 動 に か か る 費 用 の 援 助	接 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン の 支	の会 促 進 拡 充 な い 障 害 と の 交 流 解 機	障 害 の 促 進 拡 充 な い 障 害 と の 交 流 解 機	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	無 回 答
全 体	951 100.0	58 6.1	67 7.0	264 27.8	135 14.2	125 13.1	207 21.8	139 14.6	3 0.3	155 16.3	56 5.9	107 11.3	16 1.7	134 14.1	164 17.2	119 12.5		
身体障害	621 100.0	41 6.6	41 6.6	166 26.7	99 15.9	91 14.7	138 22.2	92 14.8	-	96 15.5	29 4.7	60 9.7	11 1.8	98 15.8	101 16.3	73 11.8		
知的障害	54 100.0	3 5.6	11 20.4	22 40.7	3 5.6	5 9.3	15 27.8	9 16.7	-	15 27.8	6 11.1	8 14.8	1 1.9	2 3.7	9 16.7	6 11.1		
精神障害	108 100.0	9 8.3	8 7.4	31 28.7	20 18.5	15 13.9	16 14.8	9 8.3	-	23 21.3	7 6.5	18 16.7	2 1.9	9 8.3	23 21.3	13 12.0		
発達障害	20 100.0	1 5.0	1 5.0	6 30.0	3 15.0	5 25.0	4 20.0	4 20.0	1	4 20.0	6 30.0	2 10.0	-	1 5.0	3 15.0	3 15.0		
高次脳機能障害	13 100.0	- -	1 7.7	6 46.2	2 15.4	1 7.7	5 38.5	2 15.4	-	4 30.8	- -	4 30.8	-	- -	2 15.4	2 15.4		
その他	7 100.0	- -	1 14.3	2 28.6	- -	- -	1 14.3	2 28.6	-	- -	- -	1 14.3	-	- -	3 42.9	1 14.3		

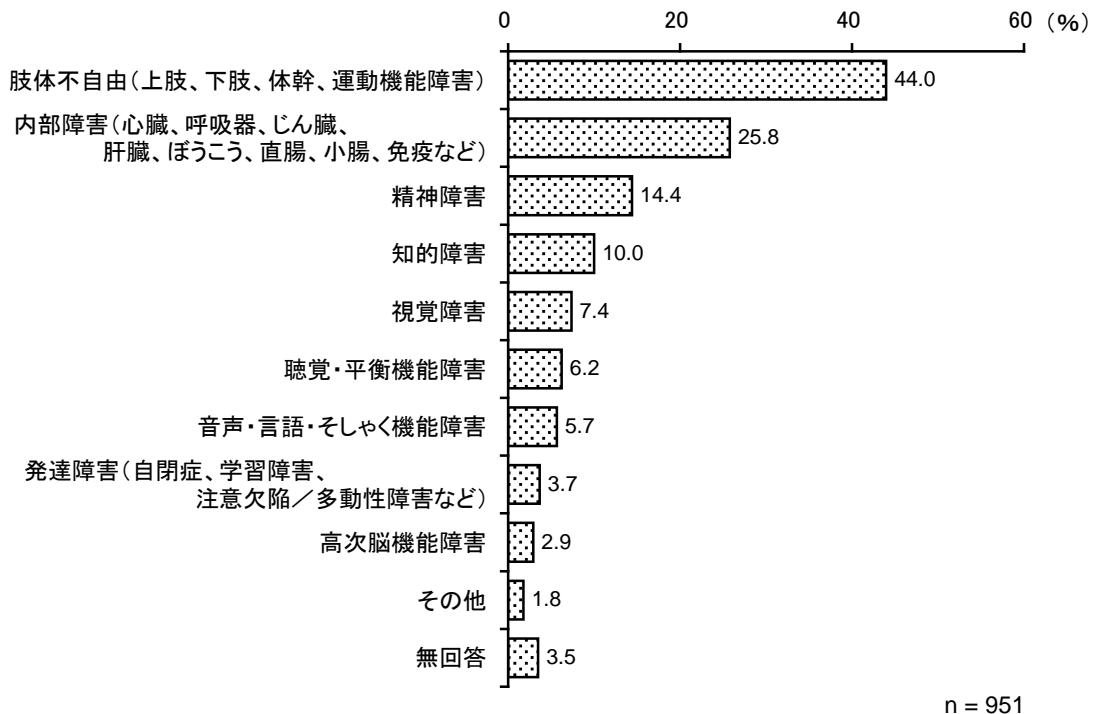


- ・全体では、「障害者が参加しやすい体制づくり」(27.8%) が2割台半ばを超えて最も高く、次いで「障害者に配慮した施設・設備の充実」(21.8%) が2割強、「活動にかかる費用の援助」(16.3%) が1割台半ばを超え、続いています。
- ・障害種別にみると、「知的障害」では、「活動にかかる費用の援助」(27.8%) が2割台半ばを超えて高くなっています。

◇障害や病気の種類

問 13. あなたの障害や病気の種類は、次のどれですか。(○はいくつでも)

障害者調査												
	標本数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	運動体不自由(上肢、下肢、体幹)	腸・内部免疫障害(心臓、肝臓など)	知的障害	精神障害	意発達障害(自閉症、学習障害など)	高次脳機能障害	その他	無回答
全 体	951 100.0	70 7.4	59 6.2	54 5.7	418 44.0	245 25.8	95 10.0	137 14.4	35 3.7	28 2.9	17 1.8	33 3.5
身体障害	621 100.0	49 7.9	40 6.4	25 4.0	337 54.3	218 35.1	4 0.6	3 0.5	1 0.2	4 0.6	1 0.2	-
知的障害	54 100.0	1 1.9	1 1.9	- -	4 7.4	- -	54 100.0	1 1.9	2 3.7	- -	1 1.9	-
精神障害	108 100.0	- -	2 1.9	2 1.9	- -	2 1.9	- -	108 100.0	1 0.9	- -	- -	-
発達障害	20 100.0	- -	- -	1 5.0	- -	- -	8 40.0	4 20.0	20 100.0	- -	- -	-
高次脳機能障害	13 100.0	1 7.7	- -	1 7.7	5 38.5	1 7.7	- -	2 15.4	- -	13 100.0	- -	-
その他	7 100.0	- -	- -	- -	1 14.3	- -	- -	- -	- -	- -	7 100.0	-

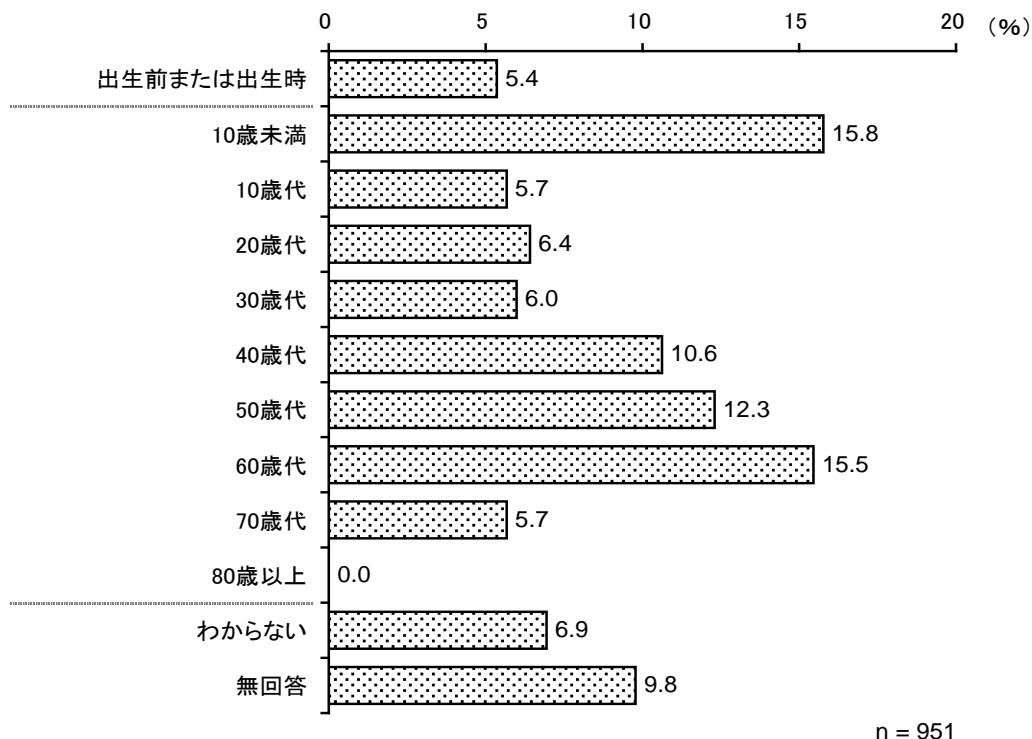


- 全体では、「肢体不自由（上肢、下肢、体幹、運動機能障害）」(44.0%) が4割台半ば近くで最も高く、次いで「内部障害（心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫など）」(25.8%) が2割台半ばと続いています。

◇障害があるとわかった時期

問14. あなたに障害があるとわかったのはいつごろですか。(○は1つ)

障害者調査		生出時生前または出	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	わからない	無回答
	標本数												
全 体	951 100.0	51 5.4	150 15.8	54 5.7	61 6.4	57 6.0	101 10.6	117 12.3	147 15.5	54 5.7	-	66 6.9	93 9.8
身体障害	621 100.0	30 4.8	69 11.1	21 3.4	27 4.3	28 4.5	81 13.0	96 15.5	127 20.5	47 7.6	-	34 5.5	61 9.8
知的障害	54 100.0	8 14.8	36 66.7	3 5.6	1 1.9	1 1.9	-	-	-	-	-	3 5.6	2 3.7
精神障害	108 100.0	1 0.9	3 2.8	22 20.4	26 24.1	7 19.4	2 6.5	2 1.9	2 1.9	1 0.9	-	18 16.7	5 4.6
発達障害	20 100.0	1 5.0	15 75.0	1 5.0	1 5.0	-	-	-	-	-	-	-	2 10.0
高次脳機能障害	13 100.0	- -	- -	- -	- -	3 23.1	1 7.7	2 15.4	3 23.1	-	-	-	4 30.8
その他	7 100.0	- -	1 14.3	- -	1 14.3	2 28.6	1 14.3	- -	28.6 28.6	-	-	-	-



n = 951

- ・全体では、「10歳未満」(15.8%)、「60歳代」(15.5%)が共に1割台半ばとなっています。
- ・障害種別にみると、「身体障害」では、「60歳代」(20.5%)が約2割で最も高く、次いで「50歳代」(15.5%)が1割台半ばとなっています。「知的障害」では、「10歳未満」(66.7%)が6割台半ばを超えて高くなっています。「精神障害」では、「20歳代」(24.1%)が2割台半ば近く、「10歳代」(20.4%)が約2割と高くなっています。

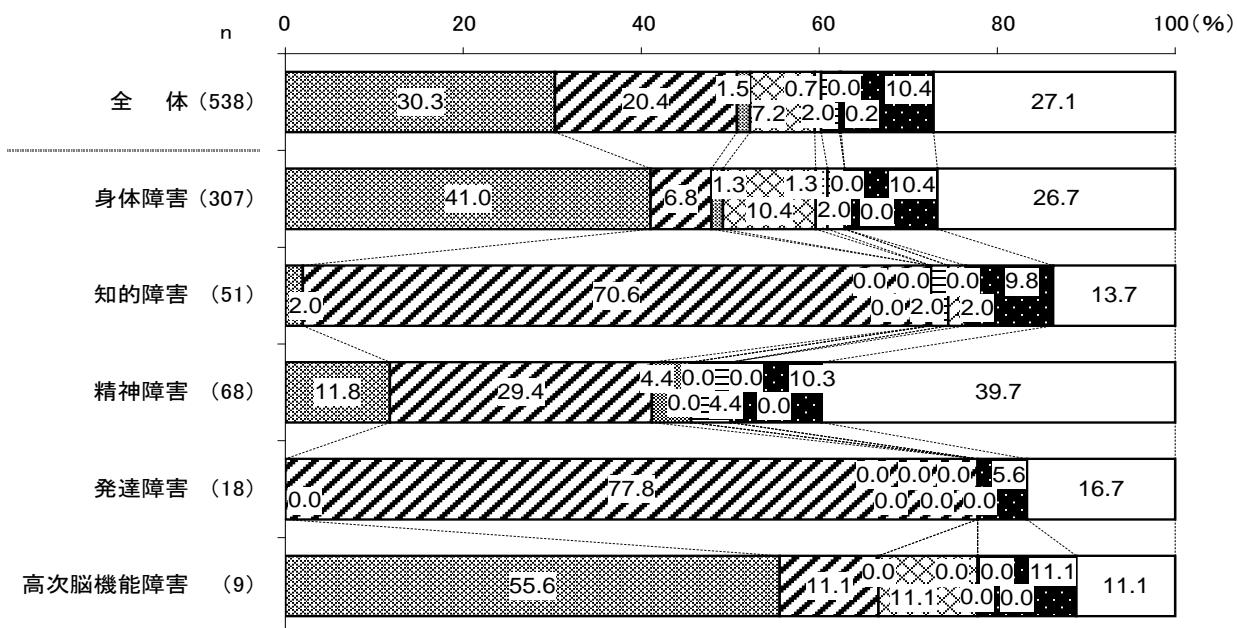
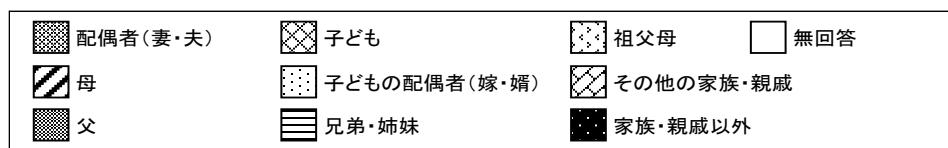
◇ふだんの主な介助者

問 15. ふだん主にあなたの介助（手助け）をしている方はどなたですか。介助時間の長い方から順に、下の欄の中から2人まで選んでください。（それぞれ〇は1つ）

障害者調査

<一番長い方 >

	標本数	夫配偶者（妻・夫）	母	父	子ども	へ子嫁ども・婿の配偶者	兄弟・姉妹	祖父母	親そ戚の他の家族・	家族・親戚以外	無回答
全 体	538 100.0	163 30.3	110 20.4	8 1.5	39 7.2	4 0.7	11 2.0	-	1 0.2	56 10.4	146 27.1
身体障害	307 100.0	126 41.0	21 6.8	4 1.3	32 10.4	4 1.3	6 2.0	-	-	32 10.4	82 26.7
知的障害	51 100.0	1 2.0	36 70.6	- -	- -	- -	1 2.0	-	1 2.0	5 9.8	7 13.7
精神障害	68 100.0	8 11.8	20 29.4	3 4.4	- -	- -	3 4.4	-	-	7 10.3	27 39.7
発達障害	18 100.0	- -	14 77.8	- -	- -	- -	- -	-	-	1 5.6	3 16.7
高次脳機能障害	9 100.0	5 55.6	1 11.1	- -	1 11.1	- -	- -	-	-	1 11.1	1 11.1
その他	3 100.0	2 66.7	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 33.3

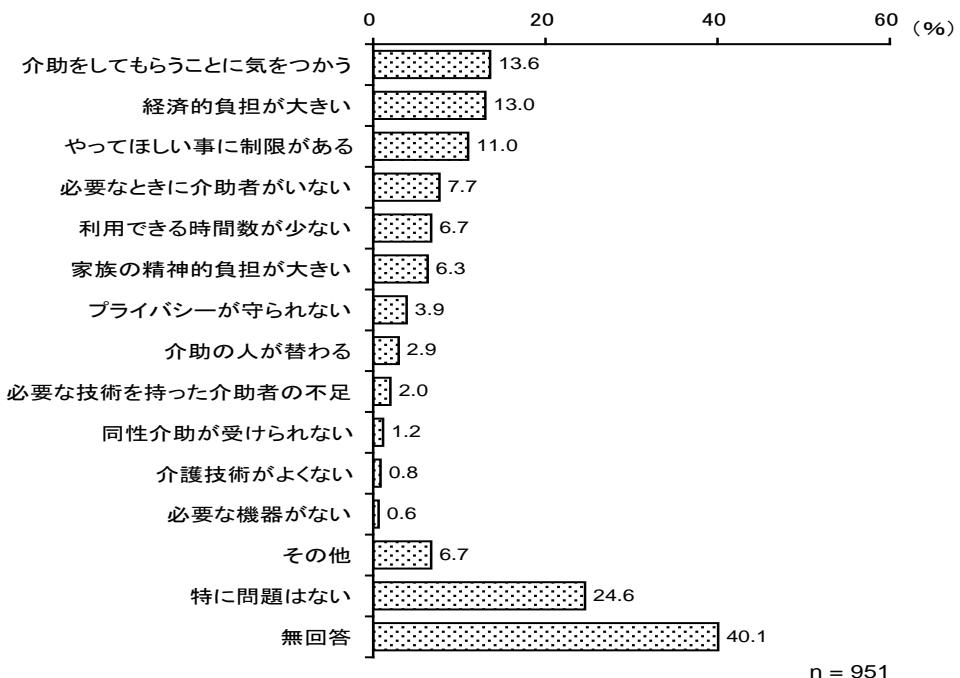


- ・全体では、「配偶者（妻・夫）」(30.3%) が約3割、「母」(20.4%) が約2割となっています。
- ・障害種別にみると、「知的障害」では、「母」(70.6%) が約7割と高くなっています。

◇介助を受ける上で問題となること

問 16. ヘルパーなど介助を受けるうえで、困難や苦労があるのはどのようにですか。(○はいくつでも)

障害者調査																
	標本数	かう介うことをしに気をもつら	助必要がないときいに介る介助の人が替わ	守プライバシ이가	られ性ない介助が受け	い必要な機器がな	な介護技術がよく	不持必要たな介助者のをの	き経済的負担が大	担家族が族の大きい精神的負	数利用が少でなきる時間	にやつてがほしいる事	その他	特に問題はない	無回答	
全 体	951 100.0	129 13.6	73 7.7	28 2.9	37 3.9	11 1.2	6 0.6	8 0.8	19 2.0	124 13.0	60 6.3	64 6.7	105 11.0	64 6.7	234 24.6	381 40.1
身体障害	621 100.0	82 13.2	45 7.2	15 2.4	19 3.1	6 1.0	5 0.8	7 1.1	12 1.9	73 11.8	35 5.6	42 6.8	77 12.4	41 6.6	164 26.4	241 38.8
知的障害	54 100.0	5 9.3	4 9.3	7 7.4	2 3.7	1 1.9	- -	- -	- -	8 14.8	3 5.6	3 5.6	4 7.4	4 7.4	15 27.8	23 42.6
精神障害	108 100.0	22 20.4	8 7.4	2 1.9	8 7.4	1 0.9	- -	- -	3 2.8	21 19.4	7 6.5	8 7.4	12 11.1	9 8.3	27 25.0	37 34.3
発達障害	20 100.0	1 5.0	2 10.0	2 5.0	1 5.0	1 -	- -	1 -	1 5.0	1 5.0	1 15.0	3 10.0	2 10.0	2 10.0	6 30.0	9 45.0
高次脳機能障害	13 100.0	1 7.7	- -	- -	1 7.7	- -	- -	- -	2 15.4	- -	2 15.4	2 7.7	1 7.7	1 -	- 61.5	8 -
その他	7 100.0	1 14.3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 14.3	- -	1 14.3	1 14.3	1 14.3	3 42.9	1 14.3



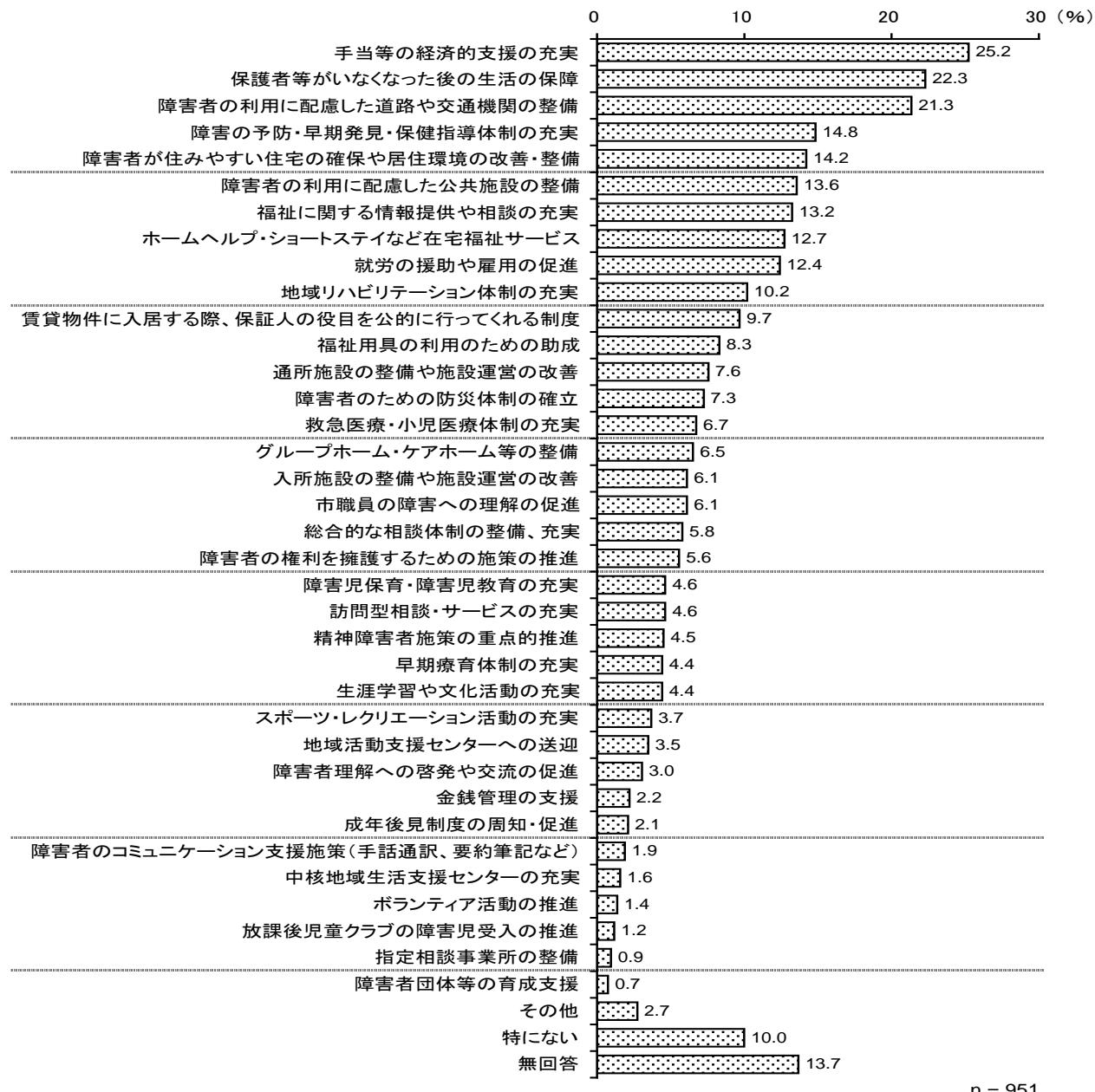
- ・全体では、「介助をもらうことに気をつかう」(13.6%)、「経済的負担が大きい」(13.0%)が共に1割台半ば近くとなっている。一方、「特に問題はない」(24.6%)が2割台半ば近くとなっています。
- ・障害種別にみると、「精神障害」では、「介助をもらうことに気をつかう」(20.4%)が約2割と高くなっています。

◆力を入れてほしい（優先的に実施してほしい）障害者施策

問 17. これから特に力を入れてほしい（優先的に実施してほしい）障害者施策はどのようなことですか。（○は5つまで）

障害者調査

	標本数	の促進	障害者団体等の育成支援	進市職員の障害への理解	実訪問型相談・サービスの充	進精神障害者施策の重点的推	充実的な相談体制の整備、	総合的な相談体制の整備、	その他	特にない	無回答
全 体	951 100.0	29 3.0	58 6.1	7 0.7	44 4.6	43 4.5	55 5.8	26 2.7	95 10.0	130 13.7	85
身体障害	621 100.0	12 1.9	40 6.4	3 0.5	34 5.5	1 0.2	41 6.6	18 2.9	73 11.8	143 11.8	85
知的障害	54 100.0	6 11.1	3 5.6	3 5.6	2 3.7	2 3.7	1 1.9	- -	1 1.9	1 1.9	1
精神障害	108 100.0	9 8.3	8 7.4	- -	2 1.9	33 30.6	5 4.6	4 3.7	5 4.6	9 8.3	9
発達障害	20 100.0	- -	1 5.0	- -	- -	2 10.0	3 15.0	- -	- -	1 5.0	3
高次脳機能障害	13 100.0	- -	- -	- -	- -	1 7.7	1 7.7	3 23.1	- -	1 23.1	3
その他	7 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 14.3	1 42.9	3



- 全体では、「手当等の経済的支援の充実」(25.2%) が2割台半ばで最も高く、次いで「保護者等がいなくなった後の生活の保障」(22.3%)、「障害者の利用に配慮した道路や交通機関の整備」(21.3%) が共に2割強、「障害の予防・早期発見・保健指導体制の充実」(14.8%)、「障害者が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備」(14.2%) が共に1割台半ば近くと続いています。
- 障害種別にみると、「知的障害」では、「保護者等がいなくなった後の生活の保障」(64.8%) が6割台半ば近くと高くなっています。「精神障害」では、「精神障害者施策の重点的推進」(30.6%) が約3割と高くなっています。

◇力を入れてほしい（優先的に実施してほしい）障害者施策

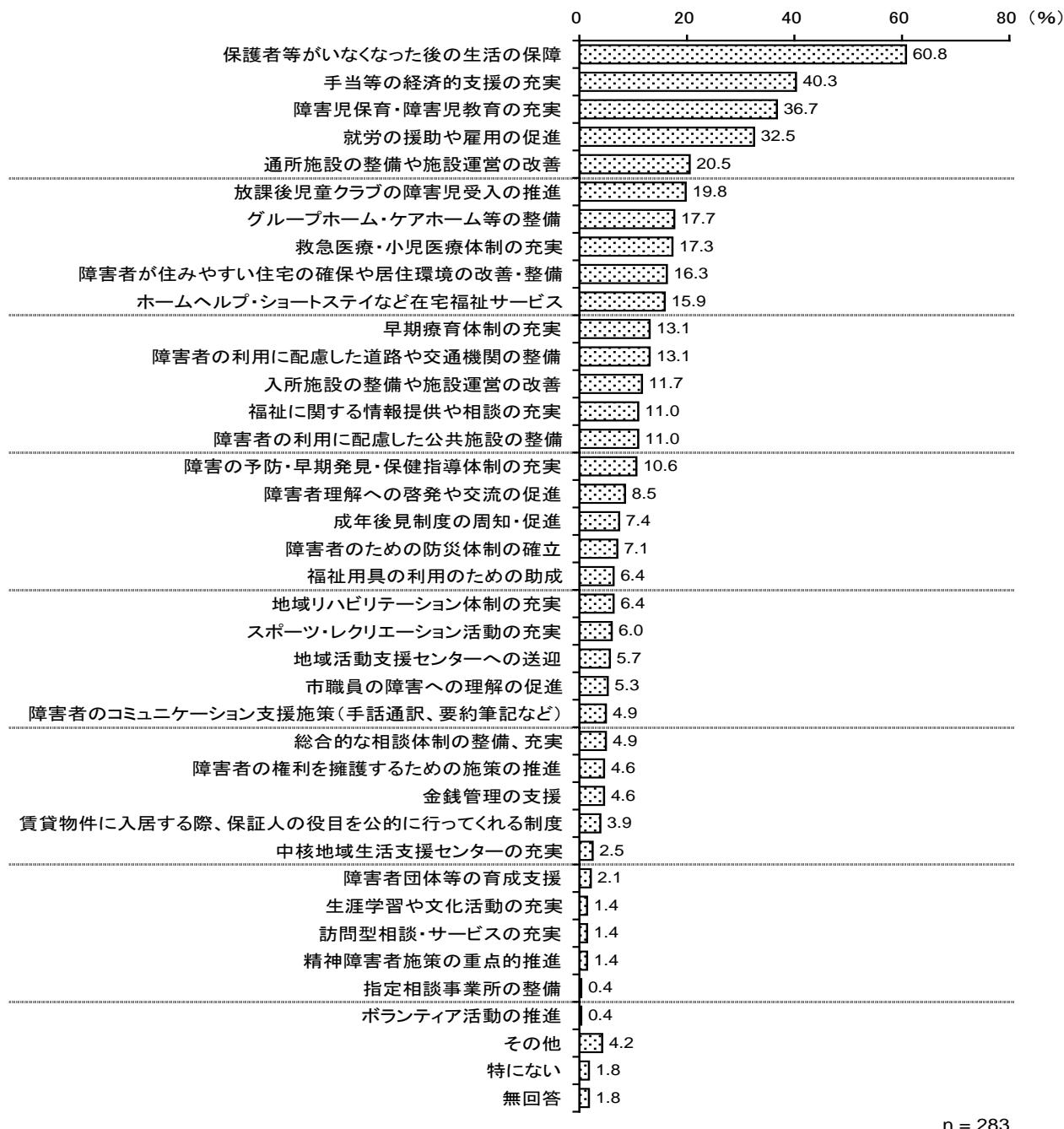
問 18. これから特に力を入れてほしい（優先的に実施してほしい）障害者施策はどのようなことですか。（○は5つまで）

障害児調査

	標本数	健障指導の体制防の充実期療育体制の充実	充障実受放課後児童クラブの障害児	テハイムなど在宅福祉・サービス	の通所施設の整備や施設運営	送地域活動支援センターへの	の入所施設の整備や施設運営	成福祉用具の利用のための助	制域リハビリテーション体	談福祉に関する情報提供や相	手当等の経済的支援の充実	就労の援助や雇用の促進	生涯学習や文化活動の充実	ンスポーツ・レクリエーション活動の充実		
全 体	283 100.0	30 10.6	37 13.1	104 36.7	56 19.8	45 15.9	58 20.5	16 5.7	33 11.7	18 6.4	31 11.0	114 40.3	92 32.5	4 1.4	17 6.0	
身体障害	95 100.0	11 11.6	3 3.2	31 32.6	14 14.7	13 13.7	15 15.8	3 3.2	10 10.5	13 13.7	11 11.6	11 11.6	41 43.2	14 14.7	2 2.1	5 5.3
知的障害	110 100.0	11 10.0	14 12.7	42 38.2	27 24.5	18 16.4	29 26.4	10 9.1	18 16.4	3 2.7	3 2.7	11 10.0	38 34.5	45 40.9	- -	7 6.4
精神障害	2 100.0	1 50.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 100.0	- -	- -	- -	
発達障害	38 100.0	7 18.4	13 34.2	16 42.1	9 23.7	8 21.1	4 10.5	- -	1 2.6	- -	1 2.6	4 10.5	13 34.2	18 47.4	2 5.3	2 5.3
高次脳機能障害	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	

	標本数	ムグ等の整備ホールーム・ケアホー	の中核地域生活支援センターの充実	指定相談事業所の整備	め障害者の権利を擁護するた	備確認保者が居る役度	く証貸賃貸の物件の目に入公居するに際つて保	共障害者の役度	路障害者の利用に配慮した公	約ン障害者支援施設のコ	確立障害者のための防災体制の	充救急医療・小児医療体制の	金錢管理の支援	の保護者等の保障がなくなつた後	ボランティア活動の推進	
全 体	283 100.0	50 17.7	7 2.5	1 0.4	13 4.6	46 16.3	11 3.9	31 11.0	37 13.1	14 4.9	20 7.1	49 17.3	21 7.4	13 4.6	172 60.8	1 0.4
身体障害	95 100.0	6 6.3	1 1.1	- -	3 3.2	22 23.2	1 1.1	19 20.0	25 26.3	13 13.7	7 7.4	24 25.3	4 4.2	1 1.1	46 48.4	1 1.1
知的障害	110 100.0	28 25.5	4 3.6	- -	8 7.3	14 12.7	6 5.5	7 6.4	7 6.4	- -	6 5.5	14 12.7	7 6.4	76 69.1	- -	- -
精神障害	2 100.0	1 50.0	- -	- -	- -	50.0 50.0	- -	- -	- -	- -	1 50.0	- -	- -	- -	2 100.0	- -
発達障害	38 100.0	7 18.4	- -	1 2.6	- -	5 13.2	- -	2 5.3	2 5.3	1 2.6	1 5.3	2 7.9	3 10.5	4 5.3	23 60.5	- -
高次脳機能障害	1 100.0	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	1 100.0	- -
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	

	標本数	の障害促進者理解への啓発や交流	進市職員の障害への理解の促	障害者団体等の育成支援	実訪問型相談・サービスの充	進精神障害者施策の重点的推	充総合的な相談体制の整備、	その他の	特にない	無回答
全 体	283 100.0	24 8.5	15 5.3	6 2.1	4 1.4	4 1.4	14 4.9	12 4.2	5 1.8	5 1.8
身体障害	95 100.0	8 8.4	7 7.4	1 1.1	1 1.1	1 1.1	4 4.2	2 2.1	1 1.1	5 5.3
知的障害	110 100.0	10 9.1	4 3.6	3 2.7	1 0.9	1 0.9	7 6.4	8 7.3	2 1.8	- -
精神障害	2 100.0	- -	1 50.0	- -	- -	1 50.0	- -	- -	- -	- -
発達障害	38 100.0	5 13.2	2 5.3	1 2.6	1 2.6	1 2.6	1 2.6	1 2.6	2 5.3	- -
高次脳機能障害	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -



- 全体では、「保護者等がいなくなった後の生活の保障」(60.8%) が約6割で最も高く、次いで「手当等の経済的支援の充実」(40.3%) が約4割、「障害児保育・障害児教育の充実」(36.7%) が3割台半ばを超え、「就労の援助や雇用の促進」(32.5%) が3割強、「通所施設の整備や施設運営の改善」(20.5%) が約2割と続いています。
- 障害種別にみると、「身体障害」では、「障害者の利用に配慮した道路や交通機関の整備」(26.3%) が2割台半ばを超え、「障害者の利用に配慮した公共施設の整備」(20.0%) が2割と高くなっています。「発達障害」では、「就労の援助や雇用の促進」(47.4%) が4割台半ばを超え、「早期療育体制の充実」(34.2%) が3割台半ば近くと高くなっています。

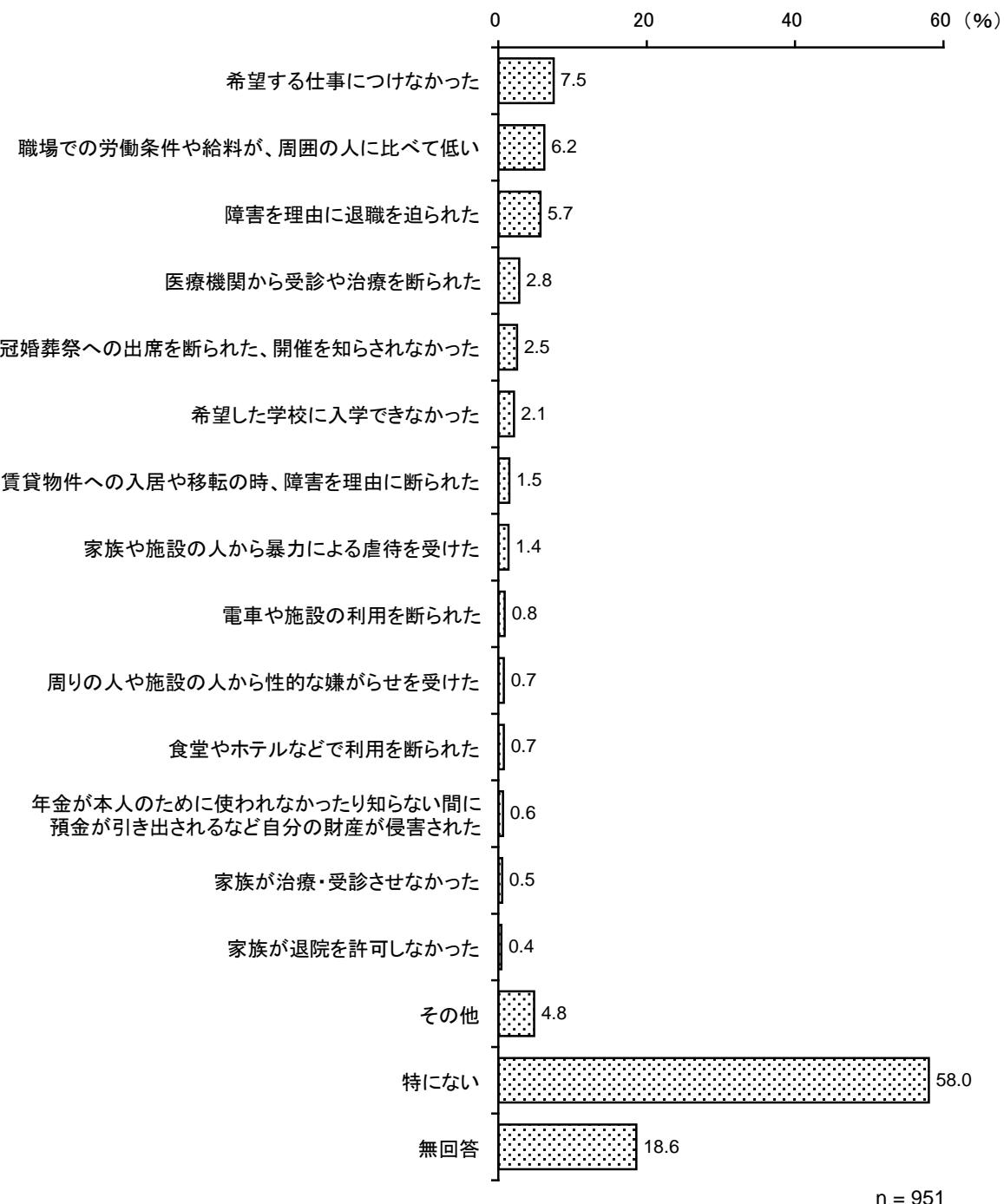
◇人権を損なう扱いを受けた経験

問 19. あなたは、障害があることが原因で、日常生活の中で下記のような人権を損なう扱いを受けた経験がありますか。（○はいくつでも）

障害者調査

	標本数	希望した学校に入学できなかつた	希望する仕事につけなかつた	人職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い	障害を理由に退職を迫られた	電車や施設の利用を断られた	た、親族の冠婚葬祭への出席を断られた	家族や施設の人から暴力による虐待を受けた	家族が退院を許可しなかつた	家族が治療・受診させなかつた	周りの人や施設の人から性的な嫌がられを受けた	年金が本人の財産に預めに使わされた出なきつた	賃貸物件への入居や移転の時、障害理由に断られた	食堂やホテルなどで利用を断られた	医療機関から受診や治療を断られた
全 体	951 100.0	20 2.1	71 7.5	59 6.2	54 5.7	8 0.8	24 2.5	13 1.4	4 0.4	5 0.5	7 0.7	6 0.6	14 1.5	7 0.7	27 2.8
身体障害	621 100.0	5 0.8	34 5.5	31 5.0	19 3.1	3 0.5	11 1.8	3 0.5	- -	2 0.3	3 0.5	1 0.2	7 1.1	3 0.5	9 1.4
知的障害	54 100.0	5 9.3	3 5.6	8 14.8	3 5.6	1 1.9	1 1.9	3 5.6	- -	- -	- -	2 3.7	1 1.9	- -	2 3.7
精神障害	108 100.0	2 1.9	25 23.1	8 7.4	19 17.6	1 0.9	4 3.7	5 4.6	2 1.9	2 1.9	3 2.8	1 0.9	4 3.7	2 1.9	8 7.4
発達障害	20 100.0	3 15.0	2 10.0	3 15.0	1 5.0	1 5.0	1 5.0	1 5.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 10.0
高次脳機能障害	13 100.0	- -	1 7.7	- -	2 15.4	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 7.7
その他	7 100.0	- -	1 14.3	1 14.3	- -	14.3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 14.3	- -	1 14.3

	標本数	その他	特にない	無回答
全 体	951 100.0	46 4.8	552 58.0	177 18.6
身体障害	621 100.0	20 3.2	407 65.5	107 17.2
知的障害	54 100.0	4 7.4	26 48.1	10 18.5
精神障害	108 100.0	13 12.0	39 36.1	14 13.0
発達障害	20 100.0	4 20.0	8 40.0	2 10.0
高次脳機能障害	13 100.0	1 7.7	6 46.2	4 30.8
その他	7 100.0	- -	5 71.4	1 14.3



- ・全体では、「特ない」(58.0%) が6割近くとなっています。一方、「希望する仕事につけなかった」(7.5%)、「職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い」(6.2%)、「障害を理由に退職を迫られた」(5.7%) が1割未満となっています。
- ・障害種別にみると、「精神障害」では、「障害を理由に退職を迫られた」(17.6%) が1割台半ばを超えて高くなっています。

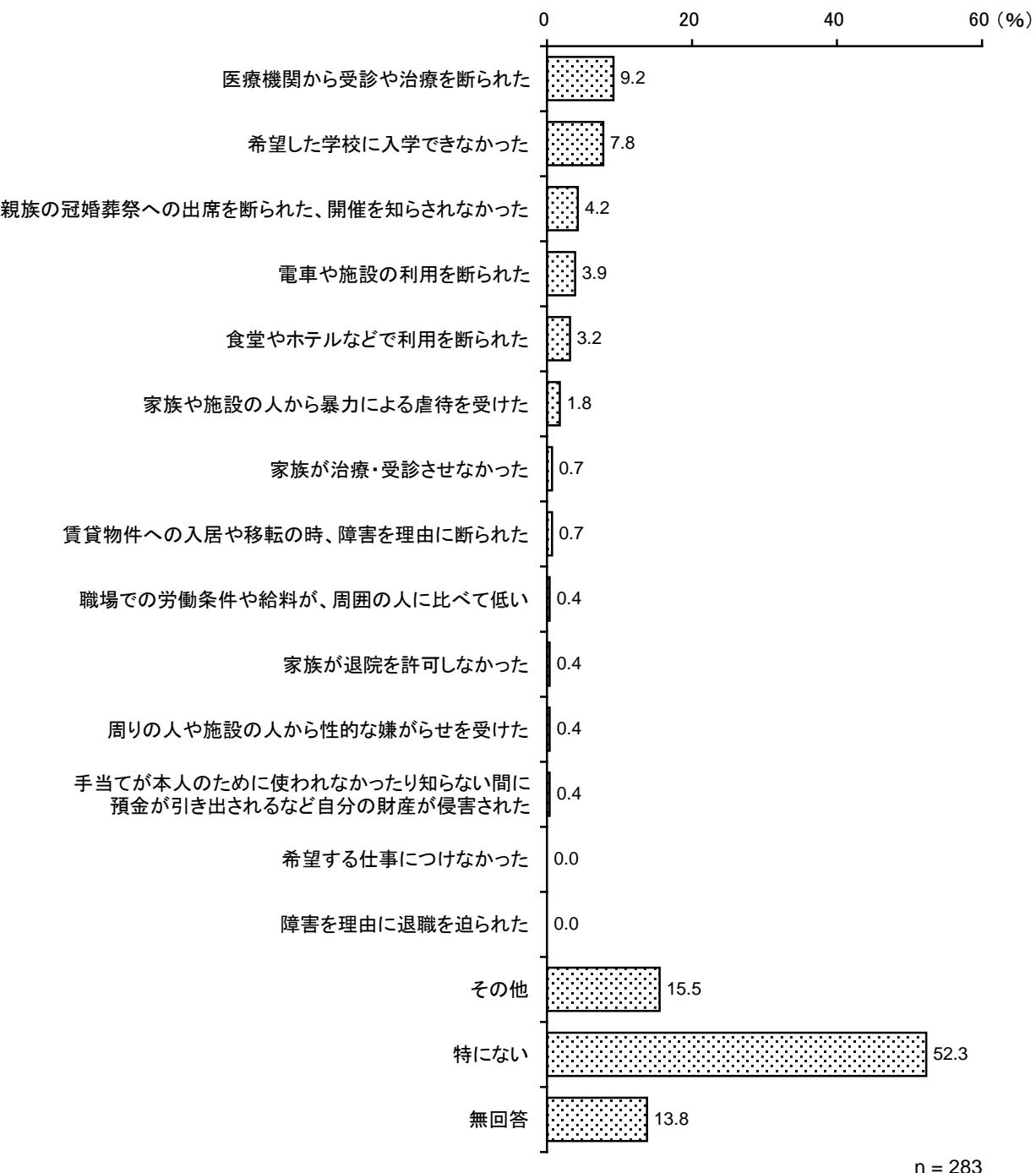
◇人権を損なう扱いを受けた経験

問 20. あなたは、障害があることが原因で、日常生活の中で下記のような人権を損なう扱いを受けた経験がありますか。（○はいくつでも）

障害児調査

	標本数	希望した学校に入学できなかつた	希望する仕事につけなかつた	職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い	障害を理由に退職を迫られた	電車や施設の利用を断られた	た、親族の冠婚葬祭への出席を断られた	家族や施設の人から暴力による虐待を受けた	家族が退院を許可しなかつた	家族が治療・受診させなかつた	周りの人や施設の人から性的な嫌がりを受けた	手当りなど知らぬ間に自分の財産に預めに侵害が使われた出なされかけた	賃貸物件への入居や移転の時、障害を理由に断られた	食堂やホテルなどで利用を断られた	医療機関から受診や治療を断られた
全 体	283 100.0	22 7.8	- -	1 0.4	- -	11 3.9	12 4.2	5 1.8	1 0.4	2 0.7	1 0.4	1 0.4	2 0.7	9 3.2	26 9.2
身体障害	95 100.0	9 9.5	- -	- -	- -	5 5.3	- -	1 1.1	1 1.1	- -	- -	1 1.1	1 1.1	5 5.3	8 8.4
知的障害	110 100.0	6 5.5	- -	1 0.9	- -	3 2.7	4 3.6	2 1.8	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.9	11 10.0
精神障害	2 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 50.0
発達障害	38 100.0	3 7.9	- -	- -	- -	- -	5 13.2	1 2.6	- -	1 2.6	1 2.6	- -	- -	1 2.6	2 5.3
高次脳機能障害	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

	標本数	その他の	特にない	無回答
全 体	283 100.0	44 15.5	148 52.3	39 13.8
身体障害	95 100.0	11 11.6	53 55.8	14 14.7
知的障害	110 100.0	17 15.5	61 55.5	14 12.7
精神障害	2 100.0	1 50.0	- 50.0	1 50.0
発達障害	38 100.0	5 13.2	22 57.9	3 7.9
高次脳機能障害	1 100.0	1 100.0	- -	- -
その他	- -	- -	- -	- -



- ・全体では、「特にない」(52.3%) が5割強となっています。一方、「医療機関から受診や治療を断られた」(9.2%)、「希望した学校に入学できなかった」(7.8%)、「親族の冠婚葬祭への出席を断られた、開催を知らされなかった」(4.2%) が1割未満となっています。

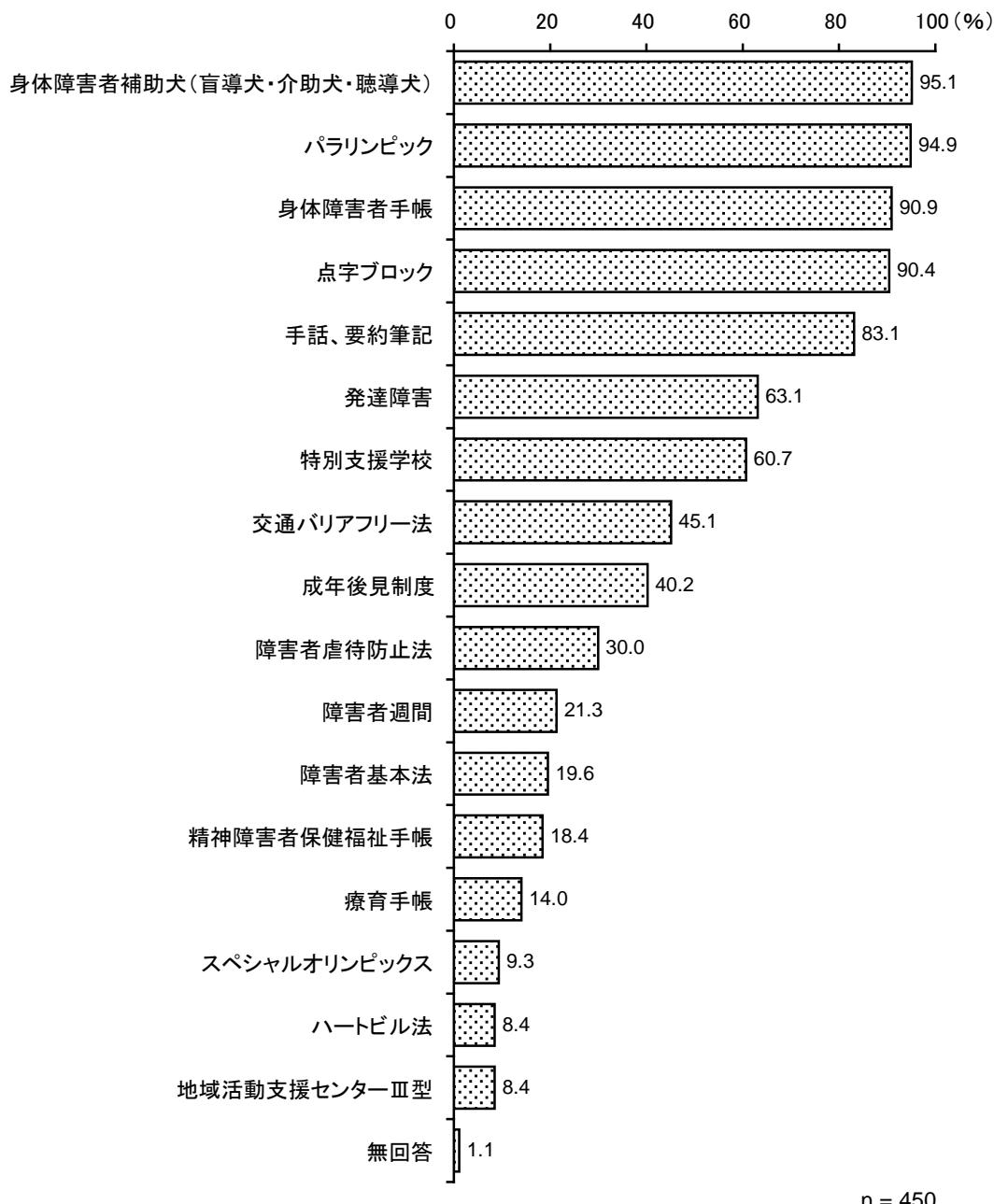
◇障害者施策や福祉施策用語の認知状況

問21. あなたは、次に挙げる障害者施策や福祉施策の用語をご存知ですか。
(○はいくつでも)

障害のない市民調査

	標本数	点字ブロック	手話、要約筆記	犬・身体介助者 ・補聴導犬(～盲導)	バラリンピック	スペシャルオリンピック	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	障害者週間	障害者基本法	ハートビル法	交通パリアフリー法	障害者虐待防止法	発達障害	
全 体	450 100.0	407 90.4	374 83.1	428 95.1	427 94.9	42 9.3	409 90.9	63 14.0	83 18.4	96 21.3	88 19.6	38 8.4	203 45.1	135 30.0	284 63.1	
性別	男	169 100.0	152 89.9	138 81.7	160 94.7	162 95.9	18 10.7	151 89.3	20 11.8	31 18.3	39 23.1	48 28.4	27 16.0	80 47.3	48 28.4	94 55.6
	女	254 100.0	233 91.7	215 84.6	245 96.5	242 95.3	20 7.9	237 93.3	38 15.0	47 18.5	49 19.3	34 13.4	9 3.5	111 43.7	78 30.7	176 69.3
年齢	20歳代	35 100.0	34 97.1	33 94.3	34 97.1	33 94.3	4 11.4	29 82.9	7 20.0	6 17.1	5 14.3	12 34.3	7 20.0	16 45.7	10 28.6	23 65.7
	30歳代	67 100.0	63 94.0	59 88.1	65 97.0	66 98.5	7 10.4	63 94.0	10 14.9	10 14.9	11 16.4	12 17.9	6 9.0	27 40.3	10 14.9	46 68.7
	40歳代	74 100.0	70 94.6	63 85.1	70 94.6	72 97.3	6 8.1	70 94.6	7 9.5	13 17.6	16 21.6	11 14.9	15 20.3	32 43.2	14 18.9	50 67.6
	50歳代	75 100.0	71 94.7	69 92.0	72 96.0	73 97.3	9 12.0	69 92.0	9 12.0	14 18.7	27 36.0	17 22.7	3 4.0	38 50.7	28 37.3	57 76.0
	60歳代	108 100.0	99 91.7	89 82.4	106 98.1	103 95.4	9 8.3	98 90.7	18 16.7	21 19.4	20 18.5	18 16.7	4 3.7	49 45.4	36 33.3	64 59.3
	70歳以上	86 100.0	68 79.1	59 68.6	79 91.9	78 90.7	6 7.0	78 90.7	12 14.0	18 20.9	17 19.8	18 20.9	3 3.5	40 46.5	37 43.0	42 48.8

	標本数	成年後見制度	特別支援学校	型地域活動支援センターIII	無回答
全 体	450 100.0	181 40.2	273 60.7	38 8.4	5 1.1
性別	男	169 100.0	78 46.2	92 54.4	13 7.7
	女	254 100.0	91 35.8	169 66.5	23 9.1
年齢	20歳代	35 100.0	12 34.3	23 65.7	1 2.9
	30歳代	67 100.0	20 29.9	47 70.1	1 1.5
	40歳代	74 100.0	24 32.4	49 66.2	4 5.4
	50歳代	75 100.0	43 57.3	52 69.3	8 10.7
	60歳代	108 100.0	50 46.3	63 58.3	14 13.0
	70歳以上	86 100.0	32 37.2	38 44.2	10 11.6
					-



- 全体では、「身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）」（95.1%）、「パラリンピック」（94.9%）、「身体障害者手帳」（90.9%）、「点字ブロック」（90.4%）が9割以上と高くなっています。一方、「スペシャルオリンピックス」（9.3%）、「ハートビル法」（8.4%）、「地域活動支援センターⅢ型」（8.4%）が1割未満と低くなっています。

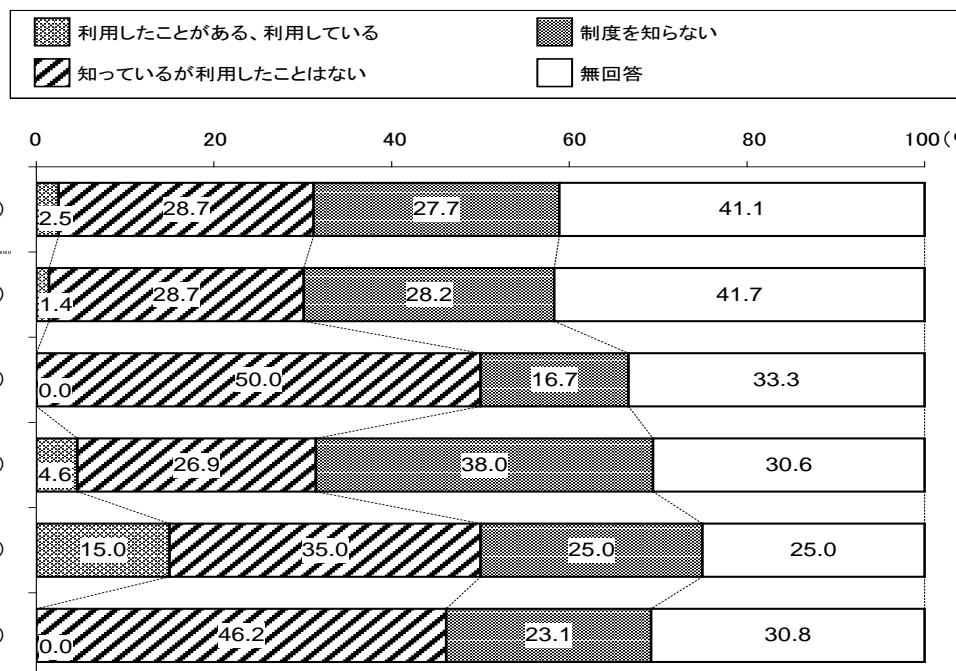
◇障害福祉サービスの利用状況・利用意向

問 22. 障害のある人のための次の障害福祉サービスに関して、現在の利用状況と今後の利用意向をお教えください。(それぞれ〇は1つ)

障害者調査

< 成年後見制度 現在 >

	標本数	いあ利用する、し 利た用こ 用こと してが	い用知 し つ た こ い と る が な 利	制 度 を 知 ら な い	無 回 答
全 体	951 100.0	24 2.5	273 28.7	263 27.7	391 41.1
身体障害	621 100.0	9 1.4	178 28.7	175 28.2	259 41.7
知的障害	54 100.0	— —	27 50.0	9 16.7	18 33.3
精神障害	108 100.0	5 4.6	29 26.9	41 38.0	33 30.6
発達障害	20 100.0	3 15.0	7 35.0	5 25.0	5 25.0
高次脳機能障害	13 100.0	— —	6 46.2	3 23.1	4 30.8
その他	7 100.0	— —	1 14.3	1 14.3	5 71.4



- ・全体では、「知っているが利用したことない」(28.7%) が3割近く、「制度を知らない」(27.7%) が2割台半ばを超えていている。
- ・障害種別にみると、「知的障害」では、「知っているが利用したことない」(50.0%) が5割と高くなっている。

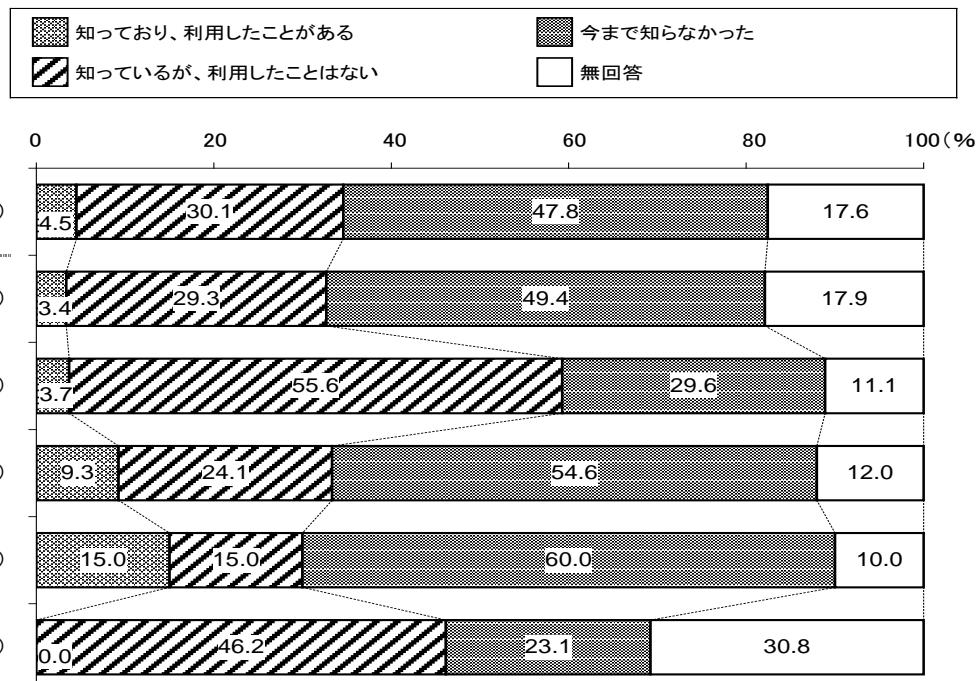
◇ 「ふれあい22」の認知・利用状況

問 23. 松戸市では、保健・医療・福祉のサービスを総合的に提供する松戸市健康福祉会館「ふれあい22」を設置し、市民への積極的なサービスに努めています。あなたは、その中の「ふれあい相談室」の存在や事業内容について知っていましたか。（それぞれ○は1つ）

障害者調査

<ふれあい相談室 >

	標本数	る用知 しつ たて こお とり が あ利	な利知 い用つ して たい こる とが は	か今 つま たで 知ら な	無回答
全 体	951 100.0	43 4.5	286 30.1	455 47.8	167 17.6
身体障害	621 100.0	21 3.4	182 29.3	307 49.4	111 17.9
知的障害	54 100.0	2 3.7	30 55.6	16 29.6	6 11.1
精神障害	108 100.0	10 9.3	26 24.1	59 54.6	13 12.0
発達障害	20 100.0	3 15.0	3 15.0	12 60.0	2 10.0
高次脳機能障害	13 100.0	- -	6 46.2	3 23.1	4 30.8
その他	7 100.0	- -	1 14.3	6 85.7	- -



- ・全体では、「今まで知らなかった」（47.8%）が4割台半ばを超え、「知っているが、利用したことはない」（30.1%）が約3割となっています。
- ・障害種別にみると、「知的障害」では、「知っているが、利用したことはない」（55.6%）が5割台半ばと高くなっています。

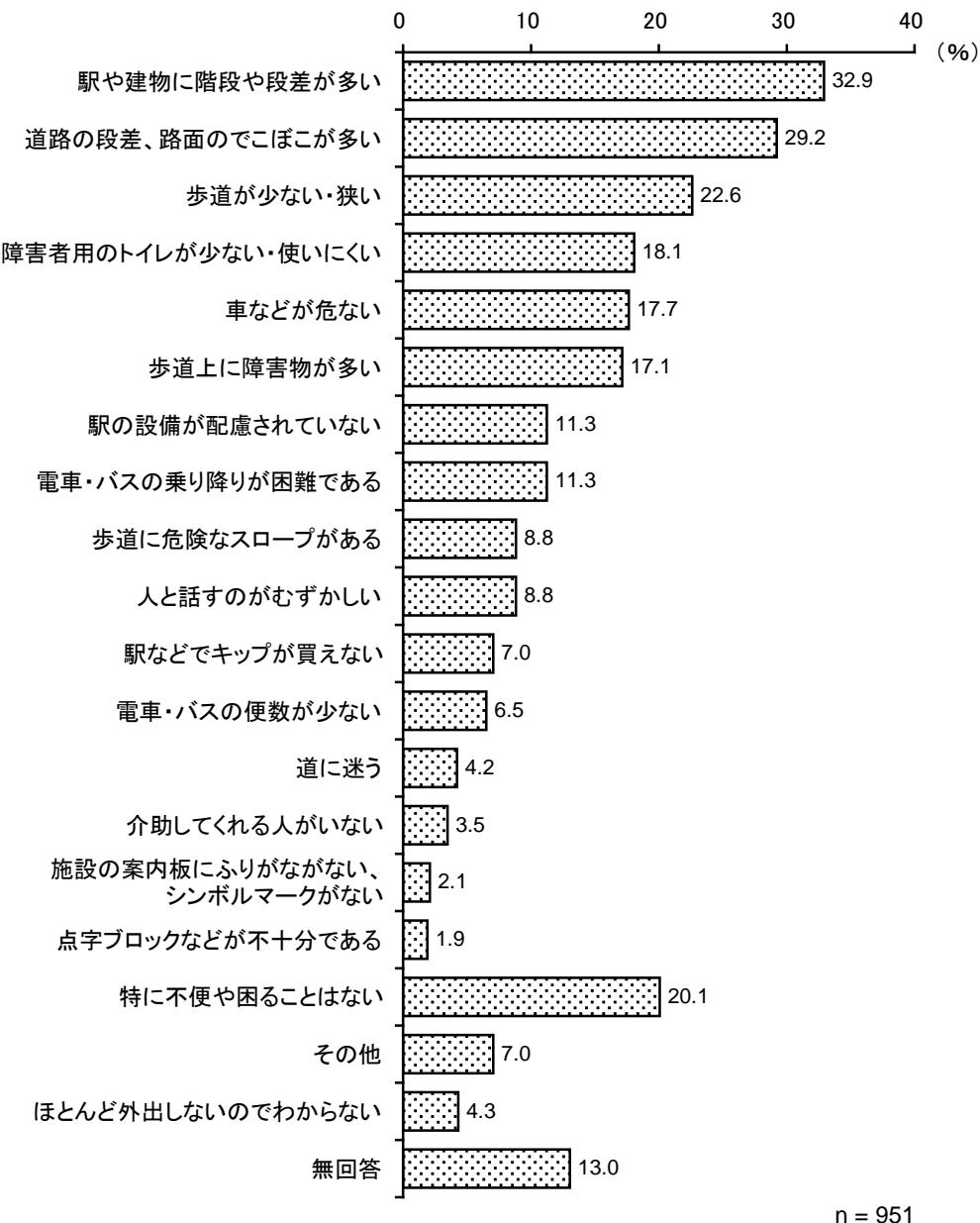
◇外出時に困ること

問 24. 外出のとき、困ることがありますか。ここでは、特に市内のことについてお答えください。(○はいくつでも)

障害者調査

	標本数	駅や建物に階段や段差が多い	に障害者用のトイレが少ない・使い	シンボル案内板にふりがながない	駅の設備が配慮されていない	駅などでギップが買えない	る電車・バスの乗り降りが困難である	電車・バスの便数が少ない	歩道が少ない・狭い	い道路の段差、路面でのこぼこが多い	歩道上に障害物が多い	歩道に危険なスロープがある	点字ブロックなどが不十分である	車などが危ない	介助してくれる人がいない	人と話すのがむずかしい
全 体	951 100.0	313 32.9	172 18.1	20 2.1	107 11.3	67 7.0	107 11.3	62 6.5	215 22.6	278 29.2	163 17.1	84 8.8	18 1.9	168 17.7	33 3.5	84 8.8
身体障害	621 100.0	259 41.7	140 22.5	12 1.9	84 13.5	32 5.2	82 13.2	39 6.3	148 23.8	216 34.8	126 20.3	71 11.4	14 2.3	100 16.1	18 2.9	22 3.5
知的障害	54 100.0	5 9.3	5 9.3	3 5.6	1 1.9	12 22.2	4 7.4	5 9.3	13 24.1	8 14.8	8 14.8	1 1.9	- -	14 25.9	2 3.7	20 37.0
精神障害	108 100.0	13 12.0	3 2.8	1 0.9	8 7.4	3 2.8	1 0.9	10 9.3	21 19.4	13 12.0	5 4.6	2 1.9	1 0.9	23 21.3	5 4.6	19 17.6
発達障害	20 100.0	1 5.0	1 5.0	1 5.0	2 10.0	4 20.0	- -	2 10.0	5 25.0	4 20.0	2 10.0	1 5.0	- -	5 25.0	2 10.0	9 45.0
高次脳機能障害	13 100.0	4 30.8	2 15.4	- -	- 23.1	- 15.4	3 -	2 23.1	- 23.1	3 30.8	4 7.7	1 7.7	- -	2 15.4	- -	2 15.4
その他	7 100.0	1 14.3	1 14.3	- -	1 14.3	- -	1 14.3	- -	2 28.6	2 28.6	2 28.6	- -	- -	- -	1 14.3	- -

	標本数	道に迷う	特に不便や困ることはなない	その他	いほとんど外出しないのでわからない	無回答
全 体	951 100.0	40 4.2	191 20.1	67 7.0	41 4.3	124 13.0
身体障害	621 100.0	11 1.8	121 19.5	37 6.0	22 3.5	71 11.4
知的障害	54 100.0	5 9.3	12 22.2	2 3.7	- -	7 13.0
精神障害	108 100.0	13 12.0	33 30.6	13 12.0	5 4.6	13 12.0
発達障害	20 100.0	2 10.0	3 15.0	3 15.0	- -	2 10.0
高次脳機能障害	13 100.0	3 23.1	2 15.4	3 23.1	- -	3 23.1
その他	7 100.0	- -	3 42.9	- -	- -	1 14.3



- 全体では、「駅や建物に階段や段差が多い」(32.9%) が3割強で最も高く、次いで「道路の段差、路面でのこぼこが多い」(29.2%)が3割弱、「歩道が少ない・狭い」(22.6%)が2割強と続いています。一方、「特に不便や困ることはなし」(20.1%)が約2割となっています。

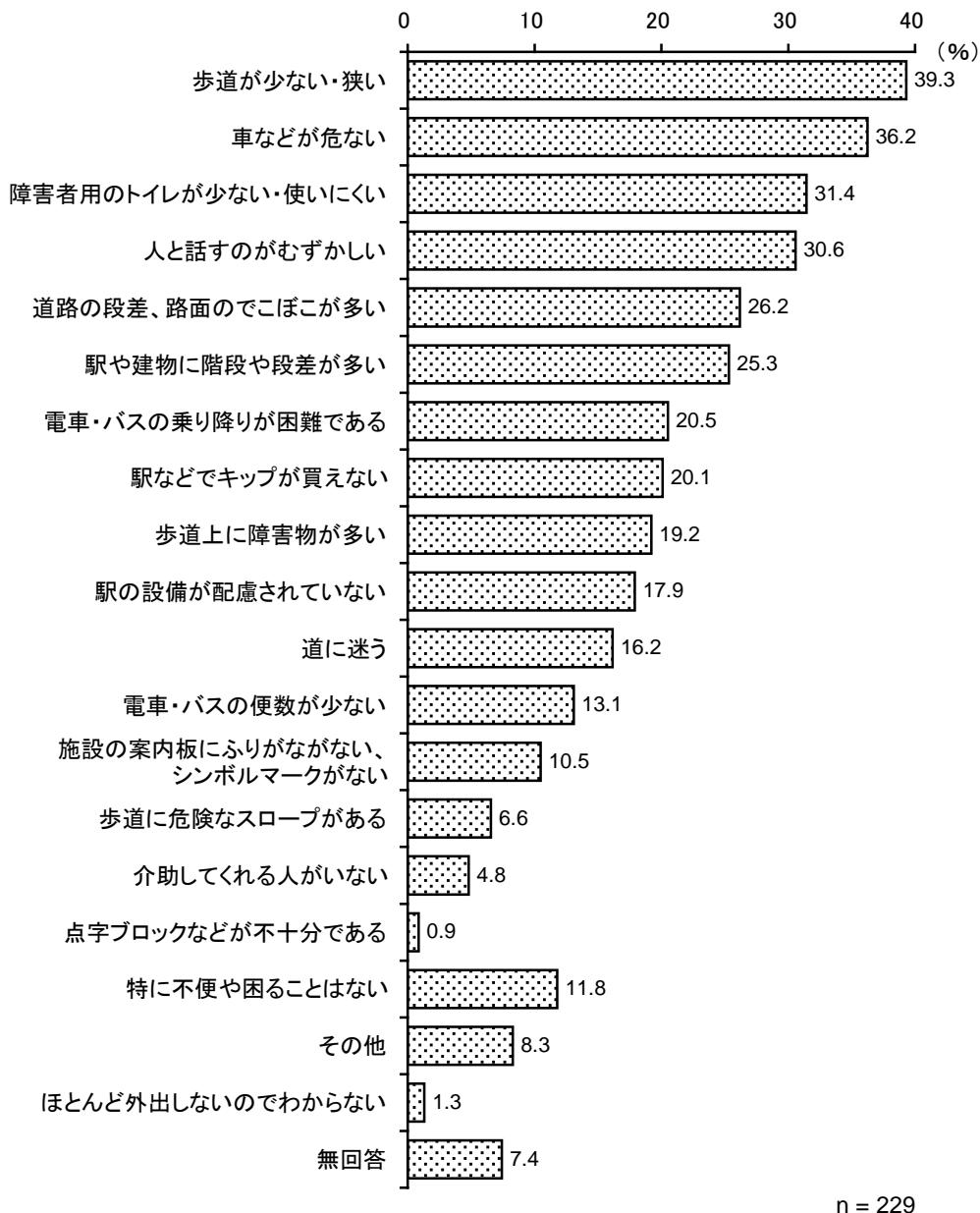
◇外出時に困ること

問 25. 外出のとき、困ることがありますか。ここでは、特に市内のことについてお考えください。(○はいくつでも)

障害児調査

	標本数	駅や建物に階段や段差が多い	に障害者用のトイレが少ない・使い	シンボル案内板にふりがながない	施設の設備が配慮されていない	駅などでキップが買えない	電車・バスの乗り降りが困難であ	歩道が少ない・狭い	い道路の段差、路面でのこぼこが多い	歩道上に障害物が多い	歩道に危険なスロープがある	点字ブロックなどが不十分である	車などが危ない	介助してくれる人がいない	人と話すのがむずかしい	
全 体	229 100.0	58 25.3	72 31.4	24 10.5	41 17.9	46 20.1	47 20.5	30 13.1	90 39.3	60 26.2	44 19.2	15 6.6	2 0.9	83 36.2	11 4.8	70 30.6
身体障害	69 100.0	34 49.3	26 37.7	3 4.3	18 26.1	5 7.2	20 29.0	4 5.8	31 44.9	26 37.7	18 26.1	7 10.1	1 1.4	23 33.3	3 4.3	12 17.4
知的障害	97 100.0	12 12.4	29 29.9	10 10.3	12 12.4	23 23.7	14 14.4	11 11.3	34 35.1	17 17.5	15 15.5	6 6.2	- -	35 36.1	4 4.1	34 35.1
精神障害	2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -	- -	1 50.0	1 50.0	- -	1 50.0	1 50.0	1 50.0	- -	- -	2 100.0	- -	- -
発達障害	30 100.0	1 3.3	3 10.0	6 20.0	3 10.0	9 30.0	2 6.7	8 26.7	10 33.3	6 20.0	5 16.7	- -	- -	12 40.0	2 6.7	12 40.0
高次脳機能障害	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 100.0	- -	1 100.0	- -	- -	1 100.0	- -	- -
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

	標本数	道に迷う	特に不便や困ることはな	そ	いほとんど外出しないのでわからな	無回答
全 体	229 100.0	37 16.2	27 11.8	19 8.3	3 1.3	17 7.4
身体障害	69 100.0	6 8.7	10 14.5	8 11.6	- -	6 8.7
知的障害	97 100.0	15 15.5	12 12.4	4 4.1	1 1.0	8 8.2
精神障害	2 100.0	1 50.0	- -	- -	- -	- -
発達障害	30 100.0	8 26.7	5 16.7	4 13.3	2 6.7	- -
高次脳機能障害	1 100.0	- -	- -	- -	- -	- -
その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -



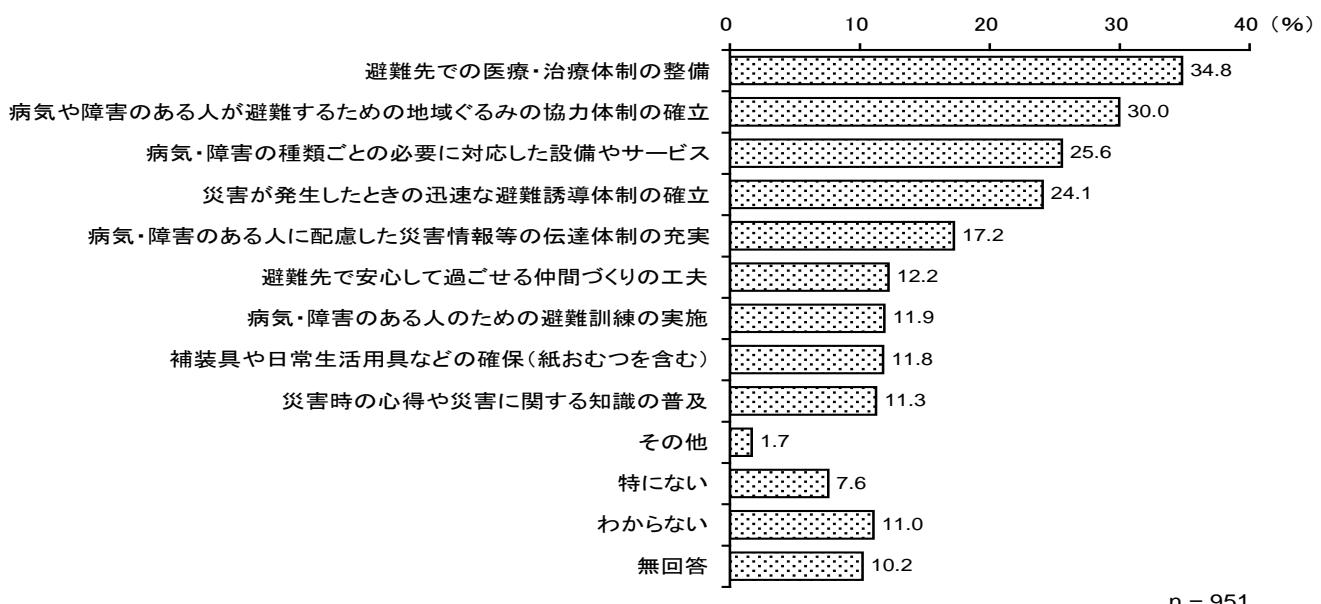
- ・全体では、「歩道が少ない・狭い」(39.3%) が4割弱で最も高く、次いで「車などが危ない」(36.2%) が3割台半ばを超え、「障害者用のトイレが少ない・使いにくい」(31.4%) が3割強、「人と話すのがむずかしい」(30.6%) が約3割と続いています。
- ・障害種別にみると、「身体障害」では、「駅や建物に階段や段差が多い」(49.3%) が5割弱と高くなっています。「発達障害」では、「人と話すのがむずかしい」(40.0%) が4割、「電車・バスの便数が少ない」(26.7%)、「道に迷う」(26.7%) が共に2割台半ばを超えて高くなっています。

◇力を入れてほしい災害対策

問26. あなたは、災害に備えて、どのようなことに力を入れてほしいと思いますか。
(○は3つまで)

障害者調査

	標本数	め病の気避・難障害練のある実り人た	する災害時識の心得普及や災害に關	の難病協する気力や体た障制め害の確地ある立域るぐる人がみ避	運災な避が発生し難誘生導したとた制ときの確立迅	制の整備避難先での医療・治療体制	サ必要病要氣ビに・ス対障害した種類ごとの設備やと	むど補の装具確保や(紙おむつ用具を含な	体慮病制した災害充実害情のあおる生活の人の伝達配	る避難仲間づくり安心して工夫過ごせ	その他	特にない	わからない	無回答
全 体	951 100.0	113 11.9	107 11.3	285 30.0	229 24.1	331 34.8	243 25.6	112 11.8	164 17.2	116 12.2	16 1.7	72 7.6	105 11.0	97 10.2
身体障害	621 100.0	71 11.4	72 11.6	195 31.4	172 27.7	226 36.4	159 25.6	79 12.7	112 18.0	65 10.5	9 1.4	45 2.8	60 9.7	58 9.3
知的障害	54 100.0	12 22.2	5 9.3	24 44.4	14 25.9	15 27.8	18 33.3	3 5.6	8 14.8	17 31.5	2 3.7	1 1.9	6 11.1	3 5.6
精神障害	108 100.0	12 11.1	20 18.5	23 21.3	20 18.5	39 36.1	28 25.9	6 5.6	19 17.6	18 16.7	3 2.8	10 9.3	16 14.8	8 7.4
発達障害	20 100.0	1 5.0	1 5.0	5 25.0	4 20.0	6 30.0	8 40.0	2 10.0	6 30.0	2 10.0	1 5.0	2 10.0	- -	3 15.0
高次脳機能障害	13 100.0	2 15.4	1 7.7	4 30.8	2 15.4	5 38.5	1 7.7	1 7.7	5 38.5	1 7.7	- -	1 7.7	- -	3 23.1
その他	7 100.0	- -	1 14.3	- -	1 14.3	1 14.3	1 14.3	1 14.3	- -	1 14.3	- -	1 14.3	2 28.6	2 28.6



- ・全体では、「避難先での医療・治療体制の整備」(34.8%) が3割台半ば近くで最も高く、次いで「病気や障害のある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」(30.0%) が3割、「病気・障害の種類ごとの必要に対応した設備やサービス」(25.6%) が2割台半ばと続いています。
- ・障害種別にみると、「知的障害」では、「病気や障害のある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」(44.4%) が4割台半ば近く、「避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫」(31.5%) が3割強と高くなっています。

8 障害者関係団体のヒアリング結果の概要

(1) 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

一見して障害がわかりにくく、周囲の理解を得ることが難しい。
地域社会の人たちとの交流を通して障害の理解を深めてもらう。
障害のある人もない人も一緒に楽しみ、社会的自立につなげる活動を。
地域社会が障害者に対する理解を深め、受け入れていく。
視覚障害者の情報保障のため、広報まつど等を朗読・録音して届けている。
個人情報保護の意識しすぎて地域の障害者の所在がわかりづらい。
当事者が声をあげ、周囲の理解を求める努力が必要。
わかりにくい障害のため、認識不足、誤解等により間違った支援がある。
ハード面のバリアフリー*も大切だが、心のバリアフリーも大切である。
精神疾患への無理解、偏見、差別を解消するため、地域へ働きかけている。
学校教育の場における手話講座など、子どもの頃から障害に理解を深めることが必要。
親に代わって子どもを良く知っている支援者に必要なときにサポートしてほしい。
専門分野（数学、楽譜等）の点訳勉強会により盲学校や放送大学に協力している。
会員の高齢化が問題。
ボランティア団体の支援により、毎月、行事を計画し、イベントを実施している。
市内視覚障害者 800 人に対し録音物利用者は 60 人足らずで周知されていない。
会員の高齢化と会員数も伸び悩んでいる。
行政から障害者のために活動する団体の存在を積極的に周知してほしい。
視覚障害者に録音物の利用をどう周知していくか市の広報活動が必要。
会員の老齢化進み、役員の後継者もいない。
孤立した在宅の要支援者を支える地域での見守りシステムが必要。
身近に気軽に相談できる支援者の存在が必要。
既成の制度の枠に囚われない松戸市独自の地域福祉施策を期待する。

勉強会や広報活動など会の活動に必要な費用の捻出が困難。
障害者団体の活動支援のために市でバスの貸し出しをしてほしい。
ふれあい22*など障害者のための活動を行う場所の確保が難しい。施設の使用申請や予約方法の改善を要望しているが、改善されない。
パソコンによる点訳が増え、専門リトの購入が会員の個人負担になっている。
高齢化が進み、若い人の参加が減り、活動がスムーズにいかない。
利用料値上げのできない状況で、経営の安定と人材の確保がむずかしい。
心を病み、生きづらさを抱える人たち、支える団体などとの相互理解と連携。
活動資金が不足。

(2) 子育て支援の充実

療育・自立支援研究会を立ち上げ、当事者等が活用できる医療・福祉マップ作成の準備中。
育成会を知らない保護者へ「キャラバン隊たねっこ」の公演を通してきっかけ作りをしている。
子どもの進路先を確保した後のライフステージを考え、今できることを準備する。
親亡き後に必要な情報、本人の記録を書き込むノート（サポートノート）を活用する。
「家族支援プロジェクト」を通して子どもだけでなく親自身の将来も検討する。
昼夜を問わずに緊急に子どもを預かってくれる所があれば安心して生活できる。
放課後児童クラブで家と学校の往復のみの障害者に放課後の遊び場を提供している。
仕事をするために子どもを預けたい人もいるが、基本は子どもに遊び場の提供。
生活全般や進路先の問題について、親同士で進路先確保の活動をしている。
育成会としては、学校各事業所・行政と話し合い、問題解決のバックアップをしている。
つくし特別支援学校卒業後の進路対策が必要。

放課後、長期休暇などに利用する児童デイの不足。

障害認定を受けられない人は、社会的なサービス（教育、就労）が受けられない。

(3) 社会参加と就労の促進

特別支援学校卒業後の就労支援、日中活動の施設、グループホーム等の支援の充実が必要。

公共施設の清掃業務等を受注し障害者が清掃活動をしている。

広く一般市民に手話講座を開き、市民との関わり合いから理解が生まれる。

リハビリ終了後の日中活動の場を作ってほしい。

楽しんで生活できるよう、水泳教室、スポーツ活動、和太鼓、畠仕事などの活動をしている。

健常者を含めて、旅行や花火大会、ボーリング大会などの活動を行っている。

ぶどう狩り、料理教室、研修などのほか、討論会も企画している。

(4) 自立した地域生活の支援

日常生活用具として、イヤマフ^{*}やVOCA^{*}の支給や貸与を。

ガソリン券、タクシー券の制度を続けてほしい。

家族にとっても不安や負担が大きく、家族全体が不調になってしまう。

障害者への広報等による情報の充実。相談所の一覧の提供を。

高齢化の中、視覚障害者が利用できるグループホームなどの施設整備を要望。

視覚障害者用の老人ホームのような施設が必要。

障害福祉課の窓口に視覚障害者を配置してほしい。

手話を言語として認知されるよう、手話言語法の制定に向け国に働きかけている。

高齢の親が子どもの介護をしており、介護の負担が大きくなっている。

東葛地区に設置予定の重症心身障害児^{*}・者施設の早期開設を要望する。

市内にショートステイ先の確保を要望。

特別支援学校卒業後の通所施設等を法人等が事業実施の際には行政の支援が必要。

グループホーム、ケアホームにこだわらない、ナイトケアができる体制の整備を。
移動支援で送迎サービスができるようにするなど、障害福祉サービスの充実が必要。
移動支援を余暇活動以外にも使えるようにするなど基準の見直しを。
地域資源（学校・事業所・相談機関など）の活用が必要。
地域で孤立し、支援の届きにくい精神障害者家族や当事者とのつながりをつくり互いに支えあい、学びあう関係を築くことが必要。
患者と家族のサポートに力を入れ、患者と家族の交流の場を設けている。
一人ひとりにケアマネのような人がいて、それぞれに合った施設を紹介してほしい。
認知されて間もない障害に対し、医療や介護に従事する職員に十分理解されていない。
施設職員にも参加願い、当事者・家族の会を開き、理解を深めてもらう必要。
聴覚障害者の情報格差を減らすため文字放送、メール通信、ファックス等が普及。
手話による情報手段が望まれ、手話講座の指導等を実施している。
聴覚障害者が社会生活を送るとき、さまざまな場所で手話、要約筆記が必要。
手話、要約筆記のコーディネートをする設置通訳者の身分保障が必要。
地域に住み続けるためには福祉分野で活躍する人材を増やしていく必要がある。
障害福祉課の窓口のケースワーカー等が個々の事情に応じた窓口対応を。
家族会、地域活動支援センター*の精神障害に理解のある人の人材確保が困難。
障害者（特に18歳以上）を理解した医者に診てもらえる医療体制の整備を。
ふれあい22*のふれあい教室*の活用方法を検討し、もっとPT*を相談しやすく。
精神障害者は症状の重い人がサービスを利用しづらく、サービスに届かない人を支える必要がある。

病気の進行に伴い、コミュニケーション手段が困難になり、病態にあったスイッチが必要。
進行すると、感覚や知能ははっきりしたまま、寝たきりで食事や呼吸も困難になる。本人はもとより家族の負担は心身ともに大きく、支援体制の確立が必要。
同じ障害でありながら、介護保険の対象と対象外がある。
医療費の窓口負担をなくしてほしい。
親の高齢化により成年後見のニーズが増えており、公的機関による支援が必要。
親の高齢化に対応した施設、休日でも相談できる場所や移動相談サービスを。
声を上げられない人のために、相談窓口はそれぞれ通じやすい環境の整備が必要。
子育て、障害者、高齢者等を含めた包括的な地域生活支援システムの構築を。
聴覚障害者について理解し差別や偏見をなくす取り組みが必要。
成年後見の勉強会などで様々な制度の理解を深め、親亡き後に備える必要。
引きこもらないで外気を吸うために、リフトバス（普通車程度）の貸出しを。
特別支援学校 * 卒業後の通所施設、親亡き後の生活の場の設置に行政も支援してほしい。
病院間で電子カルテの利用をしてほしい。
福祉施設は駅の近いところに作ってほしい。

(5)安全安心なまちづくりの推進

障害者マークの駐車スペースが増えたが、健常者の車で駐車できない時がある。
身障者の駐車スペースに不適正な駐車をした場合に取り締まり、法律の制定を。
松戸駅西口は障害者にとってアクセスしにくいため、ロータリーの改善を。
バリアフリー * 化を促進し、「出かけてもよい町わが町松戸」としてほしい。
健康福祉会館（ふれあい22） * の前にバス停があるべき。
障害者にとって、ふれあい22のアクセスをはじめ公共交通機関のバリアフリーを。

誰もが安全安心に住める街づくりを。
車社会の現在、歩道整備、特に通学路、自転車の走行レーンの整備が必要。
障害福祉課の窓口を庁舎の1階に配置するなど障害者に配慮した庁舎に。
施設のバリアフリー化の推進に取り組むとともに、マナーの向上に努めること。
無料のコミュニティーバス（ノンステップ）*が整備され、停留所以外でも乗り降り自由にしてほしい。
公共施設に視覚情報の電光掲示板や振動で伝える機器の設置が必要。
聴覚障害者にやさしい松戸市（ハード面・ソフト面でのバリアフリー）に。
聴覚障害者が社会参加しやすいよう、視覚による情報提供が必要。
障害の有無に関わらず、誰もが住みやすいやさしい街づくりが必要。
電光掲示板など視覚情報を提供する設備の更なる充実が必要。
幼児から高齢者まで世代を超えた交流・情報交換・勉強会等を行いバリアフリーを提言している。
すべての駅にエレベーター、下りのエスカレーター・障害者用トイレにベッドの設置等バリアフリー化を。
公共施設の新設、増改築、改修などを行う際、これを利用する障害者の意見を反映する仕組みを設けてほしい。
就労して日中は市外で働いても、年をとって住み慣れた松戸に住むための住宅が必要。
管轄する消防署に自己申告制で事前に登録するように。
災害時に地域ごとに登録されている障害者数を把握し、救助体制作りを。
単身障害者が緊急時に消防署や警察署につながる一発通報システムの導入を。
災害時の隣近所の小さな助け合いネットワークの構築を。
自治会に情報を提供し、災害時に駆けつけてくれるシステムがほしい。
地域の人の助けが必要、災害時の支援体制の早急な整備が必要。
障害の種類に応じた障害者への情報提供が必要。
災害時における要援護者の登録を。

地震だけでなく、火災や水害のときの避難についても検討が必要。
災害時の隣近所の助け合いネットワークの構築が重要。
個々の障害の状況に応じた避難体制が必要である。
個人情報の壁はあるが、要援護者を地域で把握し一緒に避難訓練が必要。
視覚障害者は近隣の助けが必要で、災害弱者の情報提供による互助の体制を
消防署、防災課、障害福祉課の連携をもっとしっかりとつけてほしい。
居住地町会において災害時要援護者を把握し、安否確認・救助体制整備を。
福祉避難所の紹介を含め、絵や記号で一目でわかるマップが必要。
助けを求めて、相手の説明が理解できない。公的機関では知的障害者を理解できるコミュニケーションのとり方を学んでほしい。
災害弱者としての要支援者リストの作成は不可能に近い。精神障害者の場合、引きこもりの生活を続け、地域との接点のないのが現状。個人情報の保護も格別の配慮が必要。
進行すると、人工呼吸器をつけて療養し、常に電気、水は欠かせない。
福祉避難所を増やすとともに、指定避難所内に障害者ブースの設置を。
空腹が我慢できない人もいる。災害時・緊急時に食料の速やかな配布システムを。
健常者と障害者は一緒に避難生活が困難。避難所に障害者専用スペースがほしい。
指定避難所までが遠いので、近くの学校に避難できればよいが。
障害者専用の避難場所の確保を。
避難所に避難しない人が日常生活を送るための物資などの支援を。
普段利用している通所・入所施設を避難場所に指定してほしい。
障害児者には、普通食を食べられない人が多く、ゼリー飲料、ペースト食等の備蓄が必要。
精神障害者の特性に配慮した防災計画が必要。
対人関係に問題があり、避難場所は精神障害者が落ち着いて過ごせる場所を。

医療的対応について、服薬管理などの医療的支援が必要。
防災訓練に参加し、こういう人がいることをわかってもらい、こんな工夫が必要と考えてもらいたい。
断水時の広報車は聞こえない。携帯で安心安全メールを。
支援者は、少なくとも精神障害を理解できる人であること。
緊急時対策、連絡方法、避難場所と医師、看護師、ヘルパー等との事前の話し合いが必要。
障害の特性に合った支援をするための防災ハンドブックの活用を。
身体や知的障害など障害は千差万別。災害時に相談できる場所が必要。
ハザードマップ * の見直しと配布を。
障害者自身、自分の身は自分で守る心がけが大事。
避難所における聴覚障害者の情報保障の確保、視覚情報の提供が必要。
防災関係者も手話ができるようにしてください。
メール・ファックスが使用できなくなったときの方法を一緒に考えてください。
自分の避難場所の認知、SOS の笛、通訳必要カードなどを会員に指導している。
聴覚障害者の災害時情報支援を考える会 (ISG) を立ち上げ活動している。
聴覚障害者がリアルタイムで得られる情報保障を。
災害発生時の防災無線に代わる情報保障の手段が必要。
メールなどが使えない高齢者でも情報が得られるような取り組みが必要。
知的障害者本人は緊急時に助けを求めるのが苦手である事が判明。
必要な支援を受けるための情報を書いておくもの（サポートカード）を作成した。
私たち一人ひとりが、日頃から準備し、周囲の人とコミュニケーションをとる様に努力したい。
共通の「助けて」信号として、黄色いハンカチ制度があったが。
非常持ち出し用品をリュック等に準備しておくこと。

用語解說

【あ行】	解 説	掲載ペー ジ
安全安心情報メール	火災、風水害などの災害情報や不審者、犯罪情報などの緊急性の高い重要情報を、利用者登録をした方の携帯電話に自動的にメール配信するサービスです。平成18年4月1日からサービスを開始しています。	P. 66
イヤマフ	両耳を覆うことで、聴覚過敏などに対応できるもので、自閉症等の人の良好なコミュニケーションに必要となっています。	P. 123
Web119	音声による通報が困難な方でも、携帯電話のインターネット接続機能を利用して消防局に 119 番通報を行うものです。	P. 34
ALS (筋萎縮性側索硬化症)	運動神経に障害が生じ、筋力低下、筋萎縮、構音障害、嚥下障害、呼吸障害などを主症状とする進行性疾患です。一般的に20歳以上で発病し、原因は不明で、難病に指定されています。	P. 21

【か行】

基幹相談支援センター	平成24年4月施行の障害者自立支援法の改正により位置付けられた相談機関です。地域における相談支援の拠点として、障害者やその家族からの総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応）のほか、支援困難事例への対応、相談支援事業者への助言、権利擁護、虐待防止などの業務を担うことが想定されています。	P. 30 P. 62
ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスその他の社会資源を受けられるよう調整することを目的とした援助展開の方法です。	P. 30

ケース ワーカー	身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び福祉事務所などに配置され、専門的な相談及び指導、生活歴その他の調査を行う専門職です。	P. 48
健康松戸 21	松戸市総合計画後期基本計画の政策展開の方向である「健康に暮らすことができるようになります」「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるようになります」を市民の方々が達成できるよう健康づくりに取り組んでいく方向性を示しつつ、行政機関が今後取り組むべき内容を示しています。	P. 4
言語聴覚士	音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人に対し、機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導などの援助を行う専門職です。	P. 48
高次脳 機能障害	事故などで頭部を強打したり、脳卒中や低酸素脳症などにより、脳が損傷を受け、その後遺症としてみられる障害です。記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を示し、日常生活や社会生活に支障をきたします。	P. 21
こども発達 センター	健康福祉会館（ふれあい22）内の施設で、心身の発達に不安のあるお子さんとそのご家族に対して総合的な支援を行っています。 発達障害の早期発見、早期療育を実現するため、お子さんの発達に関する相談、療育を行う相談診療部門と、障害のある就学前のお子さんを対象とする保育部門（通園施設）からなります。	P. 46 P. 48
コミュニティ ーバス (ノンステップ バス)	車いすや足の不自由な人、高齢者などが楽にバスに乗り降りできるように、バスの出入り口の床を低くしたバスです。床を低くして乗降口の階段を1段にした、「ワンステップバス」と、乗降口の階段をなくした「ノンステップバス」があります。	P. 64 P. 125

【さ行】

災害時 要援護者避難 支援制度	<p>災害が発生した時又はそのおそれがある時に、高齢者や障害のある方など何らかの支援が必要な方（災害時要援護者※）に、ご本人の希望により、あらかじめ市に登録していただき、避難や安否確認などが地域の中で速やかに行うための体制を整備する仕組みです。</p> <p>※災害時要援護者</p> <p><input type="checkbox"/>介護保険の要介護認定3・4・5の方 <input type="checkbox"/>障害（身体障害1級・2級、 知的障害（療育手帳A）、 精神障害1級）のある方 <input type="checkbox"/>65歳以上のひとり暮らしの方 <input type="checkbox"/>その他支援の必要な方</p>	P. 34
作業療法士	身体又は精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るために、手芸や工作等の作業訓練を行う専門職です。	P. 48
肢体不自由	身体障害の一種。身体障害者福祉法では、四肢及び体幹の機能の著しい障害で、永続するもので、一定程度以上であると認められる障害があるものを対象とします。	P. 11 P. 48 P. 56
視能訓練士	両眼視機能に障害のある人に対し、両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う専門職です。	P. 48
自閉症	発達障害の一種で、環境の情報を正しく意味づけられない、言葉の意味が理解できず共感的コミュニケーションがとれない、行動の様式や興味の対象が局限され同じような行動を反復する、周囲の変化に恐れや苦痛を感じやすいなどの病状がみられます。	P. 21

市民後見人	判断能力が不十分な高齢者・障害者等に代わり、その財産管理などを行う者として裁判所が選任した人を成年後見人といいます。家族や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の後見人に加え、研修等を受けてその役割を担う者を「市民後見人」といいます。	P. 31
重症心身 障害児	重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態の子どもを重症心身障害児といいます。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児（者）と定めています。	P. 46 P. 58 P. 123
障害者基本法	障害者の支援に関する制度、施策、対策に関する基本理念、基本方針などを定めた法律で、地域社会における共生という基本理念のほか、国、地方公共団体等の責務、差別の禁止その他障害者に関する施策の基本的事項を定めています。	P. 3 P. 4 P. 8 P. 26
障害者 虐待防止法	正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。 障害者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護することを目的に制定された法律で、平成24年10月1日から施行されています。障害者に対する虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などが規定されています。	P. 3 P. 8 P. 62
障害者虐待防 止・障害者差 別相談センタ ー	障害者虐待防止法、障害者差別解消法に基づき、虐待・差別対応の窓口として市町村に設置されました。障害者虐待・差別の通報や届出の受理、養護者及び障害者に対する相談、指導、助言、障害者虐待の防止・差別の解消、養護者支援に関する広報その他の啓発活動を主な業務とします。	P. 31 P. 62

障害者 権利条約	障害者の人権及び尊厳について保護・促進する初めての国際条約です。平成18年、第61回国際連合総会において採択され、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障害者に他者との均等な権利を保障することを規定しています。施設及びサービスの利用可能性、合理的配慮など障害特有の問題を盛り込んだ点が特徴です。	P. 3 P. 8
障害者 差別解消法	正式には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。 国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者が、「障害を理由とする差別」をなくすための措置を定めた法律で、平成28年4月1日から施行されています。「障害を理由とする差別」をなくすための措置を実施することで、障害がある人もない人もわけへだてなく、みんながおたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくることを目的としています。	P. 31 P. 40 P. 42 P. 62
障害者週間	平成16年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わり設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。	P. 40
障害者 自立支援法	障害のある人の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念のもと、障害の種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供し、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合う仕組みの強化を柱として制定された法律です。	P. 3 P. 8
障がい者制度 改革推進本部	障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者制度の集中的な改革を行うため、平成21年に内閣に設置された組織です。	P. 8

障害者 総合支援法	<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、新たな障害保健福祉施策を講ずるために、関係法律の改正が行われ、平成25年4月1日より「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とすることになりました。この法律に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本 理念として掲げるとともに、障害者の定義に難病等が追加されます。また、平成26年4月1日より重度訪問介護の対象拡大やケアホーム・グループホームの一元化などが実施されます。</p>	P. 3 P. 8
障害者優先 調達推進法	<p>正式には、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」といい、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済的な自立を進めるため、国や地方公共団体などが障害者就労施設などの提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを推進するための法律で、平成25年4月1日から施行されます。</p>	P. 33 P. 52
障害のある人 もない人も共 に暮らしやす い千葉県づく り条例	<p>行政や、事業主、団体、個人など様々な立場の県民の皆様の理解とご協力いただき、障害のある方に対する誤解や偏見を解消するとともに、日々の暮らしや社会参加を妨げているハード・ソフトのバリアを解消することにより誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために制定された条例です。この条例に基づき、障害者差別をなくすための取組みが行われています。</p>	P. 8

自立支援医療	<p>障害者自立支援法に基づき、障害者（児）に対し、心身の障害の状態の軽減をはかり、自立した日常生活又は社会生活を営むために提供される必要な医療をいいます。</p> <p>①身体障害者に対して行われる更正医療 ②身体障害児に対して行われる育成医療 ③精神障害者に対して行われる精神通院医療の3種類に分かれます。</p>	P. 13
自立支援協議会	<p>関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成されます。</p> <p>自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。</p>	P. 31 P. 32
身体障害者手帳	身体障害者手帳は、視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸又は小腸・肝臓・免疫機能に障害がある人に都道府県知事から交付され、その程度により1級から6級に分かれます。	P. 10 P. 18
生活習慣病	従来の「成人病」がいいえられました。生活習慣病の概念は、医学的には成人病の概念とは異なりますが、対象となる病名は大半が重複しています。がん、心臓病、脳卒中、高血圧疾患、糖尿病、気管支ぜんそくなどが含まれます。	P. 56
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある人に、都道府県知事から交付され、その程度により1級から3級に分かれます。	P. 10 P. 13 P. 18

成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分であるため、財産の管理や契約などの法律行為における意思決定が困難である方に代わって、代理権を与えられた後見人が行うことにより、その判断力を補い、保護支援する制度です。大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。	P. 30 P. 31 P. 62
相談支援 専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行います。	P. 30

【た行】

地域活動支援 センター	障害者に対し、通所により創造的な活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進など、障害のある方の地域生活を支援する施設です。	P. 124
知的障害	「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とし、その判定は「知的機能の障害」について標準化された知能検査により測定された結果が、知能指数がおおむね70までとされています。程度により軽度・中度・重度・最重度と分けられます。	P. 12 P. 48 P. 56 P. 79
中核地域生活 支援センター	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談の窓口が分かれていた障害者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたっています。	P. 78

ツイッター	ブログと電子メールの中間的な位置づけのコミュニケーション・ツール。140字以内の短文のみに対応する点が特徴の一つ。インターネット接続が可能なパソコンや携帯電話などで利用します。	P. 34 P. 66
点字ブロック	歩道や駅のホームなどにあり、目の不自由な人たちが安心して歩くためのものです。細長い線（線状〔せんじょう〕ブロック）は「進め」を表し、丸いポツポツ（点状〔てんじょう〕ブロック）は「止まれ」を表しています。	P. 64
点訳	視覚障害者のコミュニケーション手段です。指先で触読できるよう、凸点6つの組み合わせで音を表記します。五十音に対応した標準点字、また数字、アルファベットに対応した表記もそろっています。	P. 21
特定健康診査等実施計画	国民健康保険の保険者である市が、健康と長寿を確保しつつ医療費の抑制にも資することを目的に、生活習慣病を中心とした疾病の予防を重視し、被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導（特定保健指導）を実施する体制について定める計画です。	P. 56
特別支援学級	小学校と中学校にある、知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴等の障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級です。	P. 42 P. 48 P. 50 P. 82

特別支援学校	比較的重度の障害のある幼児・児童・生徒を対象に一人ひとりの障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校。幼稚園、小・中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として、都道府県により設置されています。	P. 42 P. 48 P. 50 P. 82 P. 124
--------	--	--

【な行】

内部障害	身体障害の一種。身体障害者福祉法では、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害で、永続し、日常生活が著しく制限を受ける程度であると認められるものを対象とします。	P. 11 P. 56
ノーマライゼーション	障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方のことです。	はじめに

【は行】

ハートオン相談室	障害のある人、保護者又は障害のある人の介護を行なう人などからの相談を受け、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行なうことを目的に、障害種別ごとに設置された相談室です。 • サポートネット松戸：精神障害対象 • エール：知的障害対象 • みらい：身体障害対象	P. 31 P. 62
ハザードマップ	災害予測図。火山噴火・地震・台風などが起きた場合に、災害を引き起こす可能性のある諸現象を地図上に示したものをおきます。	P. 127
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものを言います。	P. 48

パブリック コメント	市の基本的な政策の策定過程において、その案を示し、広く市民等の意見を求め、その意見に対して市の考え方を示す一連の手続のことで、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図ることを目的としています。	P. 74
バリアフリー	高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方です。	P. 22 P. 27 P. 64 P. 121 P. 125
バリアフリー・コンフリクト	バリアフリー化によって生み出される新たな問題と、その問題をめぐって人々の間に引き起こされる衝突・対立を指し示すための用語です。 たとえば、視覚障害者の移動のバリアフリーを実現するために敷かれた点字ブロックが、車いす利用者の移動の妨げとなってしまうといったことはその典型例です。 バリアフリー化にあたっては、さまざまな障害のある人や障害のない人にとっても利用しやすいよう、一つの方向からだけものを見るのではなく、バリアフリー・コンフリクトを意識した多方向からの視点が必要です。	P. 64
ハローワーク	国（厚生労働省）が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。ハローワークでは、求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的に行っていますが、障害者雇用についても、その促進を図るため、障害のある人の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っています。	P. 16
PT	理学療法士のこと。（P. 140）	P. 124

ふれあい22	健康福祉社会館の愛称。保健・医療・福祉サービスのより具体的な展開を図るために設置されたもので、地域住民や総合的な保健サービスの提供や、自主的な健康づくりの拠点となる「常盤平保健福祉センター」、心身の発達に不安のある子どもたちとその家族への総合的な支援を行う「こども発達センター」、障害があっても自立した社会生活が送れるように支援するための「障害者福祉センター」などが一体となって、障害をもつ人の社会への参加を促進するための事業を行っています。	P. 18 P. 20 P. 64 P. 124 P. 125
ふれあい教室	障害者福祉センターで、障害者を対象に開催されている創作活動や機能訓練を行う教室です。対象者は、18歳以上の、市内在住で障害者手帳を持っている人またはそれに準ずる人となっています。〔機能訓練(リハビリ)については、医療的な管理が終了し他の施設などで訓練をうけていない65歳未満の人〕	P. 54 P. 124
ふれあい相談室	身体、知的、精神に障害のある人の介護を行なう人などの相談に応じ、必要な情報提供、権利擁護のために必要な支援を行なう相談室です。	P. 31
放課後児童クラブ	保護者が就労等の理由で扈間家庭にいない小学1年生から3年生までの児童及び6年生までの障害児（施設の定員に余裕があり、理由がある場合は高学年も利用可）を放課後に預かる事業です。	P. 48

法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。	P. 16 P. 22 P. 33 P. 52
VOCA (ヴォカ)	ヴォカは、音声によるコミュニケーションが困難な人のためのコミュニケーションツールで、ボタンを押すことで音声を出すことができます。 一般的には携帯可能な大きさであり、日常生活用具品目「携帯用会話補助装置」に対応している装置です。	P. 123

【ま行】

松戸市介護保険事業計画	介護保険事業計画は、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画です。 高齢者保健福祉計画は、市町村が将来必要な高齢者保健福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するための計画です。 介護保険事業計画を包括する総合的計画として位置づけられる高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、計画期間は同一とし、作成も同時にを行うのが適当とされているため、松戸市では、“いきいき安心プラン”的名称で、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的にまとめています。	P. 4
松戸市高齢者保健福祉計画	児童福祉法（第33条の20の規定）及び国の定める「基本指針」に即して、児童福祉法による障害福祉児童通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を策定することとされた法定の計画です。	P. 4
松戸市障害児福祉計画	児童福祉法（第33条の20の規定）及び国の定める「基本指針」に即して、児童福祉法による障害福祉児童通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を策定することとされた法定の計画です。	P. 4

松戸市障害者福祉センター	健康福祉社会館（ふれあい22）内の施設で、心身に障害を持った人が、家庭に閉じこもらず、地域社会へ参加できるよう支援します。機能訓練や社会参加促進を図る講座、陶芸・絵手紙などの創作活動やスポーツ・レクリエーションなどさまざまな機会を提供するとともに、障害者団体が企画する研修会や自主活動のための場所も提供します。	P. 54
松戸市 障害福祉計画	障害者総合支援法（第88条の規定）及び国の定める「基本指針」に即して、障害者総合支援法による障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を策定することとされた法定の計画です。	P. 3 P. 4
松戸市 総合計画	「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。「基本構想」は、市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記するもので、期間は、平成10年度から平成32年度までの23年間です。「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するもので、後期基本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。「実施計画」は、基本計画に掲げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせた3カ年ごとの短期的な事業計画です。	P. 4
松戸市 地域福祉計画	社会福祉法（第107条の規定）に基づき、地域福祉推進のために、地域住民の意見を十分に反映させながら策定されることとされた法定計画であり、今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になるものとされています。	P. 4
松戸市地域 福祉活動計画	社会福祉法（第109条）に、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられている社会福祉協議会が策定し、地域住民や民間団体が主体となって、地域福祉の推進を計画的に行うための活動、行動計画であり、松戸市の策定する「地域福祉計画」とその理念や地域福祉推進の方向性を共有することが望まれます。	P. 44

盲・ろう学校	学校教育法における特別支援学校です。なお、平成19年3月31日以前は、盲学校・聾学校・養護学校（包括して、特殊教育諸学校と称していた）は、特殊教育（特別支援教育）を行う学校として個々の学校種として法令に規定されていたものの、平成19年4月1日からは、同一の学校種となりました。	P. 48 P. 50
--------	--	----------------

【や行】

ユニバーサルデザイン	高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインする考え方のことです。	P. 65
------------	--	-------

【ら行】

理学療法	身体に障害のある人に対して、主としてその基本動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動と電気マッサージ、温熱等の物理的手段を組み合わせて治療することです。	P. 46
理学療法士	身体に障害のある人に対し、主としてその基本動作能力の回復を図るため、治療体操やその他の運動、電気マッサージ、温熱等の物理的手段を組み合わせて治療を行う専門職です。	P. 48
療育	「肢体不自由児の父」といわれる高木憲次の造語であり、療は医療を、育は養育・保育・教育を意味し、「療育とは、時代の科学を総動員して、肢体不自由をできるだけ克服し、自活の途が立つよう育成することである」と定義されました。	P. 46
療育手帳	療育手帳は、全ての知的障害者を対象として、都道府県知事から手帳が交付され、その程度によりA（重度の場合）からB（その他の場合）の区分に分かれます。	P. 10 P. 12 P. 18
臨床心理士	心理学的技法により、患者を検査・診断して、様々な心理療法やカウンセリング、心理テスト等を行う専門職です。	P. 48

【わ行】

ワンストップ	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きを一度に行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い用語です。	P. 30
ワンルート 整備	ワンルート整備とは、ホーム階から地上（改札を経由）までの段差をエレベーターまたはエスカレーターで解消し、車いす利用者などが円滑に移動できる経路を1駅に1経路確保することをいいます。	P. 64

第2次松戸市障害者計画

— 中間評価改訂版 —

平成29年11月発行

松戸市福祉長寿部障害福祉課

〒271-8588 松戸市根本387-5

TEL: 047-366-7348 FAX: 047-366-7613

